第４期中期目標期間

年金積立金管理運用独立行政法人

業務実績報告及び自己評価書

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ	年金積立金の管理及び運用業務

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅰ　年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	Ⅰ　年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、（２）基本的な運用手法及び運用目標、（３）運用の多様化・高度	（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【Ａ】 （２）基本的な運用手法及び運用目標【Ａ】 （３）運用の多様化・高度化【Ａ】 （４）運用受託機関等の選定、評価及び管理【Ａ】 （５）リスク管理【Ｓ】 （６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資【Ａ】 （７）情報発信・広報及び透明性の確保【Ａ】	評定：Ａ 令和６年度までの５年間の運用実績については、資産全体の収益率（累積）＋65.42%、収益額（累積）＋約 98 兆円となった。中期目標として設定されている資産全体の超過収益率（超過収益率ゼロ以上）は年率で＋0.6%となった。また、長期目標として設定されている年金積立金全体（年金特会含む）の実質的な運用利回り（名目賃金上昇率＋1.7%）に対して、＋3.99%（市場運用開始以降 24 年間平均）となった。 リスク指標については、期間を通じて低水準に抑制した。令和６年度には、推定トラッキングエラーは、13～27bp（令和元年度　26～67bp）となり、VaR レシオは 0.98～1.01（令和元年度　1.01～１.09）で推移した。（VaR　レシオとは、リスク量について基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、１に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。） 期間を通じて、ポートフォリオの管理、運用の多様化・高度化、リスク管理などに取り組み、リスク対比リターンを改善した。具体的には、①ファンドの入れ替え、機動的かつ精緻なリバランス等により、基本ポートフォリオに基づく安定的な運用基盤を確立、②その上で、期間後半には超過収益獲得を目的とするアクティブ運用にも注力し、内外株式では、金融工学に基づく定量的アプローチを採用して４つの地域別株式アクティブポートフォリオを構築し、令和６年度末時点で超過収益を計上、③オルタナティブ投資においても、新たに基本ポートフォリオに即したリスク管理を実施するとともに、超過収益の源泉を拡充するべく、LPS に対する投資を実施、④ESG 指数を新規採用（５指数→９指数）するととも

			化、(４)運用受託機関等の選定、評価及び管理、(５)リスク管理、(６)スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資、(７)情報発信・広報及び透明性の確保の各項目を実施したか。		に、既存指数も指数会社とのエンゲージメント等を通じて改善するほか、ESG 指数投資に対するリスク調整ファンドを設置、⑤基本ポートフォリオとの乖離状況等について日次で把握した上で、従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析しリバランス等に活用、等に取り組んだ。 スチュワードシップ活動やＥＳＧを考慮した投資に関しては、①債券の運用受託機関に対するスチュワードシップ評価の開始、②上場企業や運用受託機関を対象とした調査や情報発信を拡大、③ESG 指数の新規採用を進め、ESG 指数に基づくパッシブ運用は９ファンドに拡大（前期末比＋４）、④サステナビリティ投資方針の策定、⑤スチュワードシップ活動・ESG 投資の効果測定を外部機関と共同して実施、等に取り組んだ。 広報活動については、コロナ禍を機にオウンドメディア（公式ＨＰ・ＳＮＳ）の活用に注力した。「伝わりやすさ」と「ファクト発信」を軸に、多様なコンテンツを配信するなど、戦略的な情報発信を行った。中期計画で設定した３つのテーマ「年金制度における積立金の役割」・「長期分散投資の効用」・「ESG 投資の意義」を繰り返し訴求し、期間後半には「運用の高度化」を追加し、平日はＸを毎日投稿する等、PDCA サイクルの中で改善に取り組んだ。その結果、Ｘのフォロワーや YouTube チャンネル登録者数は大幅に増加した。報道内容も短期の運用実績を伝えるものが減少し、長期分散投資に関するものが増加している。また、広報効果測定においては、GPIF に対する信頼度の上昇が確認された。 ①第４期中期目標期間においては、コロナショックの影響、ロシアのウクライナ侵攻、世界的なインフレと欧米の利上げ等により、不安定な市場環境が続いたが、運用の多様化・高度化が奏功し、運用目標を達成したこと、②市場変動が激しい中でリスク管理に注力した結果、リスク指標は前期比で大幅に低減しリスクを抑制していること、③ESG 活動、スチュワードシップ活動についても先進的な取組を行ったほか、被保険者向けの広報活動にも注力したこと。 以上により、「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」という所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Ａと評価する。 ＜課題と対応＞ ● 市場インパクトを回避しつつ、適時適切なリバランスを行うための、投資判断・執行体制等の更なる高度化 ● 定量的なリスク・リターンの分析・検証を踏まえたアクティブファンドの新規選定・入れ替えにより、より安定的な超過収益獲得が期待できるアクティブファンドポートフォリオを構築 ● オルタナティブ投資の定量的な分析手法の確立に向けた検証を進めつつ、適切なリスク管理体制を整備しながら、新たな投資手法の検討を含め、取組を着実に推進 ● これまでの ESG、スチュワードシップ活動に対する効果検証やサステナビリティ投資方針を踏まえたサステナビリティ投資の推進 ● 透明性の確保や情報発信の充実による国民からの一層の理解と信頼の確保

1．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ－1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

2．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合	株主議決権行使等の適切な対応	51/51 100%	55/55 100%	63/63 100%	78/78 100%	122/122 100%	160/160 100%
同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合	同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	22/22 100%	19/20 95%	22/23 96%	34/35 97%	43/43 100%	44/44 100%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常利益（千円）					
行政コスト（千円）					
従事人員数					

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針		第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 令和２年３月に厚生労働大臣から示された第４期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することとされた。第４期中期計画において、財政検証及び中期目標並びに近年の経済情勢を踏まえて令和２年３月に策定した基本ポートフォリオ（令和２年４月から適用）に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。 第４期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこととされた。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）について	＜評定と根拠＞ 評定：A 本項目については、①年金積立金の運用は専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと、②市場の価格形成や民間の投資行動をゆがめないよう、特に資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること、が主な目標として設定されている。 上記の目標に対して、第４期中期目標の新たな目標（複合ベンチマーク収益率の確保）を踏まえ、経営委員会のガバナンスの下、市場への影響に十分留意しながら年金積立金の管理及び運用業務を継続的に改善した。具体的には、収益の影響、市場インパクト等を検討して適切な資産を選定し、時期を見つつ売買を執行、結果についても都度振り返りを実施した。また、幅広い分析、迅速な投資判断、機動的な執行という運用サイクルを定着させ市場急変時にも的確に対応した。 市場変動（ボラティリティ）が大きな時期が続く環境で、機動的かつ精緻なリバランス等のため、年間取引量が増大する中でも、円滑なオペレーションを実現した。 厚生労働省とも密に連携し、精緻な流動性管理を安定的に行う業務フローを確立。資産全体の収益率向上に貢献した。 さらに、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」の趣旨に賛同して受け入れるとともに、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を策定した。

	年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。 ① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第79条の２及び国民年金法第75条） これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みとなっている。 ② 外部運用機	年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成２６年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第１号）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主	＜評価の視点＞ （１）年金積立金の管理及び運用に当たって、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っているか。また、積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っているか。 （２）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針について、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行っているか。	は、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 （令和２年４月１日改正） 第４期中期計画及び令和２年度計画に基づき、改正が必要な部分について一部改正を行った。 （令和２年７月 21 日改正） 各運用対象資産に係る評価ベンチマークが変更となったことに伴い、一部改正を行った。 （令和２年 12 月 16 日改正） キャッシュアウト等対応ファンドを廃止することに伴い、一部改正を行った。 （令和３年１月 20 日改正） 財投債を売却するための管理ファンド（売却管理ファンド）を新設するため、一部改正を行った。 （令和３年３月 10 日改正） 一時的に外貨キャッシュを滞留させる指定単ファンドにおける決済資金の管理を資産管理機関による資金の管理に付随する業務として位置付けることを明示するため、一部改正を行った。 （令和３年７月１日改正） 財投債の会計区分を満期保有目的債券から売買目的有価証券に変更したことにより、業務方法書に規定する「国民年金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 18 号）附則第 37 条第１項の規定に基づき引き受けた公債（財投債）であって満期保有とするもの」の保有が無くなったため、業務方法書及び業務方針について関連規定の削除等を行った。 （令和３年 10 月１日改正） オルタナティブ資産に係るＬＰＳ投資のため、運用基本方針、運用ガイドライン等につき定めた。 リスク管理が高度化等していることに伴い、リスク管理に関する規定内容を見直した。 （令和３年 10 月 28 日改正） 外国債券の評価ベンチマークであるＦＴＳＥ世界国債インデックスにおける中国国債の組入れに際し、第 59 回経営委員会の議決に基づき、同インデックスについて、中国国債を除いたものに変更する改正を行った。 （令和３年 12 月１日改正）	以上のように、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行い、不安定な市場、資産規模の急拡大等の中で、市場影響等に配慮しつつ、流動性の確保、リスクの管理・抑制、超過収益の獲得に向けた取組をバランスよく実行できる体制を確立・定着させ、超過収益の獲得を実現したことは、所期の目標を上回る成果が得られたものと判断し、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１）関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っている。積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行ったほか、令和６年度には「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」を受け入れるとともに、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を新たに策定しており、所期の目標を達成していると考える。 （２）業務方針について、必要に応じて見直しを実施し、改正を行っており、所期の目標を達成していると考える。

	関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第21条等） 　これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。 ③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の２等の目的に適合するものでなければならない。（法第20条第２項） 　年金積立金の	体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 　なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。		法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的として、自家運用で株価指数先物取引を開始することに伴い、所要の改正を行った。 （令和４年３月 29 日改正） 債券のスチュワードシップ評価の開始に伴い、スチュワードシップ責任に係る事項について株式に限定しないものに変更する改正を行った。 （令和４年５月 26 日改正） 自家運用について、外部委託では取組が難しい運用に注力する旨位置づけが変更されたことに伴い、所要の改正を行った。 （令和５年１月 17 日改正） 自家運用における株価指数先物ファンドにおいて、新たに外国為替を取り扱う事業者と取引すること等に伴い、所要の改正を行った。 （令和５年８月 22 日改正） 自家運用における外貨建て短期資産ファンドの効率的な運用を図るため、マネー・マーケット・ファンドを短期資産の投資対象に加えることに伴い、所要の改正を行った。 （令和５年 12 月 12 日改正） 当法人の運用機関及びファンドを分析評価する能力が高まっていることを踏まえ、運用受託機関をより多くの運用機関から採用しうるよう、運用受託機関の選定基準を見直す改正を行った。 （令和６年２月８日改正） 法人全体の資産のリバランスの精緻化に対応するため、自家運用において新たに、外国債券先物及び先物外国為替（店頭デリバティブに限る。）の管理及び運用を行うことに伴い、所要の改正を行った。 （令和６年 12 月２日改正） 自家運用の執行能力の向上並びに執行プロセスの公正性、透明性及び一貫性の確保を図ることを目的として、取引先の評価・選定基準等を定めることに関する規程を置く等の所要の改正を行った。 （令和７年３月 27 日改正） 第５期中期計画及びサステナビリティ投資方針の策定に伴い、所要の改正を行った。 　また、令和６年８月 28 日に策定された「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」の趣旨に賛同して受け入れるとともに、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を策定し、公表した。	

	運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。 ① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。 ② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。 ③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。 積立金の管理				

	及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第１号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。				
	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ①受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	（３）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 令和５年度において、法人業務の効率性向上と業務リスク等の低減を目的とした取組みとして、全部室を対象に業務マニュアルの点検及び整備を行った。 令和６年度には、運用の多様化・高度化に伴い、運用部門の業務内容が拡大していることから、コンプライアンス機能の一層の強化を目的に令和６年 10 月に法務室内にコンプライアンス体制強化準備室を設置し、令和７年３月にコンプライアンスチームを立ち上げた。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 １月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵	（３）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考える。

コンプライアンスハンドブックの改定	
２年度	令和２年５月・令和３年３月
３年度	令和３年 10 月
４年度	令和４年６月・10 月
５年度	令和５年４月・８月
６年度	令和６年４月・７月

				守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するｅラーニング研修を実施した。 また、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的として、コンプライアンス集合研修を実施した。 毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みを実施した。	
	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること。 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	②市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。 また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。 ｉ　運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証	（４）市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意しているか。 （５）企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。 （６）運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、保有状況の確認を行っているか。	②　市場及び民間の活動への影響に対する考慮 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、令和２年度において、市場運用部内にリバランスのための専門のチームを立ち上げ、配分回収の執行方法について運用機関ときめ細かく調整することにより、過大なインパクトがないように配慮した執行が可能となった。 ア　令和２年度においては、年金特別会計への寄託金償還等については、これまでキャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用していたが、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、国内債券パッシブファンド及び財投債ファンドの売却資金・利金を活用すること等により対応した。キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドは廃止した。 令和３年度においては、精緻な流動性管理が安定化し、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。年金特別会計への寄託金償還等については、厚生労働省と密に情報交換し、償還等見込み時期・額について把握分析した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。これらにより、短期資産を最小限に維持し、より利回りが見込める資産に投資可能とした。 令和４年度、令和５年度及び令和６年度においては、精緻な流動性管理を安定的に行えるようになり、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。寄託金償還の見通し等については厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った イ　令和２年度においては、運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 令和３年度以降においては、資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立した。 ・投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。	（４）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立した。具体的には以下のとおりである。 ・投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・インハウスファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用するとともに、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高を自動的に捕捉する仕組みを構築した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （５）企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 （６）民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。 令和２年度においては、国内株式で同一社内の複数ファンドを合算して見た場合に５％を超える保有が発生したが、早期の対応・解消が図られた。外国株式においては該当がなかった。 令和３年度においては、外国株式で５％を超える保有が発生したが、早期の対応・解消が図られた。国内株式においては該当がなかった。 令和４年度においては、国内株式で５％を超える保有が１件発生したが、早期の対応・解消が図られた。外国株式においては該当がなかった。

		券の保有について制限を設ける。 ⅱ　株式運用において個別銘柄の選択は行わない。	（７）株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。	・リバランスのための専担チームにおいて、市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関の変更等に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 さらに令和６年度においては、インハウスファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用するとともに、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高を自動的に捕捉する仕組みを構築した。 各年度において、企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っている。 また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼさないよう、十分に考慮し以下の取組を実施した。 ⅰ　民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。 ⅱ　民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。	令和５年度及び令和６年度においては、５％を超える事象について該当がなかった。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （７）企業経営等に与える影響を十分に考慮し、運用受託機関に個別銘柄指図は行っておらず、所期の目標を達成していると考える。
	（３）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	（３）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（８）他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めているか。	（３）他の管理運用主体との連携 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の４管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めた。 また、令和２年度、令和３年度及び令和５年度において、それぞれ第４回・第５回・第６回 GPIF Finance Awards を実施し、国家公務員共済組合連合会のほか厚生労働省、金融庁、文部科学省から後援の協力を得、受賞記念講演会等を開催した。 令和６年に「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（以下「財政検証」という）が作成されたことに伴い、４管理運用主体が共通して参酌する「積立金の資産の構成の目標」（以下「モデルポートフォリオ」という）について、４管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行った。	（８）国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の４管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めており、また、令和２年度、令和３年度及び令和５年度において、それぞれ第４回・第５回・第６回 GPIF Finance Awards を実施し、国家公務員共済組合連合会のほか厚生労働省、金融庁、文部科学省から後援の協力を得、受賞記念講演会等を開催している。また、令和６年度は財政検証が行われたことに伴い、４管理運用主体が共通して参酌するモデルポートフォリオについて、４管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 ● 第５期中期目標の達成の達成に向け、第４期中期目標期間の取組の分析・検証に基づき、運用環境の変化や運用資産額の拡大等に着実に対応しながら、年金積立金の管理及び運用業務を遂行

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ―２	基本的な運用手法及び運用目標

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
資産全体のベンチマーク収益率の確保	資産全体のベンチマーク収益率の確保	資産全体に対する超過収益率（中期目標期間超過収益率）	+0.32%	−0.06%	−0.06%	+0.04% (+0.05%)	+0.09% (+0.06%)
各資産のベンチマーク収益率の確保	各資産のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率（中期目標期間超過収益率）	+0.02%	+0.23%	−0.09%	+0.20% (+0.09%)	+0.26% (+0.13%)
		国内株式に対する超過収益率（中期目標期間超過収益率）	−0.59%	+0.13%	−0.27%	+0.07% (−0.15%)	+0.09% (−0.09%)
		外国債券に対する超過収益率　（中期目標期間超過収益率）	+1.63%	+0.41%	+0.44%	+0.51% (+0.75%)	+0.09% (+0.61%)
		外国株式に対する超過収益率　（中期目標期間超過収益率）	−0.79%	−0.90%	−0.05%	−0.57% (−0.55%)	−0.26% (−0.48%)
ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を経営委員会へ報告し、投資行動のPDCAサイクルの取組を実施した回数	ベンチマーク収益率の確保	4回	14回	13回	13回	13回	13回

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
３．基本的な運用	３．基本的な運用		３．基本的な運用手法及び運用目標	＜評定と根拠＞

	手法及び運用目標 （１）長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第２条の４第１項及び国民年金法第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。） を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。 【重要度　高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要	手法及び運用目標 （１）基本ポートフォリオに基づく運用 年金積立金の運用は、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２条の４第１項及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投	＜評価の視点＞ （１）基本ポートフォリオに基づく年金積立金の管理及び運用を適切に行っているか。 （２）各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確	（１）基本ポートフォリオに基づく運用 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、各年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 （２）評価ベンチマーク収益率の確保 【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】 各年度における資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●令和２年４月～令和７年３月 （単位:%） 令和２年度においては、資産全体について+0.32%とプラスの超過収益率となった。一方で、基本ポートフォリオに対し、令和２年度第１四半期の推定トラッキングエラーが 100bp（１年後に約 68%の確率で±1%以内の変動幅になることが見込まれる）程度に対し、令和２年度末には 51bp となりリスクは低減し、年間を通じて 43～108bp で推移した。 令和３年度においては、米国等の利上げ開始やロシアのウクライナ侵攻等により、年度後半にかけて変動が激しくなった市場環境下であるにもかかわらず、第４期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。令和３年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+5.42%、+約 10 兆円となった。令和３年度における超過収益率は-0.06%、第４期中期目標期間の累積では+0.26%となった。一方で、令和３年度に推定トラッキングエラーは 18～35bp、VaR レシオは 1.00～1.03 で推移しリスクは低水準に抑制した。 令和４年度においては、世界的にインフレ率（CPI）が約 40 年ぶりの水準に急上昇したことを受けて、海外の中央銀行が陸続と金融引締めを続け、株式と債券の同時安となる場面があるなど、不安定な市場環境が続いたにもかかわらず、第４期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。令和４年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+1.50%、+約３兆円となった。令和４年度における超過収益率は-0.06%、第４期中期目標期間の累積では+0.18%となった。一方で、令和４年度に推定トラッキングエラーは 16～44bp、VaR レシオは 1.00～1.04 で推移しリスクは引き続き低水準に抑制した。 令和５年度においては、金融引締めの副作用による金融システムの脆弱性が意識される一方で、インフレが高止まる中でも経済のソフトランディング期待	評定：A 本項目については、①中期目標期間においてベンチマーク収益率を確保すること、②長期的に、年金積立金の実質的な運用利回り 1.7%を最低限のリスクで確保すること、③基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること、④年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保すること、が主な目標として設定されている。 上記の目標に対して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて策定した基本ポートフォリオに基づき、きめ細かなリスク管理を行うとともに、運用の多様化・高度化に取り組んだことにより、令和６年度末時点において中期・長期目標ともに超過達成したことに加え、リスク水準も大きく低減した。 さらに、厚生労働省と密に連携し、精緻な流動性管理を安定的に行う業務フローを確立。資産全体の収益率向上に貢献した。（Ⅰ－1 参照） 結果として、資産全体の超過収益率は＋0.06%（年率）、年金積立金の実質的な運用利回りは＋3.99%（市場運用開始以降 24 年間平均）となった。リスク指標である①推定トラッキングエラーは、令和６年度において 13～27bp（令和５年度 13～29bp、令和４年度 16～44bp、令和３年度 18～35bp、令和２年度 43～108bp）、②VaR レシオは令和６年度において 0.98～1.01（令和５年度 1.00～1.02、令和４年度 1.00～1.04、令和３年度 1.00～1.03、令和２年度 1.01～1.05）で推移した。 加えて、令和６年度には、被用者年金一元化後の積立金運用を担う４管理運用主体が共同して定めるモデルポートフォリオを参酌した上で、財政検証上で示された４つの経済前提それぞれに対応するリターンを想定し、運用目標である実質的な運用利回り（1.9%）を満たしつつ、最もリスクの小さいポートフォリオとして、第５期中期目標期間の基本ポートフォリオを策定した。 以上のように、市場変動をもたらす様々な不確定要素が生じた中でも、基本ポートフォリオに基づく精緻なリスク管理により、リスク水準を前期に比して大幅に低減させ、必要な収益を確保したことは、「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」という目標を上回る成果が得られたと判断し、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１）資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況については、原則毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （２）資産全体について、中期目標期間における超過収益率は＋0.06%、一方で、推定トラッキングエラーは令和６年度では 13～27bp、VaR レシオは 0.98～1.01 で推移しリスクは低水準に抑制した。 各資産については、国内債券については、中期目標期間における超過収益率は+0.13%となった。

	超過収益率					
	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	通期
資産全体	+0.32	−0.06	−0.06	+0.04	+0.09	+0.06

	な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。 （２）ベンチマーク収益率の確保 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。 【目標設定の考え方】 ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産	資を基本とする。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。 （２）ベンチマーク収益率の確保 各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。 パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行	保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保しているか。	が先行して欧米株式市場は堅調となり、国内株式市場もバブル期の高値水準を回復し、第４期中期目標で設定された収益目標を達成した。令和５年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+22.67%、+約 45 兆円、第４期中期目標期間の累積でそれぞれ+64.26%、+約 96 兆円となった。令和５年度における超過収益率は+0.04%、第４期中期目標期間の累積では+0.27%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和５年度では 14～29bp、VaR レシオは 1.00～1.02 で推移しリスクは引き続き低水準に抑制した。 令和６年度においては、FRB が利下げに転じたことや年末にかけての米国巨大ハイテク銘柄が主導する株高、および日銀の利上げなどにより、最終的には株式、債券ともに、外国資産はプラス、国内資産はマイナスのリターンとなったが、第４期中期目標で設定された収益目標を達成した。令和６年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+0.71%、+約 1.7 兆円、第４期中期目標期間の累積でそれぞれ+65.42%、+約 98 兆円となった。令和６年度における超過収益率は+0.09%、第４期中期目標期間の累積では+0.43%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和６年度では 13～27bp、VaR レシオは 0.98～1.01 で推移しリスクは引き続き低水準に抑制した。 国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成 13 年度以降の 24 年間の平均で＋3.99%となっており、平成 27 年度以降の長期的な運用目標 1.7%を上回っている。 また、各年度における各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。令和４年度以降は為替リスクや金利リスク等について、複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。 ●令和２年４月～令和７年３月 （単位:%） **超過収益率** |		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	通期
---	---	---	---	---	---	---	---
国内債券		**+0.02**	**+0.23**	**−0.09**	**+0.20**	**+0.26**	**+0.13**
	パッシブ	−0.34	−0.15	−0.46	−0.40	−0.00	−0.27
	アクティブ	+0.78	+1.51	+0.80	+0.92	+0.50	+0.90
外国債券		**+1.63**	**+0.41**	**+0.44**	**+0.51**	**+0.09**	**+0.61**
	パッシブ	−1.20	−0.13	−0.06	+0.35	−0.04	−0.23
	アクティブ	+8.75	+2.26	+2.44	−0.59	+4.00	+3.39
国内株式		**−0.59**	**+0.13**	**−0.27**	**+0.07**	**+0.09**	**−0.09**
	パッシブ	−0.93	+0.27	−0.34	+0.40	+0.02	−0.10
	アクティブ	+3.00	−1.92	+0.89	−4.85	+1.89	−0.13
外国株式		**−0.79**	**−0.90**	**−0.05**	**−0.57**	**−0.26**	**−0.48**		外国債券については、中期目標期間における超過収益率は+0.61%となった。国内株式については、中期目標期間における超過収益率は−0.09%となった。外国株式については、中期目標期間における超過収益率は−0.48%となった。以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

	パッシブ	-0.53	-0.07	+0.05	-0.26	-0.25	-0.19
	アクティブ	-2.52	-6.45	-1.57	-3.48	-0.69	-2.90

【令和２年度】

各資産については、国内債券はベンチマーク並みの収益率を確保した。外国債券はプラスの超過収益率となり、国内株式及び外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.02%の超過収益率となった。

国内債券においては、パッシブ運用がマイナスの超過収益率となる一方、コロナショック後に大きく回復したクレジットセクターのオーバーウエイト等が寄与してアクティブ運用がプラスの超過収益率となった。

外国債券については、+1.63%の超過収益率となった。

外国債券においては、パッシブ運用が地域別の国債配分がマイナスの超過収益率となる一方、コロナショック後に大きく回復したクレジットセクターのオーバーウエイト等が寄与してアクティブ運用がプラスの超過収益率となった。

国内株式については、-0.59%の超過収益率となった。

国内株式においては、スマートベータを中心にパッシブ運用がマイナスの超過収益率となる一方、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用がプラスの超過収益率となった。

外国株式については、-0.79%の超過収益率となった。

外国株式においては、パッシブ運用及びアクティブ運用のいずれもマイナスの超過収益率となった。パッシブ運用で新興国をアンダーウエイトしたこと、下落相場耐性に重点を置いたアクティブ運用が大幅な上昇相場で劣後したことが要因となった。

【令和３年度】

各資産については、国内債券、外国債券、国内株式の３資産は、プラスの超過収益率となったが、外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.23%の超過収益率となった。パッシブ運用がヘッジ付き外国債券を中心にマイナスの超過収益率となったが、アクティブ運用は物価連動国債やクレジットセクターのオーバーウエイトが寄与してプラスの超過収益率となった。

外国債券については、+0.41%の超過収益率となった。パッシブ運用が地域別の国債配分によりマイナスの超過収益率となる一方、アクティブ運用は外国債券として位置づけているオルタナティブ投資が大きく寄与してプラスの超過収益率となった。

国内株式については、+0.13%の超過収益率となった。パッシブ運用がＥＳＧ指数やスマートベータ指数を中心にプラスの超過収益率となる一方、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用がマイナスの超過収益率となった。

外国株式については、-0.90%の超過収益率となった。パッシブ運用はベンチマーク並みの収益率となったが、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用では大幅なマイナス超過収益率となった。

の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮する。

【重要度 高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

（３）モデルポートフォリオの策定及び見直し

他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。

財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

い、投資行動のＰＤＣＡサイクルが回るように努める。

（３）モデルポートフォリオの策定

他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。

（４）モデルポートフォリオの見直し

モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証にお

		いて必要と判断されたときに実施する。		【令和４年度】 　各資産については、外国債券はプラスの超過収益率、国内債券及び外国株式はベンチマーク並み、国内株式はマイナスの超過収益率となった。 　国内債券については、-0.09％の超過収益率となった。物価連動国債やオルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、為替ヘッジ付き外国債券がマイナスに寄与した。 　外国債券については、+0.44％の超過収益率となった。社債のオーバーウエイト、オルタナティブ資産がプラスに寄与した。 　国内株式については、-0.27％の超過収益率となった。アクティブ運用がプラスに寄与する一方、ＥＳＧのパッシブ運用がマイナスに寄与した。 　外国株式については、-0.05％の超過収益率となった。オルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、アクティブ運用がベンチマークの要因でマイナスに寄与した。 【令和５年度】 　各資産については、国内債券と外国債券はプラスの超過収益率、国内株式はベンチマーク並み、外国株式はマイナスの超過収益率となった。 　国内債券については、+0.20％の超過収益率となった。社債のオーバーウエイト、物価連動国債の保有、インハウス運用での金利リスクがプラスに寄与した。 　外国債券については、+0.51％の超過収益率となった。社債のオーバーウエイトがプラスに寄与した。 　国内株式については、+0.07％の超過収益率となった。ＥＳＧのパッシブ運用がプラスに寄与する一方、アクティブ運用とオルタナティブ資産がマイナスに寄与した。 　外国株式については、-0.57％の超過収益率となった。アクティブ運用がプラスに寄与する一方、オルタナティブ資産がマイナスに寄与した。 【令和６年度】 　各資産については、国内債券はプラスの超過収益率、外国債券と国内株式はベンチマーク並み、外国株式はマイナスの超過収益率となった。 　国内債券については、+0.26％の超過収益率となった。金利ポジションと物価連動国債の保有、国内債券アクティブ運用がプラスに寄与した。 　外国債券については、+0.09％の超過収益率となった。米国投資適格社債のアクティブ運用、オルタナティブ資産がプラスに寄与した。 　国内株式については、+0.09％の超過収益率となった。ESG パッシブ運用と国内株式アクティブ運用が寄与した。 　外国株式については、-0.26％の超過収益率となった。オルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、外国株式アクティブ運用がマイナスに寄与した。	
	（４）基本ポートフォリオの策定及び見直し 　経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。 　その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等に	（５）基本ポートフォリオの基本的考え方 　経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。 　その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検			

	よる検証を行うこと。 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。 なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	証を行う。 （６）基本ポートフォリオ ①資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券２５％ 外国債券２５％ 国内株式２５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債券±７％ 外国債券±６％ 国内株式±８％ 外国株式±７％ 債券全体±１１％ 株式全体±１１％ （注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券	（３）ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いているか。 （４）パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告しているか。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファン	●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。ベンチマーク要因は、令和４年度以降は為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。 （単位：％） |		ベンチマーク要因①	ファンド要因②	その他要因③	超過収益率 ①＋②＋③
２年度	国内債券	−0.05	+0.06	+0.01	+0.02
	外国債券	+0.21	+1.44	−0.02	+1.63
	国内株式	−0.79	+0.21	−0.01	−0.59
	外国株式	−0.26	−0.53	+0.00	−0.79
３年度	国内債券	+0.04	+0.19	+0.00	+0.23
	外国債券	−0.09	+0.50	−0.00	+0.41
	国内株式	+0.24	−0.12	+0.01	+0.13
	外国株式	+0.06	−0.96	+0.00	−0.90
４年度	国内債券	−0.17	+0.09	−0.00	−0.09
	外国債券	+0.14	+0.30	+0.00	+0.44
	国内株式	−0.31	+0.05	−0.01	−0.27
	外国株式	−0.08	+0.04	−0.00	−0.05
５年度	国内債券	+0.05	+0.11	+0.04	+0.20
	外国債券	+0.38	+0.11	+0.02	+0.51
	国内株式	+0.46	−0.35	−0.04	+0.07
	外国株式	+0.06	−0.63	+0.00	−0.57
６年度	国内債券	+0.19	+0.05	+0.03	+0.26
	外国債券	−0.02	+0.09	+0.02	+0.09
	国内株式	+0.08	+0.01	−0.01	+0.09
	外国株式	+0.01	−0.27	+0.00	−0.26	 （注１）ベンチマーク要因とは、ファンドのマネジャー・ベンチマークと各資産の政策ベンチマークとの収益率の差による要因。 （注２）ファンド要因とは、ファンドとマネジャー・ベンチマークとの収益率の差による要因。 （注３）その他の要因とは、計算上の誤差等の要因。 【ベンチマーク】 ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。 なお、中国国債は、令和３年 10 月からＦＴＳＥ世界国債インデックスに組み入れられたが、国際的な決済システムでの決済ができないこと、当法人の投資規模と比較して市場の流動性が限定的であること、先物取引が外国人投資家	（３）ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、所期の目標を達成していると考える。 （４）パフォーマンス評価にあたっては、これまで超過収益率を、資産配分要因、ベンチマーク要因、ファンド要因等に分解して分析をしていたところであるが、令和５年度から、パフォーマンス計測にあたっては、インフラストラクチャー及び不動産について、基本ポートフォリオに合わせて円貨・外貨比率を調整の上で伝統資産及びプライベート・エクイティと分離するとともに、投資行動をより精緻に計測するため、受渡日ベースから約定日ベースに変更し、株価指数先物取引の想定元本を加味したベースとし、適切な見直しを行った。 その際、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオについては、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等の分析に加えて、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的な分析を行うなど、できる限り投資行動に沿った要因分解も行い、投資行動の PDCA サイクルが回るように努めた。

		に区分する。 ②乖離許容幅の考え方 　経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。 ③オルタナティブ資産運用の在り方 　オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって５％の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容	ド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のＰＤＣＡサイクルが回るように努めているか。 （５）他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下、「モデルポートフォリオ」という。）を定めているか。 （６）モデルポートフォリオについて、財政の現況及び見通しが作成されたときや策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を加え、必要に応じ、これを変更しているか。 （７）基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングな	には認められていないこと等から、中国国債を除くインデックスを外国債券のベンチマークとした。 【令和２年度】 国内債券：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ「除くＡＢＳ」 国内株式：ＴＯＰＩＸ（配当込み） 外国債券：ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） 外国株式：ＭＳＣＩ　ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前） 【令和３年度以降】 国内債券：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ「除くＡＢＳ」 国内株式：ＴＯＰＩＸ（配当込み） 外国債券：ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース） 外国株式：ＭＳＣＩ　ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前） 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 　運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因（誤差含む）の４つの要因に分解すると、次のとおりである。 　ベンチマーク要因は、令和４年度以降は為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。	この結果は日次で役員や関係部室に連携し、月次の運用リスク管理委員会において法人全体で共有し、四半期毎に経営委員会に報告している。 　これに基づき資産配分、ベンチマーク、各運用受託機関の配分・回収の投資判断に、より精緻、頻繁かつタイムリーに活用するなど、投資行動のＰＤＣＡサイクルが一層回るようにした。（Ⅰ－５参照） 　以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （５）現在のモデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同して定めており、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定している。以上により、所期の目標を達成していると考える。 （６）令和６年度は財政検証が行われたことに伴い、モデルポートフォリオについて、４管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行った。 　以上により、所期の目標を達成していると考える。 （７）第５期中期計画における基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定した。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する

		認する。	リスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮しているか。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っているか。	（単位：%） 資産配分要因①／ベンチマーク要因②／ファンド要因③／その他要因（誤差含む）④／①+②+③+④ 2年度 国内債券 −0.10 −0.02 +0.02 +0.00 −0.10 外国債券 +0.13 +0.06 +0.42 −0.02 +0.58 国内株式 −0.14 −0.17 +0.04 +0.00 −0.26 外国株式 +0.26 −0.05 −0.11 −0.01 +0.10 合計 +0.15 −0.17 +0.37 −0.03 +0.32 3年度 国内債券 +0.01 +0.01 +0.05 −0.00 +0.07 外国債券 +0.00 −0.02 +0.13 +0.00 +0.11 国内株式 −0.04 +0.06 −0.03 +0.00 −0.01 外国株式 −0.02 +0.01 −0.21 −0.00 −0.22 合計 −0.05 +0.06 −0.07 −0.00 −0.06 4年度 国内債券 −0.02 −0.05 +0.02 +0.00 −0.04 外国債券 −0.02 +0.03 +0.07 −0.00 +0.09 国内株式 −0.01 −0.07 +0.01 −0.00 −0.08 外国株式 −0.01 −0.02 +0.00 −0.00 −0.03 合計 −0.06 −0.11 +0.11 −0.00 −0.06 5年度 国内債券 −0.06 +0.02 +0.04 +0.01 +0.00 外国債券 +0.02 +0.10 +0.03 +0.00 +0.15 国内株式 −0.04 +0.10 −0.08 −0.01 −0.03 外国株式 +0.04 +0.01 −0.14 −0.00 −0.09 合計 −0.04 +0.23 −0.16 +0.01 +0.04 6年度 国内債券 +0.03 +0.05 +0.01 +0.01 +0.10 外国債券 −0.02 −0.00 +0.02 +0.01 +0.00 国内株式 +0.00 +0.02 +0.00 −0.00 +0.03 外国株式 +0.04 −0.00 −0.07 −0.00 −0.03 合計 +0.05 +0.07 −0.03 +0.01 +0.09 通期（累積） 国内債券 −0.18 +0.02 +0.21 +0.03 +0.08 外国債券 +0.13 +0.23 +0.95 −0.02 +1.29 国内株式 −0.32 −0.08 −0.08 −0.01 −0.48 外国株式 +0.41 −0.06 −0.78 −0.01 −0.45 合計 +0.04 +0.11 +0.29 −0.01 +0.43 さらに、令和５年度から、パフォーマンス計測にあたっては、インフラストラクチャー及び不動産について、基本ポートフォリオに合わせて円貨・外貨比率を調整の上で伝統資産及びプライベート・エクイティと分離するとともに、投資行動をより精緻に計測するため、受渡日ベースから約定日ベースに変更し、株価指数先物取引の想定元本を加味したベースとした。 その際、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオについては、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等の分析に加えて、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的な分析を行うなど、できる限り投資行動に沿った要因分解も行った。 「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオに係る収益率と複	等、リスクシナリオ等による検証を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因（誤差を含む）の４つの要因に分解すると、次のとおりである。

【令和５年度】

（単位：%）

	資産全体のうち「伝統資産＋プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解				
	資産配分要因①	ベンチマーク要因②	ファンド要因③	その他要因（誤差含む）④	寄与度 ①+②+③+④
全体：＋0.25%	+0.00	+0.24	−0.00	+0.01	+0.25
国内債券	+0.00	+0.04	+0.03	+0.01	+0.08
外国債券	+0.00	+0.09	+0.03	+0.00	+0.12
国内株式	+0.00	+0.10	−0.06	−0.01	+0.04
外国株式	−0.00	+0.01	−0.01 （うちPE：-0.05）	+0.00	+0.01

【令和６年度】

（単位：%）

	資産全体のうち「伝統資産＋プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解				
	資産配分要因①	ベンチマーク要因②	ファンド要因③	その他要因（誤差含む）④	寄与度 ①+②+③+④
全体：＋0.05%	+0.04	+0.05	−0.05	+0.01	+0.05
国内債券	+0.05	+0.03	+0.01	+0.01	+0.09
外国債券	−0.02	+0.00	+0.00	+0.01	−0.01
国内株式	−0.00	+0.02	−0.00	−0.00	+0.02
外国株式	+0.02	−0.00	−0.06 （うちPE：+0.01）	+0.00	−0.04

「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオに係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率については、投資行動に沿って、①インフラストラクチャー、②不動産、③為替調整、④短期資産の４つに分解すると、次のとおりである。

【令和５年度】

（単位：%）

	資産全体のうち「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解				
	インフラストラクチャー ①	不動産 ②	為替調整 ③	短期資産 ④	寄与度 ①+②+③+④
全体：−0.21%	-0.02	-0.08	-0.10	-0.00	-0.21

【令和６年度】

		（７）基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの検証は中期目標期間中に適時適切に実施するほか、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等経営委員会が必要と認めるときは、中期目標期間中であっても、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。	（８）基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、中期目標期間中に適時適切に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等必要があると認める場合には、中期目標期間中であっても必要に応じて見直しの検討を行っているか。	（単位：%） 資産全体のうち「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解 インフラストラクチャー ①：+0.05 不動産 ②：+0.01 為替調整 ③：-0.02 短期資産 ④：+0.00 寄与度 ①+②+③+④：+0.04 全体：+0.04% （３）基本ポートフォリオ 中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。また、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオについては、他の管理運用主体と共同して定めている。 なお、現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。 令和６年度は財政検証が行われたことに伴い、４管理運用主体が共通して参酌するモデルポートフォリオについて、４管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行った。 さらに、上記のモデルポートフォリオを参酌し、管理運用法人の第５期中期計画における基本ポートフォリオを策定した。この基本ポートフォリオは、経営委員会において６回にわたり議論を重ね決定し、令和７年４月１日より適用となった。経営委員会での議論を円滑に進めるため、令和４年度より経営委員会の下に経済・金融の専門家からなる検討作業班を設け、多面的かつ包括的、理論的・実務的な観点から 20 回に及ぶ検討を重ねた。 年金積立金の運用については、将来の安定的な年金給付に向けて、足下の運用環境の変化や将来想定される運用環境に対応しながら、長期的に年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することが必要である。 その上で、基本ポートフォリオの策定にあたっては、 ・厚生労働省が実施する財政検証の結果や、厚生労働大臣から与えられる中期目標を踏まえるとともに、被用者年金一元化後の積立金運用を担う４管理運用主体が共同して定めるモデルポートフォリオを参酌した。 ・資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して策定した。 ・近年の世界情勢は、様々な地政学リスクや地球規模の課題がもたらす経済・社会への影響といった不確実性が高まっていることなどを踏まえ、フォワード・ルッキングな観点からリスク分析を行った。 このような背景を踏まえ、各資産の期待リターンを推計し、各資産のリスクと資産間の相関係数の推計方法を変更するとともに数値を更新した。その際、財政検証で示された４つの経済前提それぞれに対応する期待リターンを想定	（８）第４期中期計画において定めた基本ポートフォリオの検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」や「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の２段階での実施とすることとしている。モニタリングは経営委員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等ＰＴにおいて適時適切に実施してきた。 令和６年度は財政検証が行われたことに伴い、上記の検証に関わらず、基本ポートフォリオの見直しについて検討を行い、第５期中期計画における基本ポートフォリオを策定した。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

することとし、運用目標である実質的な運用利回り 1.9%を満たしつつ、最もリスクの小さなポートフォリオを選定した結果、資産構成割合は第４期と同様のものとなった。

【第4期】

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅（各資産）	±7%	±6%	±8%	±7%
乖離許容幅（債券・株式）	±11%		±11%	

【第5期】

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅（各資産）	±6%	±5%	±6%	±6%
乖離許容幅（債券・株式）	±9%		±9%	

乖離許容幅は、４資産の幅とともに、株式リスクの管理強化の観点から、債券・株式全体についても設定した。新たに想定したリスクを元に乖離許容幅を推計したところ、第４期と比べて小さくなった。

なお、オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）については、今後の組織体制等から想定される第５期中期計画における投資規模を踏まえ、引き続き、独立した資産区分としては位置づけず、リスク・リターン特性に応じて国内債券、外国債券、国内株式、外国株式の中で管理することとし、資産全体の５％を上限とすることとした。

（４）基本ポートフォリオの見直し

第４期中期計画において定めた基本ポートフォリオの検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」や「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の２段階での実施とすることとしている。モニタリングは経営委員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等ＰＴにおいて適時適切に実施してきた。

令和６年度は財政検証が行われたことに伴い、上記の検証に関わらず、基本ポートフォリオの見直しについて検討を行い、第５期中期計画における基本ポートフォリオを策定した。

なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施するものであるが、財政検証が行われたことに伴い、４管理運用主体が共同してモデルポートフォリオの検討を行い、変更を行った。

	（５）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	（８）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	（９）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保しているか。その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を行っているか。	（５）年金給付のための流動性の確保 【年金特別会計への預託金償還等】 令和２年度においては、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、国内債券パッシブファンド及び財投債ファンドの売却資金・利金を活用すること等により対応し、収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。寄託金償還等に必要な流動性の確保については、新たに厚生労働省との間で、定期的に寄託金償還等の見通しについて連携するなど精緻化した結果、キャッシュアウト等対応ファンドを廃止し、償還等に備えて保有する短期資産の額を引き下げ、これらにより計約 11.5 兆円を、より収益を得られる資産に配分できるようになった。その結果、フルインベストメントを実現することができた。 令和３年度、令和４年度、令和５年度及び令和６年度においては、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 【市場分析】 令和２年度においては、運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 令和３年度、令和４年度及び令和５年度及び令和６年度においては、定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 【短期借入金】 短期借入については、各年度において、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。	（９）年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 ● 基本ポートフォリオの策定の前提となった経済状況の見通しやリスク等についての継続的なモニタリングと毎年度の適時適切な検証 ● ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から、法人自ら国内外の市場動向を常時把握し、各資産における市場流動性を加味しながら機動的なリバランス等を検討・実行 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ―３	運用の多様化・高度化

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
アクティブ運用における超過収益の確保	アクティブ運用における超過収益の確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保	4資産中1資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	パッシブ運用における運用収益の向上	月1回以上	46回	41回	26回	20回	27回
新たな運用手法及び運用対象の導入等について、経営委員会・投資委員会で検討を実施した案件の数	運用収益の向上	―	5件	9件	7件	11件	9件
オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数	運用収益の向上	1件	2件	3件	4件	8件	7件

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）	―				
決算額（千円）					
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
４．運用の多様化・高度化 運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとすること。ただし、アクティブ運	４．運用の多様化・高度化 （１）運用手法 運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリ		４．運用の多様化・高度化 （１）運用手法 ①　令和２年度令和３年度においては、該当事項はなかった。 令和４年度においては、インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。 令和５年度においては、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、インハウスにおける外債先物取引及び為替フォワード取引開始に向けての準備を進め、経営委員会に事前報告した。 なお、既に導入している株価指数先物取引については、取引状況を四半期ごとに経営委員会に報告している。	＜評定と根拠＞ 評定：A 本項目については、①原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、その上でアクティブ運用に取り組むことにより超過収益を獲得すること、②新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、経営委員会において幅広に検討を行うとともに経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を実施すること、③オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること、また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること、が主な目標として設定されている。 上記の目標に対して、法人ポートフォリオ全体のリスク把握・分析や、インデックスに関する情報収集・分析などをもとに、長期的なリターン向上のため、多様なパッシブファンドの設定、既存ファンドの総点検、マネジャー・ベンチマー

用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。

新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広に検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

オルタナティブ投資については、

スク管理を行う。

運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、平成３０年度より導入している新実績連動報酬体系等を通じて、アクティブ運用受託機関とのアラインメント強化とアクティブ運用受託機関のセルフガバナンス向上を図る。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難いオルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用

＜評価の視点＞

（１）アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに、中期目標期間において超過収益を獲得しているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか。さらに、アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーの管理、アクティブ運用受託機関とのアラインメント強化とその

令和６年度においては、オルタナティブ資産の投資手法に関して、自家運用 LPS 投資を開始して以降直面している制約等を踏まえ、投資手法の追加や制約の緩和が望まれる内容について、幅広く整理し厚生労働省との協議を行った上で、国内資産への投資手法の多様化策として活用できる匿名組合出資について経営委員会において審議を行った。

②　各年度におけるパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。

●パッシブ及びアクティブの割合（令和２年４月～令和７年３月）

（単位：%）

		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
国内債券	パッシブ	72.93	76.60	58.12	48.92	54.33
	アクティブ	27.07	23.40	41.88	51.08	45.67
外国債券	パッシブ	76.12	79.22	86.28	96.79	96.00
	アクティブ	23.88	20.78	13.72	3.21	4.00
国内株式	パッシブ	92.97	93.65	93.06	95.51	95.40
	アクティブ	7.03	6.35	6.94	4.49	4.60
外国株式	パッシブ	87.99	90.82	93.57	87.97	82.20
	アクティブ	12.01	9.18	6.43	12.03	17.80
合計	パッシブ	82.69	85.21	82.82	82.31	81.84
	アクティブ	17.31	14.79	17.18	17.69	18.16

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。

令和４年度においては、新たに開始した北米株式のアクティブ運用では、パッシブ６ファンドの設定も併せて行い、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正している。既存ファンドにおいても、MSCI Kokusai Value パッシブファンドを立ち上げ、グローバル株式アクティブ運用から生じるスタイルリスクの軽減を図った。また、外国債券においては、金利リスク管理の高度化の観点から、米国及び欧州の 10 年超の国債のパッシブファンドを新設したほか、米国の物価連動国債のパッシブファンドの設定を決定した。

令和５年度においては、新たに開始した先進国株式（除く日本）のアクティブ運用及び国内株のアクティブ運用では、運用スタイルの異なるアクティブファンドを多数選定し戦略の分散を図ると同時に、複数のパッシブファンドの設定も行い、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正している。先進国（除く日本）株式では、アクティブ 14 ファンドを新たに選定するとともにパッシブ 11 ファンドを設定。国内株式ではアクティブ 23 ファンドを新たに選定するとともにパッシブ 8 ファンドを設定した。

令和６年度においては、北米株式のマネジャー・ストラクチャーを見直し

クの見直し等を実施した。

その結果、安定的なパッシブ運用が可能となり、アクティブ運用にも取り組むことにより超過収益の獲得につながった。

さらに、新たにリスク管理を目的とした株価指数先物を活用する等、機動的かつ精緻なリバランスを実施した。

加えて、市場急変時には、リスク管理のため迅速なアクティブファンド残高の削減を行うなど、ファンド管理の精度も大きく向上した。

オルタナティブ投資については、運用受託機関（投資一任方式）の選定を進めたほか、超過収益の源泉を拡充すべく LPS 投資を開始。（令和 6 年度末において契約締結済のファンド数は 33 まで増加（前期末比＋25））。また、オルタナティブ資産と伝統資産の運用パフォーマンスをより正確に比較可能な計測法（SBDA（Spread Based Direct Alpha））を開発し、新規案件の選定や既存案件のモニタリングに活用している。

以上の取組などが、第４期中期目標期間より新たに目標とされた「複合ベンチマーク収益率の確保」を達成し、超過収益の獲得につながったことから、所期の目標を上回る成果が得られたものと判断し、Ａと評価する。

【評価の視点】

（１）アクティブ運用については、令和２・４・６年度において、4 資産中 3 資産について超過収益を獲得した。

また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしている。

令和２年度においては、パフォーマンス不振等の８アクティブファンド(資産額約 2.7 兆円）の解約を決定した一方で、6 年ぶりに国内株式のアクティブファンド５社を選定した。国内債券も８年ぶりに新規アクティブファンドの選定作業を進めた。

令和３年度においては、パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の４アクティブファンド（資産額約 0.4 兆円）を解約した一方で、安定的な超過収益の確保が見込める国内債券の５アクティブファンドを新規で採用し、合計約 1.25 兆円の資金を配分した。

令和４年度においては、パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、外国債券、外国株式の５アクティブファンド（資産額計約 3.3 兆円）を解約、加えて、外国債券及び外国株式の７アクティブファンドの解約を決定した。一方で、安定的な超過収益の確保が見込める北米株式 19 アクティブファンドを新たに採用し、合計約２兆円の資金を配分した。また、国内債券アクティブ運用では超過収益獲得能力の向上のため、５ファンドから約 2.2 兆円を一部回収し、同額を他の７ファンドへ再配分することを

	伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。	に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。	セルフガバナンス向上を図る取組を適切に行っているか。 （２）ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。さらに、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収	アクティブ 12 ファンドを追加で設定した。また、新たに先進国株式（除く北米）の選定を進め、アクティブ 17 ファンド及びスタイルリスク等を補正するためのパッシブ２ファンドを設定、運用を開始した。外国債券では、米国投資適格社債を投資対象としたアクティブ７ファンドを設定、運用を開始した。国内債券では、マネジャー・ストラクチャーの見直しを行い、アクティブ 3 ファンドの解約を決定するとともに、アクティブファンド間でリバランスを実施し、ポートフォリオの最適化を進めた。 ●各資産の対ベンチマーク超過収益率（令和２年４月～令和７年３月） 令和４年度以降においては、資産全体の超過収益率を確保するために、為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。 （単位:%） **超過収益率** |	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	通期
---	---	---	---	---	---	---
国内債券	**+0.02**	**+0.23**	**−0.09**	**+0.20**	**+0.26**	**+0.13**
パッシブ運用	−0.34	−0.15	−0.46	−0.40	−0.00	−0.27
アクティブ運用	+0.78	+1.51	+0.80	+0.92	+0.50	+0.90
外国債券	**+1.63**	**+0.41**	**+0.44**	**+0.51**	**+0.09**	**+0.61**
パッシブ運用	−1.20	−0.13	−0.06	+0.35	−0.04	−0.23
アクティブ運用	+8.75	+2.26	+2.44	−0.59	+4.00	+3.39
国内株式	**−0.59**	**+0.13**	**−0.27**	**+0.07**	**+0.09**	**−0.09**
パッシブ運用	−0.93	+0.27	−0.34	+0.40	+0.02	−0.10
アクティブ運用	+3.00	−1.92	+0.89	−4.85	+1.89	−0.13
外国株式	**−0.79**	**−0.90**	**−0.05**	**−0.57**	**−0.26**	**−0.48**
パッシブ運用	−0.53	−0.07	+0.05	−0.26	−0.25	−0.19
アクティブ運用	−2.52	−6.45	−1.57	−3.48	−0.69	−2.90	 ③　マネジャー・ベンチマークの設定 【令和２年度】 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、安定的な超過収益確保の観点から、新規選定に当たり国内株式で J-REIT、外国債券で地域別のハイイールドパッシブ、外国株式でＥＳＧのベンチマークを新たに設定した一方で、スマートベータ型の４ファンド（合計約 2.9 兆円）は解約した。令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始した。募集分野は、ＥＳＧ分野のうち当法人による投資が行われていない３分野（外国株ＥＳＧ総合指数、外国株ダイバーシティ指数及び債券環境指数）とし、指数に関する情報収集・	決定した。 令和５年度においては、金融工学に基づく定量的な分析に基づき、先進国株式（除く日本）14 ファンド、日本株 23 ファンドを選定したほか、外国債券においては、主要なリスクの量を GPIF が能動的にコントロールできるよう、総合型(幅広い地域・証券種別等に投資する形態)のアクティブファンドは全て解約とした一方で、特化型(地域・証券種別等を限定して投資する形態)のアクティブファンドの新規選定を進めた。 令和６年度においては、国内債券では、マネジャー・ストラクチャーの見直しを行い、アクティブ３ファンドの解約を決定するとともに、アクティブファンド間でリバランスを実施した。外国債券では、米国投資適格社債を投資対象としたアクティブ７ファンドを設定した。外国株式では、北米株式のマネジャー・ストラクチャーを見直しアクティブ 12 ファンドを追加で設定した。また、新たに先進国株式（除く北米）の選定を進め、アクティブ 17 ファンドを設定した。アクティブマネジャーの選定においては、実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアラインメントのとれた報酬体系とすることができた。 各年度において適切な対応を取っていることから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （２）パッシブ運用については、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 【令和２年度】 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式 J-REIT 指数、外国債券で米国、欧州でハイイールド、外国株式でＥＳＧのファンドを新たに設定した一方で、スマートベータ型の４ファンド（合計約 2.9 兆円）は解約した。 また、平成 29 年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。これらに加え、＜オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンスの定量的分析手法の高度化の為、伝統的資産の定量的モニタリング指標（TWR 等）とオルタナティブ資産での指標（IRR 等）の比較衡量を実施。また運用リスク管理委員会では従来から行っているオルタナティブ資産各ファンドのパフォーマンスのパブリック・ベンチマーク（PME+の手法による）との比較に加え、NAV の変動要因分析も報告することとした。 さらに令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始した。募集分野は、ＥＳＧ分野のうち当法人による投資が行われていない３分野（外国株ＥＳＧ

			集・分析を継続的に行っているか。	分析を実施した。なお、現在は分野を限定せず多様なインデックスの提案を受け付けている。 提供された情報の分析の結果、外国株ＥＳＧ総合指数、及び外国株ダイバーシティ指数について、それぞれ１社選定し、運用を開始した。（合計約 1.3 兆円） 【令和３年度】 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、安定的な超過収益確保及び評価ベンチマークとのミスフィット（乖離）リスク抑制の観点から、国内債券アクティブのマネジャー・ベンチマークを NOMURA-BPI 物価連動国債プラスから NOMURA-BPI「除く ABS」へ変更した。また国内株式でＥＳＧ指数パッシブを設定した他、リスク管理の高度化の観点から、外国債券で地域別の投資適格社債パッシブを設定した。 令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和３年度においては、国内株ＥＳＧ総合指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株ＥＳＧ総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。 この他にも、物価連動国債の為替ヘッジ付き MBS 取引への活用も行った。 【令和４年度】 新たに開始した北米株式アクティブ運用では、ファンドごとに最適なマネジャー・ベンチマーク９種を適用するとともに、それらアクティブファンド群から生じるリスクを補正するために６種の新たなマネジャー・ベンチマークによりパッシブ運用を開始した。 オルタナティブ資産については、既存案件及び新規投資案件の評価において一般的に市場で認められる評価手法を用いることに加え、より定量的なパフォーマンスデータの裏付けを伴う評価を行うべく運用機関から膨大なデータを収集し、管理・運用業務の専門性を向上させた。また、従前よりピアグループ比較等の用途で調達し活用していた私募市場のベンチマークに加え、基本ポートフォリオの政策ベンチマークに対する超過収益確保の観点から、上場市場のパフォーマンス比較を行うべく類似の上場市場のベンチマークにつき調査、選定し、試行的なパフォーマンス評価を開始した。ベンチマークの調査においては海外の年金基金等の状況についても調査し、各ベンチマークのメリット・デメリットを把握した。 令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和４年度においては、国内株女性活躍指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数について、Morningstar 日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数（除く REIT）を選定し、運用を開始した。 【令和５年度】	総合指数、外国株ダイバーシティ指数及び債券環境指数）とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。なお、現在は分野を限定せず多様なインデックスの提案を受け付けている。 提供された情報の分析の結果、外国株ＥＳＧ総合指数、及び外国株ダイバーシティ指数について、それぞれ１社選定し、運用を開始した。（合計約 1.3 兆円） 【令和３年度】 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で新たなＥＳＧ指数ファンド、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債ファンドを設定し、資金を配分した。また、外国株式で地域別パッシブのファンドを追加設定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。 また、平成 29 年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。これらに加え、前年度明確化した抽出基準を用いて、効率的に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因の詳細分析、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。さらにプライベート資産と上場資産との連動制検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等にも着手し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に努めた。 さらにインデックス・ポスティングに関しては、国内株ＥＳＧ総合指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。 提供された情報の分析の結果、国内株ＥＳＧ総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。 【令和４年度】 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなＥＳＧ指数、外国債券について米国及び欧州の 10 年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。 また、平成 29 年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な

				伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについて、リスク管理の精緻化等の観点から見直しを行った。 外国債券では、欧米の総合型指数と新興国債券指数を解約する一方、欧米の長期国債指数を採用した。 国内株式では、TOPIX の 6 つのサブ指数と MSCI Japan を採用するとともに、MSCI の ESG 指数を変更した。 外国株式では、MSCI の KOKUSAI Value を廃止する一方、KOKUSAI IMI 、US30、EASEA Large Cap Growth と Value を採用した。 オルタナティブ資産については、既存ファンドのモニタリングや新規ファンドの選定等の評価において、一般的に市場で認められる評価手法（内部収益率（IRR）や投資倍率（TVPI）等）を用いることに加え、より適切にオルタナティブ投資の上場市場に対する超過リターンを測定できる手法として「Spread Based Direct Alpha (SBDA)」を開発し、定量評価を開始した。内部収益率や投資倍率といった絶対評価に加え、SBDA による上場市場に対する相対評価を通じた複眼的な管理・評価を行うことで、管理・運用業務の専門性を向上させた。また、過去 10 数年に渡ってインフラストラクチャーと不動産に係る上場ファンドが増加し、これらのファンドをインデックス化することが定着してきていることやプライベート・エクイティについては上場株式市場との関連性が強まっていること等を勘案し、オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場商品と上場商品との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス・リスク管理を試行した。 令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和５年度は、MSCI の国内株式 ESG 指数を変更し、政策ベンチマークに含まれていない J-REIT の除外等により、基本ポートフォリオに対するトラッキングエラーを低減した。 【令和６年度】 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについて、リスク管理の精緻化等の観点から見直しを行った。 外国債券では、米国投資適格社債アクティブファンド群から生じる金利リスクを調整する目的で、米国投資適格社債の年限別指数を新たに採用した。 国内株式では、当法人が採用する ESG 指数の親指数と政策ベンチマークである TOPIX の構成銘柄の違いによって生じる意図せぬリスクを抑制するための指数を採用した。 外国株式では、北米株式アクティブファンド群のスタイルリスク補正に用いる指数を見直した。 オルタナティブ資産については、既存ファンドのモニタリングや新規ファンドの選定等の評価において、一般的に市場で認められる評価手法（内部収益率（IRR）や投資倍率（TVPI）等）を用いることに加え、より適切にオルタナティブ投資の上場市場に対する超過リターンを測定する手法として令和５年度に開発した「Spread Based Direct Alpha (SBDA)」によるパフォーマ	知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。具体的には、投資環境のボラティリティが増加する中、注視先案件にかかる抽出基準を用いて、より早期かつ効率的に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因の詳細分析、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。さらにプライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証を前年以上に深化させ、従来の定性評価に加えて、各種定量評価の導入を進めることで、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法をより高度かつ客観的なものになるように注力した。海外機関投資家のモニタリング、リスク管理状況の把握を目的として、経営委員とともに欧米主要年金基金を２週間にわたり訪問し、今後のリスク管理態勢の強化にかかり、ヒアリング内容を法人内で共有した。 さらにインデックス・ポスティングに関しては、国内株女性活躍指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。 提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数について、Morningstar 日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数（除く REIT）を選定し、運用を開始した。 【令和５年度】 パッシブ運用については、株式アクティブ運用の採用拡大に伴い、各地域でのリスクを調整するためのパッシブファンドを設定した。また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行い、外国債券では、欧米の総合型指数と新興国債券指数を解約する一方、欧米の長期国債指数を採用。国内株式では、TOPIX の 6 つのサブ指数と MSCI Japan を採用するとともに、MSCI の ESG 指数を変更した。外国株式では、MSCI の KOKUSAI Value を廃止する一方、KOKUSAI IMI 、US30、EASEA Large Cap Growth と Value を採用した。このほか、 MSCI の国内株式 ESG 指数を変更し、政策ベンチマークに含まれていない J-REIT の除外等により、基本ポートフォリオに対するトラッキングエラーを低減した。 オルタナティブ資産の評価について、定性評価においては、平成 29 年度に設定した運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程に加え、令和５年度には新たにＬＰＳ特有の留意点を踏まえた選定プロセス等のルールを明確化し、運用受託機関等の選定及び年間の運用状況・活動状況の総合評価・モニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。 また、定量評価においてはこれまでの取組みを継続しつつ、令和５年度は

				ンス計測を定着させ、既存案件についてTableau計表によるパフォーマンスモニタリングを可能とした。また、新規案件の選定においては、内部収益率や投資倍率といった絶対評価に加え、大量の実績データの分析に基づくSBDAによる上場市場に対する相対評価、リターン要因等の詳細分析を通じた複眼的な管理・評価を行うことで、将来の超過収益獲得の蓋然性が高い案件の選定に関する管理・運用業務の専門性を向上させた。また、オルタナティブ資産の役割が上場資産から成る基本ポートフォリオに対して超過収益を獲得することにあることを明確化しつつ、オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、資産や案件毎に適切な上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとして設定し、パフォーマンス・リスク管理を継続的に実施した。 令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、ESG 指数をはじめとする様々なインデックスに関する情報収集に努めた。 ④　超過収益の確保に向け、アクティブ運用機関アラインメント強化等、以下の取組を各年度において実施した。 【令和２年度】 国内株式アクティブマネジャーの審査においては、新実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアライメントのとれた報酬体系とすることができた。また、報酬制度について当法人とのアライメントがとれているかどうかの観点から総合評価を実施した。 パフォーマンス不振等の８アクティブファンド（資産額約2.7兆円）の解約を決定した一方で、6年ぶりに国内株式のアクティブファンド5社を選定した。国内債券も８年ぶりに新規アクティブファンドの選定作業を進めた。 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式 J-REIT 指数、外国債券で米国、欧州でハイイールド、外国株式でＥＳＧのファンドを設定した。加えて、新たに為替ヘッジ付きモーゲージ債パッシブファンドを創設した。 【令和３年度】 アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行うこととし、委託先運用機関への説明を行い、令和４年度より適用することとした。パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で新たなＥＳＧ指数、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債を設定し、資金を配分した。外国債券で地域別の投資適格社債パッシブ２ファンドを設定したことで、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。また、外国株式でも地域別パッシブのファンドを追加設定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。	分析の高度化・精緻化を目指した取組みを更に進めており、新たに以下を実施し、オルタナティブ資産の定量分析・リスク管理を充実させている。 ・インフラストラクチャーと不動産は、債券としてのリスク特性と株式としてのリスク特性の両方を有しているが、その特性の強弱は状況経済情勢等に応じて変化するため、伝統資産と合わせた管理ではリスクを的確に把握できないという課題があった。このため、インフラストラクチャーと不動産については、その資産特性を踏まえた内部管理方法として、伝統資産とは別管理とする運営を開始した。その際、基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点から、インフラストラクチャーと不動産の各ファンドは、円通貨で運用されるファンドの場合は国内債券５０％・国内株式５０％、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券５０％・外国株式５０％で運用されるものとした（この比率をプロキシ比率という。）。なお、プライベート・エクイティについては国内株式または外国株式１００％として伝統資産と合わせて管理することとした。 ・オルタナティブ資産と伝統資産の運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として、Spread Based Direct Alpha（ＳＢＤＡ）を開発し、超過収益率の算出を開始した。 ・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。GPIF では、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えている。各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築の検討を開始した。 ・過去 10 数年に渡ってインフラストラクチャーと不動産に係る上場ファンドが増加し、これらのファンドをインデックス化することが定着してきていることやプライベート・エクイティについては上場株式市場との関連性が強まっていること等を勘案し、オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場商品と上場商品との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を試行した。 【令和６年度】 パッシブ運用については、株式アクティブ運用の採用拡大に伴い、各地域でのリスクを調整するためのパッシブファンドを設定した。また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行った。 外国債券では、米国投資適格社債アクティブファンド群から生じる金利リスクを調整する目的で、米国投資適格社債の年限別指数を新たに採用した。 国内株式では、当法人が採用する ESG 指数の親指数と政策ベンチマークである TOPIX の構成銘柄の違いによって生じる意図せぬリスクを抑制する

				【令和４年度】 アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行い、令和４年度より適用した。パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなＥＳＧ指数、外国債券について米国及び欧州の 10 年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。 【令和５年度】 自家運用の国債ファンドを大幅に増額し、委託運用を含めた国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクを管理した。アクティブ運用において、金融工学に基づく定量的な分析に基づき、令和 4 年度に選定した北米株式 19 ファンドに引き続き、先進国株式（除く日本）14 ファンド、日本株 23 ファンドを選定するとともに、当該株式アクティブファンドの選定に伴い、各地域でのリスクを調整するためのパッシブファンドを設定した。 【令和６年度】 自家運用の国債ファンドにおける現物債券及び日本国債先物の売買を通じ、委託運用を含めた国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクを機動的かつ精緻に管理した。 自家運用の執行能力の向上及び執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、法人内での報告ルールの明確化、業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価の導入、国債に係る入札参加者への加入の検討といったインハウス運用における業務プロセスの改善策を実施した。 株式アクティブ運用においては、金融工学に基づく定量的な分析に基づき、北米株式 12 ファンド、先進国株式（除く北米）17 ファンドを選定するとともに、アクティブファンド群のリスクを調整するためのパッシブファンドを設定した。 ⑤　その他の取組 ・令和３年度に運用を開始した国内株価指数先物に加え、令和４年度は外国株価指数先物の運用を開始し、機動的なリバランスを実施した。 ・令和５年度及び令和６年度は、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関の最適化を進め、資産管理機関等（グローバルカストディを含む）との連携を強化し、機動的なリバランスに対応できるよう、ミドル・バック体制の構築を図った。 ・令和６年度に自家運用にかかる業務について、統合化されたツール上で実行することでリスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図った。 ・令和６年度に運用の高度化を支援し促進すべく、高度かつ複眼的なリスク分析に必要な機能を有するリスク・リターン分析ツールの導入準備を進めるため、新たな契約を締結し、導入に向けた準備を進めた。 ・また、令和元年 12 月から停止していた外国株式レンディング（証券貸付運用）について、令和５年度に「株式レンディングの停止による市場への影	ための指数を採用した。 外国株式では、北米株式アクティブファンド群のスタイルリスク補正に用いる指数見直しを行った。 オルタナティブ資産のパフォーマンス計測について一般的にオルタナティブ市場で使われる TVPI や IRR の指標を用い、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較を行う四分位分析や、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または昨年度に開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 オルタナティブ資産の評価については、定性評価においては、平成 29 年度に設定した運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程に加え、令和６年度に明確化したＬＰＳ特有の留意点を踏まえた選定プロセス等のルールに基づく、運用受託機関等の選定及び年間の運用状況・活動状況の総合評価・モニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。 また、定量評価においてはこれまでの取組みを継続しつつ、令和６年度は分析の一層の高度化・精緻化を目指した取組みを進めており、新たに以下を実施し、オルタナティブ資産の定量分析・リスク管理を充実させている。 ・新規案件の検討を行うに際し、検討対象ファンドのパフォーマンスを SBDA の手法により評価する相手方となる上場市場や非上場市場のベンチマークが比較対象としてより適切になるような選定やレバレッジ効果やアロケーションファクター等の調整を行った。 ・同じく、SBDA による超過収益の確保状況の分析の深度を進め、超過収益の源泉の確認を定量的に行う手法を採用し、継続した。 ・上場資産とのパフォーマンス比較の高度化を進め、検討対象となるファンドからの投資先と個別の上場企業とのパフォーマンス比較を精緻に行い、詳細データの取得が可能な資産クラスについては、その差異の要因分解も行うこととした。 ・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。今後、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えており、各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築を開始。広範囲に及ぶデータを個々の運用者より効率的に収集するためのサービス・プロバイダーの選定を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、新たな投資案件を取り組むたびに、適切な上場および非上場インデックスの特定を行い、定量的なパフォーマンス分析・リスク管理を適切に推進した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられる。

				響に関する調査研究」の結果及び経営委員会における審議を踏まえ、レンディング収益の獲得とスチュワードシップ責任との両立を図りつつ、再開することを決定した。令和６年度には、外国株式レンディングを再開し、レンディング収益の獲得を図るとともに、受入担保の種類等の貸付条件を厳格化することでレンディングに係るリスクを抑制した。	
		（２）運用対象の多様化 運用対象については、第１の１の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広に検討を行う。 オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保及び外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、ミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。また、各	（３）新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広に検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行っているか。 （４）オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する人材の確保等により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図り	（２）運用対象の多様化 ①　投資環境等を踏まえ、今中期計画期間中に追加した新たな運用対象の追加は行わなかった。一方で、投資手法の追加について検討を行ったほか、既存の運用対象では、以下のとおり追加を行った。 【令和２年度】 FoF（ファンド・オブ・ファンズを指す。以下同じ。）やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、プライベート・エクイティ分野で令和元年度に初めて選定したグローバル市場対象運用受託機関１社と契約締結し運用を開始した。これに引き続き同分野で他１社とも契約締結を完了し運用を開始した。日本市場対象の１社も最終選考先として絞り込んでおり契約締結に向け交渉を行った。また、不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に関し１社と新たに契約締結。更に最終選考先として絞り込んだ他１社と契約締結に向け交渉を行った。 【令和３年度】 FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、プライベート・エクイティ分野で令和２年度に初めて選定した日本市場対象運用受託機関１社と契約締結し運用を開始した。不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に関し１社と契約締結に向け継続して交渉を行った。また、インフラストラクチャー分野でグローバル市場を対象とした投資手法に関して既往受託機関２社の新規 FoF に投資を実施した。 【令和４年度】 FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に関し１社と契約締結して運用を開始したほか、国内市場を対象とした新たな投資手法に関し１社と契約締結に向けて継続して交渉を行った。また、オルタナティブ投資におけるＬＰＳの自家運用にかかり、プライベート・エクイティ分野で２つのＬＰＳ、不動産分野で１つのＬＰＳへの投資コミットメントを実施したほか、インフラストラクチャー分野でＬＰＳへの投資検討を継続して実施した。 【令和５年度】	（３）令和４年度においては、インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。 令和５年度においては、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、インハウスにおける外債先物取引及び為替フォワード取引開始に向けての準備を進め、経営委員会に事前報告した。 なお、既に導入している先物取引については、取引状況を四半期ごとに経営委員会に報告している。 令和６年度においては、オルタナティブ資産の投資手法に関する新たな投資手法として、経営委員会において、匿名組合出資に関する審議を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （４）オルタナティブ投資に係る体制整備については、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 【令和２年度】 フロントの運用専門職人材の採用を行うとともに、採用済みの外部アドバイザーを活用して新たな運用受託機関の審査を行った。また、法人内人事異動によりミドルチーム・スタッフを拡充した。前年度に開始した定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準やオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担を明確化し、運用リスク管理委員会で承認を受け、運用リスク管理室と協働し運営を行った。また TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析や、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。また他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能について検証し、当該検証結果に基づき、必要となる連携体制、専門性を有する弁護士など外部リソースを確保することを通じて、今後の業

		資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。 加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。	つつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備を含む市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で慎重な取組を進めているか。 さらに、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を行っているか。	オルタナティブ投資における自家運用でのＬＰＳへの投資については、インフラストラクチャー分野で３件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の投資に関する契約を締結したほか、インフラストラクチャーで２件の契約締結に向けた交渉を継続している。また、FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資において、インフラストラクチャー分野で既存運用受託機関１社の新規ファンド・オブ・ファンズに投資を実行したことに加え、不動産分野で新たに選定した１社で運用を開始した。なお、運用機関の公募への応募要件として、これまで定量的な基準（年金運用資産残高１，０００億円以上、応募運用商品の運用資産残高３００億円以上及び運用実績５年以上等）を設けてきたが、GPIF の体制強化によって運用機関の運用能力等をより詳細に分析・評価することが可能となったこと及びより多くの運用機関に応募頂く観点から、２０２３年１２月２０日付けで「運用機関としての十分な実績があること」へ変更した。 【令和６年度】 期中の投資環境等を踏まえ、令和６年度に新たな運用対象の追加は行わなかった。一方、投資手法に関しては、自家運用 LPS 投資を開始して以降直面している制約等を踏まえ、投資手法の追加や制約の緩和が望まれる内容について、幅広く整理し厚生労働省との協議を行った上で、国内資産への投資手法の多様化策として活用できる匿名組合出資について、経営委員会における審議を行った。令和７年度以降も、匿名組合出資について厚生労働省と連携しながら要件等の具体的な検討を進めるとともに、その他の新たな投資手法等を含め、運用の多様化に向けて検討を深めていく。 既存の運用対象では、オルタナティブ投資における自家運用でのＬＰＳへの投資については、インフラストラクチャー分野で４件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の投資に関する契約を締結したほか、不動産分野で３件、プライベート・エクイティ分野で１件、インフラストラクチャー分野で１件の契約締結に向けた交渉を継続している。また、FoF（ファンド・オブ・ファンズ）やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資において、不動産分野で既存運用受託機関１社と新規ファンド・オブ・ファンズ投資実行に向けた契約締結協議を行っており、国内インフラ分野では新たな運用機関の選定に向けた公募を行っている。 ② オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保及び外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、ミドル機能及びバック機能の充実や法務機能の充実・強化による体制整備を図るため、各年度において、以下の取組を実施した。 【令和２年度】 フロントの運用専門職人材を追加で採用。また採用済みの外部アドバイザーを活用して新たな運用受託機関の審査を継続した。ミドル体制については	務の高度化や増加も視野にいれた、必要な体制を構築することができた。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 【令和３年度】 フロントの運用専門職人材の採用を行うとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査を行った。また、シニアクラスの運用専門職人材の新規採用とオルタナティブ投資室内での人員配置の見直しでミドルチーム・スタッフを拡充した。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングの深化を図ったほか、引き続き、オルタナティブ資産のリスク管理については、前年度に役割分担を明確化した運用リスク管理室と協働し、運用リスク管理委員会を通じてオルタナティブ投資室に求められているオルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、入手可能な各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法のさらなる高度化も実施した。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能について引き続き検証し、当該検証結果に基づき、法人内担当者間の連携体制、専門性を有する弁護士など外部リソースを確保することを通じて、今後の業務の高度化や増加も視野にいれた、必要な体制を構築することができた。 【令和４年度】 フロントの運用専門職人材の新規採用を行うとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査、ＬＰＳの評価・選定を実施した。また、ミドルチームについては、法人内での人事異動も活用しながら業務知識・ノウハウの共有、人材育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一層活用し、業務の効率的運営を行った。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、ボラティリティが高まっている投資環境下において、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングを行い、効率的かつ早期の問題発見に注力した。オルタナティブ資産のリスク管理については、引き続き運用リスク管理室と協働し、オルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の深化に努めた。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能の充実・強化については、①専門性を有する外部の弁護士事務所の活用、②契約書類のレビューができる弁護士２名を採用、③外部弁護士複

				法人内人事異動によりスタッフを拡充した。令和元年度に開始した定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準やオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担を明確化し、運用リスク管理委員会で承認を受け、運用リスク管理室と協働し運営を行った。また TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析や、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。 他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も進めた。オルタナティブ投資に高い専門性を有するシニアな弁護士を令和２年９月に新たに１名採用し、適時適切な対応を強化するために必要な措置について検証を行った。かかる検証を受けて、オルタナティブ投資において問題となる契約実務上の論点の洗い出し、オルタナティブ投資室とより緊密に連携するための定例会議の設定、法務リソースを強化するためオルタナティブ投資の専門性を有する外部弁護士２名を補佐官として配置するなど、オルタナティブ投資について適時かつ適切に対応する法務体制を強化した。 【令和３年度】 オルタナティブ資産のリスク管理については、令和２年度に役割分担を明確化した運用リスク管理室と協働、運用リスク管理委員会を通じてオルタナティブ投資室に求められているオルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的な取組として、前年度明確化した抽出基準を用いて、効率的に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。これらに加え、プライベート資産と上場資産との連動制検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等にも着手し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に努めた。また、投資パフォーマンス状況については、投資戦略部と協働して通貨エクスポージャーや超過収益性の詳細分析を実施し、適時・的確なレポーティングを実現した。加えて、バック機能を担う運用管理部とは、業務分担の明確化により相互の牽制機能を充実する一方、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで円滑なオペレーションを実施した。 オルタナティブ投資に適時かつ適切に対応するための法務体制を引き続き強化した。年度内においては選定済みの外部法律事務所とより深度のあるコミュニケーションを実施し、当法人のニーズと期待水準を明確化し、外部法律事務所の履行水準の向上を図った。また、外部法律事務所の有効活用を通じ、より丁寧かつ深度のある審査を実現しつつ、令和元年度は１件にとどまった FoF 案件につき、前述の取組み開始以降は停滞中であった案件も含め、令和２年度に２件、令和３年度は３件、合計５件の新規案件を実施することができた。なお、既存の外部法律事務所については本年度をもって契約期間が終了することから、新たな外部法律事務所の調達を行った。新たな経験・蓄積を踏まえ、関係者のヒアリングを詳細かつ広範に実施したうえで、新規	数名がインハウス弁護士（社内弁護士）に準じて業務を行うプログラムを導入するなど、大幅に進捗した。 【令和５年度】 フロントの運用専門職人材の新規採用を行うとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査、ＬＰＳの評価・選定を実施した。また、ミドルチームについては、法人内での人事異動も活用しながら業務知識・ノウハウの共有、人材育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一層活用し、業務の効率的運営を行った。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、ボラティリティが高まっている投資環境下において、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングを行い、効率的かつ早期の問題発見に注力した。オルタナティブ資産のリスク管理については、引き続き運用リスク管理部と協働し、オルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の深化に努めた。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能の充実・強化については、①専門性を有する外部の弁護士事務所の活用、②契約書類のレビューができる弁護士１名を採用、③社内弁護士の経験を有する弁護士１名をオルタナティブ投資部に配置するなど、大幅に進捗した。 【令和６年度】 フロントの運用専門職人材の新規採用について、期待する経験やスペック等具体的な人材イメージを人材紹介会社と地道に擦り合わせを行い、採用を進めるとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査、ＬＰＳの評価・選定を実施した。また、ミドルチームについては、法人内での人事異動や正規職員の新規採用も活用しながら業務知識・ノウハウの共有、人材育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一層活用し、業務の効率的運営を行った。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、ボラティリティが高まっている投資環境下において、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングを行い、効率的かつ早期の問題発見に注力した。また LPS 投資についての要モニタリング先の抽出基準について部内および運用リスク管理部との協議を進め適切な水準等について確認した。オルタナティブ資産のリスク管理については、引き続き運用リスク管理部と協働し、オルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の深化

				調達を実施したことから、内外の専門性の高い外部法律事務所を選定することができ、法務室リソースがなお不足する中、今後のオルタナティブ投資の法務ニーズにこたえることを可能とするための体制構築を行うことができた。 【令和４年度】 オルタナティブ資産のリスク管理については、第一線部署のオルタナティブ投資室に求められる資産の運営及び管理の重層化を継続、第二線部署の運用リスク管理室と課題にかかる協議を重ね、運用リスク管理委員会を通じ、経営層へ適時適切な報告を実施した。 具体的な取組として、注視先案件にかかる抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先FoFとのパフォーマンス比較、各FoFのNAV変動要因、PME+とIRRのパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。これらに加え、プライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等を深掘りし、各資産におけるパフォーマンス評価のためのベンチマークの導入に向けたメリット・デメリットの把握に努め、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に注力した。また、投資パフォーマンス状況については、投資戦略部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポーティングを実現した。加えて、バック機能を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を効かせる一方、ＬＰＳへの新規投資開始等については、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。 加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。具体的には、契約書類のレビューを行うことができる弁護士２名を採用するとともに、増大するオルタナティブ投資の法務ニーズに対応するため外部弁護士複数名がインハウス弁護士（社内弁護士）に準じて業務を行うプログラムを導入することにより、令和４年度においては、シングルファンドにつき３件の新規案件、また、既存のFoFにつき契約変更等に係る法務支援を行うことができた。 【令和５年度】 オルタナティブ資産のリスク管理については、第一線部署のオルタナティブ投資部に求められる資産の運営及び管理の重層化を継続、第二線部署の運用リスク管理部と課題にかかる協議を重ね、運用リスク管理委員会を通じ、経営層へ適時適切な報告を実施した。新たな取組として以下を実施した。 ・インフラストラクチャーと不動産は、債券としてのリスク特性と株式としてのリスク特性の両方を有しているが、その特性の強弱は経済情勢等に応じて変化するため、伝統資産と合わせた管理ではリスクを的確に把握できないという課題があった。このため、インフラストラクチャーと不動産については、その資産特性を踏まえた内部管理方法として、伝統資産とは別管理とす	に努めた。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能の充実・強化については、法務室のインハウス弁護士（社内弁護士）3 名及びインハウス弁護士に準じて業務を行う外部弁護士複数名を中心に、案件の必要に応じて専門性を有する適切な外部弁護士事務所を活用する体制を整えた。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 〈課題と対応〉 ● 伝統的資産については、定量的な分析に基づくアクティブファンド選定を行いながら、継続的なモニタリング・分析を踏まえ、適時適切にファンドを入れ替えることにより、リスク・リターン効率の高いアクティブポートフォリオを構築 ● オルタナティブ資産については、法人ポートフォリオ全体の推定トラッキングエラーに対して比較的大きな寄与度を有することを踏まえ、適切なリスク管理体制の下で、収益性とリスクを確認・検証しながら、コントロール手段を検討していくことが必要。その上で、新たな投資手法の検討を含め、取組を着実に推進 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（Ⅰ－２再掲）

				る運営を開始した。その際、基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点から、インフラストラクチャーと不動産の各ファンドは、円通貨で運用されるファンドの場合は国内債券５０％・国内株式５０％、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券５０％・外国株式５０％で運用されるものとした（この比率をプロキシ比率という。）。なお、プライベート・エクイティについては国内株式または外国株式１００％として伝統資産と合わせて管理することとした。 ・オルタナティブ資産と伝統資産の運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として、Spread Based Direct Alpha（ＳＢＤＡ）を開発し、超過収益率の算出を開始した。 ・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。GPIF では、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えている。各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築の検討を開始した。 ・オルタナティブ投資を目的としたＬＰＳ手法による投資については、ＬＰＳ手法による投資が更に増加する見込みであることに鑑み、内部統制の観点から、新たにＬＰＳ特有の留意点を踏まえた選定プロセス等のルールを明確化した。 ・過去 10 数年に渡ってインフラストラクチャーと不動産に係る上場ファンドが増加し、これらのファンドをインデックス化することが定着してきていることやプライベート・エクイティについては上場株式市場との関連性が強まっていること等を勘案し、オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場商品と上場商品との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を試行した。 　また、従前からの取組として以下を実施した。 ・注視先案件にかかる抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を実施した。 ・入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 ・投資パフォーマンス状況については、投資運用部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポーティングを実現した。 ・バック機能を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を効かせる一方、ＬＰＳへの新規投資開始等については、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。 加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律専門家による	

				知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。具体的には、契約書類のレビューを行うことができる弁護士１名を採用するとともに、外部弁護士複数名がインハウス弁護士（社内弁護士）に準じて業務を行うプログラムを引き続き活用することにより、令和５年度においては、シングルファンドにつき４件の新規案件、また、国内不動産分野での戦略的パートナーシップ投資案件等に係る法務支援を行うことができた。また、社内弁護士の経験を有する職員を採用し、オルタナティブ投資部と法務室を併任する職員として配置することにより、両部室の連携を強化した。 【令和６年度】 令和５年度より、インフラストラクチャーと不動産については、債券としてのリスク特性と株式としてのリスク特性の両方を有していることから、基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点より、インフラストラクチャーと不動産の各ファンドは、円通貨で運用されるファンドの場合は国内債券５０％・国内株式５０％、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券５０％・外国株式５０％の配分で運用されるものとした。また、プライベート・エクイティについては国内株式または外国株式１００％として伝統資産と合わせて管理することとした。このような各上場資産のベンチマークに対する運用パフォーマンスの評価軸として超過収益を計測するために開発されたSpread Based Direct Alpha（ＳＢＤＡ）の運用を進め、全ての新規案件の選定において活用した。 ・SBDAに基づく超過収益の計測にあたり、令和６年度においては、比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性の検証やレバレッジ効果やアロケーションファクター等に関する調整を行い、データの公平性を担保しつつ案件の分析・評価を行った。また、上場企業等に対する超過収益の源泉を把握するために要因分解においてもSBDAの手法を活用し、分析の高度化を行った。 ・このような詳細なデータ分析を大量のデータを対象に、より効率的に行うことを目的として、オルタナティブ資産のデータベース構築に向け具体的な活動を開始した。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があり、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 また、従前からの取組として以下を実施した。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場資産と未上場資産との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス	

				分析・リスク管理を継続した。 ・パフォーマンス低下案件にかかるモニタリング注視先、不芳先の抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を実施した。 ・入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 ・投資パフォーマンス状況については、投資運用部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポーティングを実現した。 ・バック機能を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を効かせる一方、ＬＰＳへの新規投資開始等については、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。 　加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。具体的には、法務室のインハウス弁護士（社内弁護士）３名及びインハウス弁護士に準じて業務を行う外部弁護士複数名を中心に、案件の必要に応じて専門性を有する適切な外部弁護士事務所を活用することにより、令和６年度においては、シングルファンドの新規投資案件５件を含む契約審査・法務レビューを行うことができた。また、投資案件の進捗状況の共有等を行うためオルタナティブ投資部と定期的に会議の場を設けることにより、両部室の連携を強化した。 ③　各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で各年度において、以下の取組を進めた。 【令和２年度】 　コア投資による安定した収益力を確保する目的でのＬＰＳを活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、インフラストラクチャー分野でパートナー候補として選定した投資家の詳細調査を慎重に行った上で協働内容の具体的協議を行い、法人内の確認を踏まえ共同投資に関する覚書を締結。その内容を経営委員会に報告を行った。今後は投資開始に向けて契約内容等詳細を詰める。リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法について精緻化を行い運用リスク管理委員会で承認を受けた上で運用リスク管理室と協働し運営を行った。またオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。戦略的パートナーシップ投資取り組みについては、国内不動産についてＲＦＩによる運用機関からの情報収集を実施。また現在の市場動向、リターン水準、プライベート投資と上場市場を通じた投資の比較分析を行った上で、実際の運用機関の募集を開始することとした。 【令和３年度】	

				コア投資による安定した収益力を確保する目的でのＬＰＳを活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、インフラストラクチャー分野で前年度にパートナー候補として選定した投資家と共同投資の実現に向けた契約内容等詳細の検討を継続しつつ、別のパートナー候補先も選定、詳細調査を実施して投資委員会にてその内容を報告した。また、戦略的パートナーシップ投資に関する取組については、国内不動産について前年度実施したＲＦＩによる運用機関からの情報収集ならびに法人独自の市場分析を踏まえて、実際の運用機関の募集を開始、応募運用機関からの提案を検討、投資候補先の選定を進めている。加えて、３資産（プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産）ともにＬＰＳへの投資にかかり優良運用機関が募集、運用するコミングルファンドへの投資について調査・検討を開始した。 リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によりリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理委員会を運用リスク管理室と協働し運営した。 【令和４年度】 コア投資による安定した収益力を確保する目的でのＬＰＳを活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、インフラストラクチャー分野でパートナー候補として選定した２投資家と共同投資の実現に向けた契約内容等詳細の検討を継続していたが、１投資家とは投資条件が折り合わず交渉を取り止めた一方、２投資家のうちのもう一方の投資家とは共同投資開始に向けた交渉を継続しており、主要条件について投資委員会にて承認した。また、戦略的パートナーシップ投資に関する取組については、国内不動産について、前年度に開始した運用機関の公募にかかり、応募運用機関からの提案を検討、投資候補先の選定を進めている。加えて、３資産（プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産）ともにＬＰＳへの投資にかかり優良運用機関が募集、運用するシングルファンドへの投資を検討し、プライベート・エクイティ分野で２つのＬＰＳ、不動産分野で１つのＬＰＳへの投資コミットメントを実施した。 リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によりリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理室と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。 【令和５年度】 ＬＰＳを活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、これまでの交渉の結果、インフラストラクチャー分野で１投資家との共同投資プログラムを開始した。この他、ＬＰＳを活用したシングルファンドへの投資については、優良運用機関が募集、運用する案件を検討した結果、インフラストラクチャー分野で上記の他２件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の契約を締結した。また、投資一任方式によるシングルフ	

				ファンドへの投資について不動産分野で１件の契約を締結した。 　リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、内部管理手法として、インフラストラクチャーと不動産を伝統資産とは別管理するとともに、プロキシ比率を債券５０％、株式５０％とした管理をすることとし、超過収益の算出については、新たに開発したＳＢＤＡを算出する等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理部と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。 【令和６年度】 　ＬＰＳを活用したシングルファンドへの投資については、各オルタナティブ資産固有のデータやベンチマーク情報を用いた詳細な定量分析に基づく、超過収益獲得について高い確信度を持てる運用者のスクリーニングと、優れた運用実績を支える定性要因の分析結果等を踏まえ、インフラストラクチャー分野で４件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の契約を締結した。 　リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、引き続き内部管理手法として、インフラストラクチャーと不動産を伝統資産とは別管理するとともに、プロキシ比率を債券５０％、株式５０％とした管理をすることとした。超過収益の算出については、ＳＢＤＡの算出を上場、非上場資産のベンチマークに対して多面的に行い、また、超過リターンの源泉を確認すべく要因分析を行う等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理部と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。 　従来の投資一任形態での FoF 投資に加え、自家運用である LPS 投資が進捗する中、ポートフォリオの各地域やセクターへのアロケーション状況や将来見通しを自ら管理する必要性が高まる中、各市場における収益性の確認を行う観点より、先ず海外不動産分野において各市場の収益予測ツールの調達を行い、活用を開始した。 ④　オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。 ア．オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定 　令和２年度においては、プライベート・エクイティ分野においてグローバル市場対象運用受託機関１社及び日本市場対象１社を、不動産分野においてグローバル市場対象運用受託機関１社を新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。 　当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。また、今後の長期的な投資機会の確保の観点より、国内のインフラストラクチャーおよび不動産分野にて新たな投資機会の情報収集のための RFI を実施。プライベート・エクイティ分野ではＬＰＳ手法を活用した投資機会の検討を継続した。 　令和３年度においては、プライベート・エクイティ分野で日本市場にか	

				かる運用受託機関を１社選定した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用したほか、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用している。特に、令和３年度においては、主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マンデートでは、運用受託機関との間で、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を行った。 　また、今後の長期的な投資機会の確保の観点より、国内不動産分野で公募による運用受託機関の選定プロセスを本年度開始した。さらに、３資産（プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産）ともにＬＰＳ手法を活用した投資機会の検討を継続した。 　令和４年度においては、不動産分野で海外市場にかかる運用受託機関を１社選定した。選定にあたっては、引き続き、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用している。また、国内不動産分野では、新規投資機会の発掘のため、公募による運用受託機関の選定プロセスを継続している。さらに、今後の長期的な投資収益の確保の観点から、プライベート・エクイティ分野で２つのＬＰＳ、不動産分野で１つのＬＰＳへの投資コミットメントを実施した。 　令和５年度においては、ＬＰＳへの投資では、インフラストラクチャー分野で３件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の契約を締結した。また運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、インフラストラクチャー分野で既存運用受託機関１社の新規ファンド・オブ・ファンズに投資を実行したことに加え、不動産分野で新たに選定した１社で運用を開始した。選定にあたっては、当法人と運用者とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、利益相反に関する管理・対応態勢についても注視している。なお、運用機関の公募への応募要件として、これまで定量的な基準（年金運用資産残高１，０００億円以上、応募運用商品の運用資産残高３００億円以上及び運用実績５年以上等）を設けてきたが、GPIF の体制強化によって運用機関の運用能力等をより詳細に分析・評価することが可能となったこと及びより多くの運用機関に応募頂く観点から、２０２３年１２月２０日付けで「運用機関としての十分な実績があること」へ変更した。 　令和６年度においては、ＬＰＳへの投資では、インフラストラクチャー分野で４件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の契約を締結した。また運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、国内不動産分野で既存運用受託機関１社と従来よりも収益性の高い新規ファンド・オブ・ファンズの設定に向け、契約締結協議を行っている。	

イ．オルタナティブ資産への投資

各分野における、平成 29 年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、各年度末現在の残高は以下のとおりとなった。なお、令和６年度末における契約締結済のファンド数は 33 となっている。

●オルタナティブ資産の各年度末資産残高

（単位：億円）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
インフラストラクチャー	7,362	10,788	14,478	18,523	20,653
プライベート・エクイティ	610	3,066	4,673	6,800	8,657
不動産	5,447	7,731	9,194	11,649	12,567
総額	13,419	21,586	28,345	36,972	41,877

ウ．各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築

オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。税務コンサルタントを活用し、各国の主権免税ステータス取得の為の調査を行い、今後税制上の優遇措置に関する税務当局からのルーリング取得を進める対象国の絞り込みを行った上で、候補先国の税制当局と交渉を継続している。

エ．モニタリング、リスク管理の体制強化

平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和４年度より開始したＬＰＳ投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続して実施した。

運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施している。加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのデータフォーマットの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から令和４年 10 月に既往システムの更改、新システムへの移行を円滑に実施し、更なる機能拡充の検討を行っている。

また令和６年度においては、新たな取組として以下を実施した。

・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。GPIF では、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えている。各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築

				に着手。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があり、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場資産、未上場資産との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を継続した。 ・毎月の運用リスク管理委員会報告資料の作成に必要なデータを Tableau 上に搭載し、同資料作成業務の効率化を行った。	

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ―４	運用受託機関等の選定、評価及び管理

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
運用受託機関のファンド数	運用受託機関等の適切な選定・管理	111 ファンド	117 ファンド	122 ファンド	161 ファンド	207 ファンド	236ファンド
運用受託機関等の評価に基づく資金配分の見直し等を実施した回数	運用受託機関等の選定・評価・管理の強化	8 件	9 件	4 件	1 件	1 件	1 件

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
５．運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。 【重要度 高】 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割	５．運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・		５．運用受託機関等の選定、評価及び管理 （１）各年度において、総合評価を行っており、この総合評価の結果に基づき、資金の回収・配分を行っている。令和２年度においては、ポートフォリオ最適化の観点から、委託運用しているすべてのファンドについて総点検（リターンとリスクの検証）を実施した。また、運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング（*）をはじめ、その時々のテーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。 （*）平成 29 年６月制定（令和２年２月６日一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。 （２）令和２年度においては、令和元年度に第２次審査まで終了していた国内株式アクティブのバリュー型について第３次審査を行い、新規選定先 5 社を選定した。また、J-REIT パッシブ 2 社を選定した。外国債券において、	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 本項目については、①運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、②定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置を実施すること、が主な目標として設定されている。 上記目標に対して、初年度より委託運用しているすべてのファンドを総点検し、入れ替え等を通じたポートフォリオ最適化を実施した。その後も市場急変時における迅速な対応、GPIF が法人全体の各種市場リスクを管理するための多様なファンド設定等、マネジャー・ストラクチャーの再編・整備を継続している。 金融工学に基づく定量的な分析に基づき、株式アクティブファンドを選定。同時にスタイルリスク等の調整を目的とするパッシブファンドも設定しながら、北米・先進国（日本を除く）・先進国（北米を除く）・日本の４地域の株式アクティブポートフォリオを構築した。債券についても、定量的分析手法を用いて米国投資適格社債を対象とした外債アクティブポートフォリオを構築した。 オルタナティブ投資や ESG 投資についても、新たなファンドを着実に選定している。（Ⅰ－3 及びⅠ－6 参照）

	を果たすことから、重要度が高いものとする。	ストラクチャーについても勘案する。 超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。 また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。	＜評価の視点＞ （１）運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等を適切に行っているか。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案しているか。 （２）超過収益の獲得やスチュワードシップ活動な	地域別のHYパッシブを延べ２社を選定した。外国株式において、リバランスを効率的に行うため、地域別のパッシブを延べ１社選定した。 また、国内債券アクティブの選定のための審査を行い第３次審査まで終了した。 令和３年度においては、令和２年度に第３次審査まで終了していた国内債券アクティブの５社の新規採用を決定し、合計約1.25兆円の配分を実施した。また、外国債券では令和２年度に選定した幅広いベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託機関１社にて、地域別（米国及び欧州）の投資適格社債パッシブ２ファンドを設定した。昨年設定したハイイールド社債に加え、投資適格社債のファンドも選定したことで、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。 北米株式アクティブ運用を対象として定量的分析を行うコンサルタントの採用を行い、パフォーマンス分析を強化することとした。 令和４年度においては、国内債券パッシブの選定を実施し、付加価値創出力やリバランス対応力の高い４社を継続もしくは新規採用した一方、１社を解約した。 北米株式アクティブの選定を実施し、定量的分析を行うコンサルタントを活用しながら、銘柄選択能力が高いと評価した19ファンドを新たに採用し、合計約２兆円の配分を実施した。 先進国株式（除く日本）アクティブの選定を開始した。 令和５年度においては、先進国株式（除く日本）、日本株のそれぞれについて、金融工学を踏まえた定量的な分析によりアクティブファンドを選定し、先進国株式（除く日本）を14ファンド、日本株を23ファンド新たに採用するとともに、各ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベンチマークを設定した。更に、当該株式アクティブ運用の採用拡大に伴い、各地域でのリスクを調整するため、パッシブ運用についても複数のマネジャー・ベンチマークを設定して新規ポートフォリオの運用を開始した。令和４年度に採用した北米株式19ファンドを加えたこれらのアクティブファンドポートフォリオは、令和５年度末時点で残高約10兆円となり、投資開始以来約1,300億円の超過収益を獲得している。外国債券では、米国投資適格社債アクティブの選定を実施し、７ファンドの採用を決定した。さらに、マネジャー・エントリー制度について、運用受託機関を効率的・効果的に選定するため、選定基準の一つとして国内外の年金運用資産残高等に係るものを設定してきたが、データサイエンスを活用する等の選定実績を積み重ねる中で、当法人の運用機関及びファンドを分析評価する能力が高まっていることを踏まえ、運用受託機関をより多くの運用機関から採用し得るよう、内容を見直した。 令和６年度においては、株式アクティブ運用では、金融工学を踏まえた定量的な分析によりアクティブファンドを選定し、北米株式12ファンドを	また、マネジャー・エントリー制度について、当法人の運用機関及びファンドを分析評価する能力が高まっていることを踏まえ、運用受託機関をより多くの運用機関から採用し得るよう、応募資格を令和５年度に変更し、運用機関の資産運用残高やファンドの実績年数等の要件を撤廃した。 これらにより、ファンド数は２倍強に増加（令和元年度111ファンド→令和６年度236ファンド）したが、精緻なリスク管理の下で全体最適化を図るとともに、ファンドの管理・評価等を着実に実施し、資産全体での超過収益獲得に貢献している。令和６年度には、増加したファンドに関する情報を適切に管理するため、各運用受託機関に関する情報（ファンド情報、総合評価結果、接触履歴等）を一元管理するためのシステム構築に着手した。 以上の取組により、所期の目標を上回る成果が得られたものと判断し、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１）運用受託機関等の選定・管理の強化については、ＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツール等の各種ツール、コンサルタントを活用するなど、強化のための取り組みを行った。ＲＰＡを活用し、月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析により多くの時間を割くことが可能となっている。また、年に１度総合評価を行っており、この総合評価の結果に基づき、資金の回収・配分を行っている。特に、令和２年度においては、ポートフォリオ最適化の観点から、委託運用しているすべてのファンドについて総点検（リターンとリスクの検証）を実施した。さらに、令和４年度からは、株式アクティブ運用の選定に際して定量的分析を行うコンサルタントを活用した。令和６年度には、外国債券では初めて米国投資適格社債に特化したアクティブファンドを選定した。 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、新たなＥＳＧ指数、外国債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債ファンドの新設などを決定した。 オルタナティブ資産においては、これまでオルタナティブ３資産各分野で整備を進めてきたFoFのマネジャー・ストラクチャーの構築が令和４年度に完了したところであるが、より高い超過収益獲得の観点から、市場動向を踏まえつつ、広範なデータ分析に基づき超過収益確保の蓋然性が高いと評価されるLPSへの新たな投資や、従来とは対象とするリスク・リターン領域が異なり、高い超過収益の確保が見込まれる既存運用受託機関に対する新たなマンデート設定協議や、新たな運用受託機関の選定に向けた公募に取り組んだ。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （２）金融工学を踏まえた定量的な分析によりアクティブファンドを選定するとともに、各ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベンチマークを設定した。

			ど、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を行っているか。	追加採用、先進国株式（除く北米）17ファンドを新たに採用するとともに、各ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベンチマークを設定した。更に、当該株式アクティブ運用の採用拡大に伴い、各地域でのリスクを調整するため、パッシブ運用についても複数のマネジャー・ベンチマークを設定して新規ポートフォリオの運用を開始した。これらの株式アクティブファンドポートフォリオは、令和６年度末時点で残高約17兆円となった。令和６年度単年度での超過収益額は、アクティブファンドが全般的に超過収益を出しにくい市場環境であったことに加え、複数のファンドが銘柄選択で苦戦したことにより、マイナス716億円と厳しい結果となったが、投資開始以来594億円の超過収益を獲得している。 外国債券では、米国投資適格社債アクティブ７ファンドを採用し運用を開始した。 【運用受託機関の管理及び評価】 ア　運用受託機関の管理は、毎月１回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。ミーティングの実施のほか、毎月１回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。	スチュワードシップ責任に係る評価については、令和２年度において、より実質的な活動を評価できるように評価体系の変更を実施し、新体系で評価を行った。また、令和２年２月に改定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則での要請事項をベースにヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況の評価を行った。また、令和４年度から、債券のスチュワードシップ責任にかかる評価も開始し、全資産で評価を実施した。 オルタナティブ投資の各ファンドの選定時等には、伝統資産に対する超過収益獲得の確信度を更に高めるため、運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として令和５年度に開発した、Spread Based Direct Alpha（ＳＢＤＡ）を活用し、全検討対象案件についてその比較対象も含め超過収益率の算出を行っていることに加え、新規投資案件の取組みのたびにオルタナティブ各資産に適した市場参照ベンチマークを設定するなど、一層の定量分析の高度化・精緻化を図った。 また、運用受託機関等のスチュワードシップ活動の評価については、海外年金基金におけるＥＳＧ活動の評価事例調査や外部コンサルタントからの助言を参考に、当法人としての運用受託機関等のＥＳＧ活動に対する評価体系を整理した業務マニュアルに沿って業務を進めている。さらに、令和６年度にアセットオーナー・プリンシプルの受入れやサステナブル投資方針の設定等にかかる規定を踏まえ、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化に取り組んでいる。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。
			（３）運用の多様化・高度化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を行っているか。	ファンドモニタリングの向上のため、運用機関とのミーティングの充実にも努めた。具体的には、パフォーマンスの不振や運用体制の変化等が見られるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、それ以外のファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施するようにした。 各年度の総合評価の結果を受け、以下のとおりファンドに対し解約・警告・警告解除を行うなど評価の変更に応じて適切な対応を実施した 総合評価を踏まえた対応 ２年度 解約： 国内株式アクティブ…2ファンド 警告： 国内株式アクティブ…1ファンド	（３）各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやＢＣＰ（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進め、令和６年度からはクラウドサービスの利用等により信託データの迅速な取得等を図った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

					3年度	解約： 国内株式アクティブ…1ファンド 警告： 国内株式アクティブ…1ファンド 国内株式パッシブ…1ファンド 外国株式アクティブ…1ファンド	
					4年度	解約： 国内債券パッシブ…１ファンド 警告： 外国債券アクティブ…１ファンド 警告解除： 国内株式パッシブ…１ファンド	
					5年度	警告 ・国内債券アクティブ…１ファンド ・国内株式アクティブ…２ファンド	
					6年度	警告 ・国内株式パッシブ…１ファンド ・外国債券アクティブ…２ファンド	

イ　運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、各年度において、以下ファンドを選定した。

	新規選定ファンド
2年度	国内株式： J-REITパッシブ２ファンド 外国債券： 地域別のＨＹパッシブ２ファンド 外国株式： ＥＳＧパッシブ２ファンド、地域別パッシブ１ファンド
3年度	国内債券： NOMURA-BPIアクティブ５ファンド 外国債券： 地域別の投資適格社債パッシブ２ファンド（令和２年度に選定した多様なベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託機関での追加設定）

４年度	国内債券： 　NOMURA-BPI パッシブ３ファンド 外国債券： 　米国及び欧州の投資適格社債及びハイイールド社債パッシブ４ファンド（令和２年度に選定した多様なベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託機関での新設） 外国株式： 　北米株式アクティブ 19 ファンド
５年度	国内株式 　アクティブ 23 ファンド 外国株式 　先進国株式（除く日本）アクティブ 14 ファンド
６年度	外国債券 　アクティブ７ファンド 外国株式 　アクティブ 29 ファンド（北米株式 12 ファンド、先進国株式（除く北米）17 ファンド）

ウ　運用受託機関への評価に基づく資金分配の見直しについて、令和２年度においては、パフォーマンス不振等の８アクティブファンド（資産額約 2.7 兆円）の解約を決定し、ポートフォリオの収益率アップとリスク削減を実施した。

令和３年度においては、パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の４アクティブファンド（資産額約 0.4 兆円）を解約、国内株式の１アクティブファンド（回収額約 0.05 兆円）から一部回収し、他のファンドに配分することでポートフォリオの収益率アップとリスク削減を実施した。

令和４年度においては、パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、外国債券、外国株式の５アクティブファンド（資産額合計約 3.3 兆円）を解約した。加えて、外国債券及び外国株式の７アクティブファンドの解約を決定した。一方で、安定的な超過収益の確保が見込める北米株式 19 アクティブファンドを新たに採用し、合計約２兆円の資金を配分した。また、国内債券アクティブ運用では超過収益獲得能力の向上のため、５ファンドから約 2.2 兆円を一部回収し、同額を７ファンドへ再配分することを決定した。

令和５年度においては、パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から外国債券アクティブ７ファンド、国内株式アクティブ１ファンド、外国株式アクティブ５ファンドを解約した。加えて、外国債券アクティブ２ファンド及び外国株式アクティブ２ファンドの解約を決定し、資産の回収を進めている。一方で、安定的な超過収益の確保が見込める先進国株式（除く日本）アクティブ 14 ファンドを新たに選定し、合計約２兆円の資金を配分した。同様に、国内株アクティブ 23 ファンドを選定し、資金配分を段階的に進めている。

令和６年度においては、ポートフォリオ管理上の理由等から国内債券アクティブ３ファンド、国内株式パッシブ２ファンド、国内株式アクティブ６ファンド、外国株式アクティブ２ファンドの解約を決定した。また、運用体制の変更により運用能力に懸念が生じた外国株式アクティブ１ファンドを解約した。

エ　令和３年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上の理由から迅速に対応した。

ⅰ　当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こうした対応により外国債券における社債等比率を削減できた（約２兆円）。特に、ハイイールド債はピーク時の 1/5 以下となった。

ⅱ　ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間の相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高（合計約２兆円）を減額。

オ　運用受託機関の管理・評価のため、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）及びビジネスインテリジェンスツールを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析業務により多くの時間を割くことが可能となった。

カ　分析ツールである Aladdin や BarraOne の活用により独自に分析を行えるようになり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。

キ　令和６年度に、各運用受託機関に関する情報（ファンド情報、総合評価結果、接触履歴等）を一元管理するためのＣＲＭの構築準備を進捗させた。

ク　外国債券ファンド及び外国株式における貸付運用（レンディング）の各年度の収益額は以下のとおりだった。

（単位：億円）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度

外国債券	235	244	190	94	129
外国株式	-	-	-	-	2

ケ　自家運用に係る取引先の評価について、令和２年度においては、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続することに問題がないことを確認した。また、自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。

令和３年度においては、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、債券の売買の取引先としての証券会社は、18 社中、16 社「継続」、２社「継続判断保留」とし、短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17 社中 13 社を「継続」、２社を「継続困難」、２社を「継続判断保留」とした。また、自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。

令和４年度においては、取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行った。債券の売買の取引先は、18 社中 17 社を「継続」、１社を「継続判断保留」とした。株価指数先物取引先は、６社全てを「継続」とし、短期資産の運用先は、15 社中 14 社を「継続」、１社を「継続判断保留」とした。また、資産管理機関の変更に伴う、自家運用に係る新たな債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先とすることに問題がないことを確認した。

令和５年度においては、自家運用に係る取引先については、取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行った。債券の売買の取引先は、17 社全てを「継続」とした。株価指数先物取引先は、９社全てを「継続」とした。外国為替取引先は、５社全てを「継続」とした。短期資産の運用先は、15 社全てを「継続」とした。また、自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力、収益及びセキュリティ対策について評価を行い「継続」とした。

令和６年度においては、自家運用に係る取引先については、取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行った。債券の売買の取引先は、17 社全てを「継続」とした。債券先物の取引先は、辞退の申し出があった１社を除き６社を「継続」とした。株

				価指数先物取引先は、辞退の申し出があった１社を除き８社を「継続」とした。外国為替取引先は、５社全てを「継続」とした。短期資産の運用先は、15 社全てを「継続」とした。また、短期借入先取引先は、4 社全てを「継続」とした。自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力、収益及びセキュリティ対策について評価を行い「継続」とした。 コ　自家運用の執行能力の向上及び執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、令和６年度に法人内での報告ルールの明確化、業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価の導入、国債に係る入札参加者への加入の検討といったインハウス運用における業務プロセスの改善策を実施した。加えて、投資委員会において意思決定を行う事項について、自家運用の取引先の決定に関する内容が含まれることを明確化する組織規程の改正を行った。 （３）オルタナティブ資産についての取組 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ）の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 令和２年度においては、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運用受託機関を新たにプライベート・エクイティ分野で 1 社採用し、前年度末に選定し今年度初に契約締結した 1 社とともに 2 社での運用を開始した。同分野においては日本市場対象の 1 社も最終選考先として絞り込んでおり契約締結に向け交渉中。また、グローバル不動産分野においても 1 社追加で採用の上、最終選考先として絞り込んだ運用受託機関 1 社と契約締結に向け交渉中。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。採用した運用受託機関との間では当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 令和３年度においては、プライベート・エクイティ分野で、日本市場対象の１社を選定、契約締結を完了した。また、グローバル不動産分野においては、前年度に最終選考先として絞り込んだ運用受託機関１社と契約締結に向けた交渉を継続している。インフラストラクチャー分野でグローバル市場を対象とした投資手法に関して既往受託機関２社の新規 FoF に投資を実施した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。採用した運用受託機関との間では当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共	

				同投資を採用した。 令和４年度においては、グローバル不動産分野において、前年度に最終選考先として絞り込んだ運用受託機関１社と契約締結を完了した。なお、選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用し、採用した運用受託機関との間では当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。また、国内不動産分野においても新たな投資手法を活用した投資に関する運用受託機関の選定に向けて取り組んだ。特に運用受託機関とのアラインメントの確保、潜在的な利益相反軽減に重きを置いた審査を進めてきており、契約締結に向けた条件協議を続け、投資委員会にて承認した。 令和５年度においては、ＬＰＳへの投資では、インフラストラクチャー分野で３件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の契約を締結した。また運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、インフラストラクチャー分野で既存運用受託機関１社の新規ファンド・オブ・ファンズに投資を実行したことに加え、不動産分野で新たに選定した１社で運用を開始した。選定にあたっては、当法人と運用者とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、利益相反に関する管理・対応態勢についても注視している。なお、運用機関の公募への応募要件として、これまで定量的な基準（年金運用資産残高１，０００億円以上、応募運用商品の運用資産残高３００億円以上及び運用実績５年以上等）を設けてきたが、GPIF の体制強化によって運用機関の運用能力等をより詳細に分析・評価することが可能となったこと及びより多くの運用機関に応募頂く観点から、２０２３年１２月２０日付けで「運用機関としての十分な実績があること」へ変更した。 令和６年度においては、ＬＰＳへの投資では、インフラストラクチャー分野で４件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野で１件の契約を締結した。また運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、国内不動産分野で既存運用受託機関１社の新規ファンド・オブ・ファンズへの投資実行に向け契約締結の協議中であることに加え、国内インフラ分野で新たな運用受託機関の選定に向けマネジャー・エントリーによる公募を開始している。選定にあたっては、当法人と運用者とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系となっている点の確認に加え、利益相反に関する管理・対応態勢についても注視している。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】 採用した運用機関の管理は、月次および四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。各年度において、インフラストラクチャー、国内外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関と上記のような定期的なミーティングを実施し、パフォーマンスの動向、リ	

スクの所在の早期把握に努めた。

【オルタナティブ資産への投資】

各分野における、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、各年度末現在の残高は以下のとおりとなった。なお、令和６年度末における契約締結済のファンド数は33となっている。

●オルタナティブ資産の各年度末資産残高

（単位：億円）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
インフラストラクチャー	7,362	10,788	14,478	18,523	20,653
プライベート・エクイティ	610	3,066	4,673	6,800	8,657
不動産	5,447	7,731	9,194	11,649	12,567
総額	13,419	21,586	28,345	36,972	41,877

【モニタリング、リスク管理の体制強化】

平成29年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和４年度より開始したＬＰＳ投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続して実施した。

運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施している。加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのデータフォーマットの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から令和４年10月に既往システムの更改、新システムへの移行を円滑に実施した。

令和６年度においては、取組として以下を実施した。

・リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、引き続き内部管理手法として、インフラストラクチャーと不動産を伝統資産とは別管理するとともに、プロキシ比率を債券５０％、株式５０％とした管理をすることとした。超過収益の算出については、ＳＢＤＡの算出を上場、非上場資産のベンチマークに対して多面的に行い、また、超過リターンの源泉を確認すべく要因分析を行う等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施した。

・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。今後、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えており、各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築を開始。

				広範囲に及ぶデータを個々の運用者より効率的に収集するためのサービス・プロバイダーの選定を行った。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 また、従前からの取組として以下を実施した。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場、未上場資産間の比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を継続した。 ・パフォーマンス低下案件にかかるモニタリング注視先、不芳先の抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を実施した。 ・入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 ・投資パフォーマンス状況については、投資運用部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポーティングを実現した。	
			（４）運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を行っているか。	（４）令和２年度には、マネジャー・エントリーシステムのインターフェイス向上等のための検討を行った。また、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行った。 令和３年度には、パフォーマンスデータの登録などについて、外部のデータベースを積極的に活用し、当法人のホームページにて登録が完了できる体制を構築するなど、効率的かつ効果的にマネジャー・エントリーを行うことができるように令和３年 11 月にプロセスを変更した。 （５）令和２年度においては、ミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員の採用活動を進め、３名の正規職員を採用した。また、オルタナティブ投資に係る高度専門人材をミドル・バック部門（運用管理部）に配し、オルタナティブ投資の資産管理業務（キャピタルコール等）に関与させることで、同部門の強化を図った。 令和３年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置し（運用専門職員１名（企画役）及び正規職員５名（課長代理３名、主事２名））、同部の体制強化を図った。 令和４年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界出身者を採用・配置し（正規職員２名（企画役１名、主事１名））、同部の体制強化を図った。 令和５年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理	（４）令和２年度においては、ミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員の採用活動を進め、３名の正規職員を採用した。また、オルタナティブ投資に係る高度専門人材をミドル・バック部門（運用管理部）に配し、オルタナティブ投資の資産管理業務（キャピタルコール等）に関与させることで、同部門の強化を図った。 令和３年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界等出身の運用専門職員１名（企画役）及び正規職員５名（課長代理３名、主事２名）を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図った。 令和４年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界出身者の正規職員２名（企画役、主事）を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図った。 令和５年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界出身者の正規職員３名を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図った。 令和６年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界等出身者の正規職員４名を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図っており、所期の目標を達成していると考える。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

				部に、新たに金融業界出身者を採用・配置し（正規職員３名（課長代理２名、課員１名））、同部の体制強化を図った。 令和６年度においては、運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置し（正規職員４名（課長代理１名、主事２名、課員１名））、同部の体制強化を図った。また、ミドル・バック業務をより効率的に行うための組織改編を令和７年４月に行うべく組織規程等を整備（改正）した。（Ⅱ-1 参照）	〈課題と対応〉 ● Ⅰ－３の「課題と対応」を参照。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ―５	リスク管理

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した上で、必要な措置を実施した回数	適切なリスク管理	月１回以上	54 回	56 回	58 回	62 回	69 回
資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数	適切なリスク管理	10 回	28 回	242 回	242 回	243 回	243 回
各種リスク管理の状況を経営委員会に報告し、経営委員会でモニタリングを実施した回数	適切なリスク管理	4 回	14 回	13 回	13 回	13 回	13 回

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
６．リスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、	６．リスク管理 （１）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況につ		６．リスク管理 （１）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。 なお、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続の観点から、従来の１資産１資産管理機関体制から１資産複数資産管理機関体制への移行が決定しており、平成 30 年度は国内株式、外国債券、令和元年度は短期資産、令和２年度は外国株式において移行を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：S 本項目については、①分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関等の各種リスク管理を実施すること、②フォワード・ルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理を高度化すること、③経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングすること、が主な目標として設定されている。 上記の目標に対して、投資判断用 NAV による迅速なポジション把握、複数のツールを用いた精緻な分析と投資判断、株価指数先物を活用した機動的なリバランス等を通じ、法人のポートフォリオ全体を俯瞰したリスク管理を実行した。 リバランスやファンドの入れ替えに当たっては、専門のチームにおいて、執行方法をきめ細かく運用機関と調整し、市場への過大なインパクトや、法人資産全体のリスク量への予期せぬ影響がないよう執行するとともに、事後検証も都度実施した。

	複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。 経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。 【重要度 高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	いては、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。	＜評価の視点＞ （１）年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握し、必要な措置を講じているか。 （２）適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行	リスク管理の状況については、前中期目標期間においては、理事長から経営委員会に対して定期的（四半期に１度を目安）に報告してきたところ、令和２年度から年間 13 回から 14 回の経営委員会において、理事長から報告を行い、管理運用業務担当理事からもより詳細な報告を行った。さらに執行部からも毎四半期の運用リスク管理状況等を報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行った。また、法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的として、令和３年度から株価指数先物取引を開始した。パフォーマンス評価やリスク分析の強化と相まって、市場急変時における機動的な対応が可能となった。このほか、令和４年度においては、経営委員会におけるモニタリングに資するため、執行部による運用リスク管理の実務に関する説明も行った。さらに、令和６年度に運用戦略の複眼的なリスク取得状況の分析に基づくリスク管理のあり方について経営委員会にて議論を行い、運用リスク管理規程等に推定トラッキングエラーの参照値に関する記載を追加し、経営委員会におけるモニタリングの枠組みを設定した。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量・定性データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を継続している。 令和６年度においては、新たに以下を実施した。 ・SBDA に基づく超過収益の計測にあたり、今年度においては、比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性の検証やレバレッジ効果やアロケーションファクター等の調整を行い、データの公平性を担保しつつ案件の分析・評価を行った。また、上場企業等に対する超過収益の源泉を把握するために要因分解においても SBDA の手法を活用し、分析の高度化を行った。 ・このような詳細なデータ分析を大量のデータを対象に、より効率的に行うことを目的として、オルタナティブ資産のデータベース構築に向け具体的な活動を開始した。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があり、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリン	令和６年度においては、①年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応を 69 回（基準値（月１回以上）の 5.25 倍）、②リスク分析・評価及び複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を 243 回（令和元年度（10 回）の 24.3 倍）実施した。 経営委員会によるモニタリングも強化し、経営委員会で報告した。令和６年度における経営委員会によるモニタリング回数も 13 回となり、令和元年度（4 回）の３倍以上となった。 これらの取組により、令和６年度において、推定トラッキングエラーは 13～27bp（令和５年度 13～29bp、令和４年度 16～44bp、令和３年度 18～35bp、令和２年度 43～108bp）、VaR レシオは 0.98～1.01（令和５年度 1.00～1.02、令和４年度 1.00～1.04、令和３年度 1.00～1.03、令和２年度 1.01～1.05）と低水準に抑制した。 トラッキングエラー等の大幅な低減により、基本ポートフォリオのリスク・リターンを再現し、これを元にアクティブ運用にも取り組むことで、リスク量の増加をできるだけ抑えながら、超過収益の獲得につなげた。（Ⅰ－４参照） コロナショック以降の市場変動が激しい時期を経て、リスクを低水準に抑制しつつ、超過収益を確保したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を量的及び質的に上回る顕著な成果と判断し、S と評価する。 【評価の視点】 （１）資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を、毎営業日ベースで把握し、経営委員会への報告も適切に行ったことから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （２）適切かつ円滑なリバランスを実施するための市場動向の把握・分析等については、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 【令和２年度】 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 資産全体のリスクをアラームポイント、推定トラッキングエラーや VaR レシオをリスクファクター毎に日次ベースでタイムリーに分析した。また、複合ベンチマーク収益率との乖離分析を精緻に行うため、日次評価法による時間加重収益率の算出、複合ベンチマーク収益率との乖離要因を日次で分析す

			っているか。	グ業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、新たな投資案件を取り組むたびに、適切な上場および非上場インデックスの特定を行い、定量的なパフォーマンス分析・リスク管理を適切に推進した。 ・今後取組みが進むLPS投資について、各案件におけるダウンサイドリスクの予兆管理の観点より、要モニタリング先の抽出基準について部内および運用リスク管理部との協議を進め適切な水準等について確認した。	るためにシステム開発に先んじてツールを構築したほか、適宜適切なリバランスのためにリスク分析の精緻化やセンシティビティ分析をタイムリーに実施した。
		①　資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。		①　資産全体 **【乖離状況の把握等】** 各年度において、以下のとおり、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、年度を通じて乖離許容幅の範囲内での運用を行った。 【令和２年度】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を毎営業日把握した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和２年度においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。 また、運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 加えて、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価を毎営業日実施したほか、複合ベンチマーク収益率との乖離要因をより精緻化するために、日次評価法による時間加重収益率の算出や、複合ベンチマーク収益率との乖離要因を日次で分析するツールを構築した。 この結果、リスクを把握・分析するためのモニタリングは大幅に増加した。具体的には、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数54回（基準値比約４倍強）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数28回（基準値比約２倍強）となった。 【令和３年度】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況をこれまでのABOR（会計・開示用データ）ベースに加え、新たにIBOR（投資判断用データ）ベースでも毎営業日把握した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和３年度においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。	【令和３年度】 運用専門職員による市場分析について、令和３年度は定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価を、これまでのAladdinに加え、補充調達したBarra oneでも分析し、両ツールでの複眼的な分析を毎営業日実施した。 また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、より精緻な分析を行うため、前年度自ら開発したツールを改良し、率ベースだけでなく額ベースでも日次で分析したほか、令和３年度より開始したインハウスでの株価指数先物取引の資産配分要因への効果分析を行った。 【令和４年度】 市場分析については、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 ポートフォリオを一体として運用していく中、資産全体のリスク管理の重要性が増してきており、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価をAladdin及びBarra　oneにより分析し、両ツールでの複眼的な分析を適時適切に実施した。 また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、オルタナティブ資産が資産全体に与える影響が大きくなる中、オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響も把握・分析したほか、ポートフォリオを一体として運用するのに合わせ、ファンド要因やベンチマーク要因の分析において、新たにファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分解し、リスクファクターと関連付けた分析の拡充を実施するなど、分析の精緻化を進めた。 【令和５年度】 市場分析については、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、Aladdin及びBarra　oneで各々のモデル及びリスクファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範

				また、運用専門職員による市場分析について、令和３年度は定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価を、これまでの Aladdin に加え、補充調達した Barra one でも分析し、両ツールでの複眼的な分析を毎営業日実施した。 また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、より精緻な分析を行うため、前年度自ら開発したツールを改良し、率ベースだけでなく額ベースでも日次で分析したほか、令和３年度より開始したインハウスでの株価指数先物取引の資産配分要因への効果分析を行った。 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数 56 回（基準値比約４倍強）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数 242 回（基準値比約 24 倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のＰＤＣＡサイクルを回す体制を定着させた。 【令和４年度】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を ABOR（会計用データ）ベース及び IBOR（投資判断用データ）ベースで引き続き適時把握した。また、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、約定日ベースや決定したリバランス情報もタイムリーに反映し、基本ポートフォリオをより適切に管理した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和４年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 また、市場分析については令和４年度には定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 ポートフォリオを一体として運用していく中、リスクを資産全体で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、資産横断でリスク分析が可能な Aladdin や Barra one で各々のモデル及びファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、投資戦略とその結果の関係をリスクファクター別に複眼的かつ多角的な角度から分析し、ＰＤＣＡサイクルの精度向上を図った。 また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響を除いた分析も行ったほか、欧米債券の指数会社と信託銀行の評価タイミングの	囲に応用し、乖離要因の分析についても、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析し、ＰＤＣＡサイクルの精度向上を図った。 また、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、リスク管理をより精緻にするため、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととし、乖離要因の分析等を日次で実施し、投資判断に活用した。 さらに、フロント・ミドル各々の観点から計測・分析・評価を行うこととし、日次で法人内に共有するデータを一層拡充するとともに、多様な観点から詳細なリスク管理情報を創出し、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、適時多角的に分析した。 【令和６年度】 市場分析については、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、Aladdin 及び Barra one で各々のモデル及びリスクファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、乖離要因の分析についても、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析し、ＰＤＣＡサイクルの精度向上を図った。 また、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、リスク管理をより精緻にするため、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行い、乖離要因の分析等を日次で実施し、投資判断に活用した。 さらに、フロント・ミドル各々の観点から計測・分析・評価を行い、日次で法人内に共有するデータを一層拡充するとともに、多様な観点から詳細なリスク管理情報を創出し、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、適時多角的に分析した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

				相違の影響を分析し、より詳細な分析を行った。さらに、ベンチマーク要因やファンド要因について、より投資行動に沿った精緻な分析を行うため、新たにファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分析を行い、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて適時多角的に分析した。 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数 58 回（基準値比約４倍強）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数 242 回（基準値比約 24 倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のＰＤＣＡサイクルを回す体制が定着している。 【令和５年度】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を引き続き適時把握した。また、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、約定日ベースや決定したリバランス情報もタイムリーに反映し、基本ポートフォリオをより適切に管理した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和５年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 また、市場分析については令和５年度には定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、Aladdin 及び Barra one で各々のモデル及びリスクファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、乖離要因の分析についても、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析し、ＰＤＣＡサイクルの精度向上を図った。 また、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、リスク管理をより精緻にするため、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととし、乖離要因の分析等を日次で実施し、投資判断にも活用した。 さらに、フロント・ミドル各々の観点から計測・分析・評価を行うこととし、日次で法人内に共有するデータを一層拡充するとともに、多様な観点から詳細なリスク管理情報を創出し、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、適時多角的に分析した。	

				リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数 62 回（基準値比約５倍）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数 243 回（基準値比約 24 倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のＰＤＣＡサイクルを回す体制が定着している。 【令和６年度】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を引き続き適時把握した。また、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、約定日ベースや決定したリバランス情報もタイムリーに反映し、基本ポートフォリオをより適切に管理した。基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和６年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 また、市場分析については令和６年度には定量分析の体制を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、Aladdin 及び Barra one で各々のモデル及びリスクファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、乖離要因の分析についても、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析し、ＰＤＣＡサイクルの精度向上を図った。 また、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、リスク管理をより精緻にするため、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととし、乖離要因の分析等を日次で実施し、投資判断にも活用した。 さらに、フロント・ミドル各々の観点から計測・分析・評価を行うこととし、日次で法人内に共有するデータを一層拡充するとともに、多様な観点から詳細なリスク管理情報を創出し、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、適時多角的に分析した。 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数 69 回（基準値比約５倍）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数 243	

回（基準値比約 24 倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のＰＤＣＡサイクルを回す体制が定着している。

●基本ポートフォリオとの乖離状況

【令和２年度】

国内債券

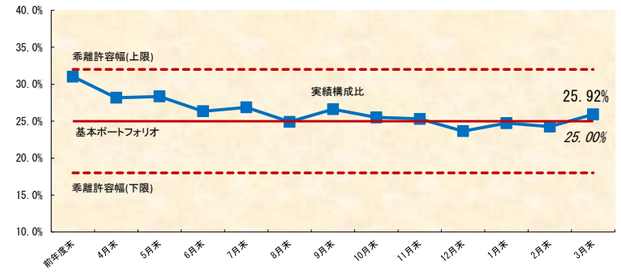

外国債券

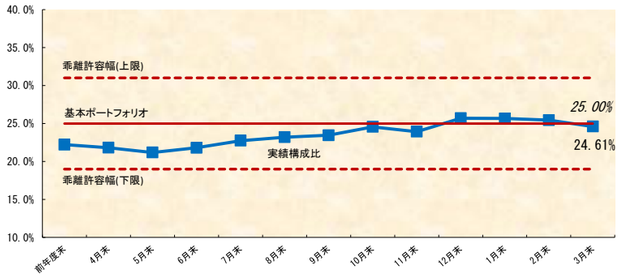

債券全体

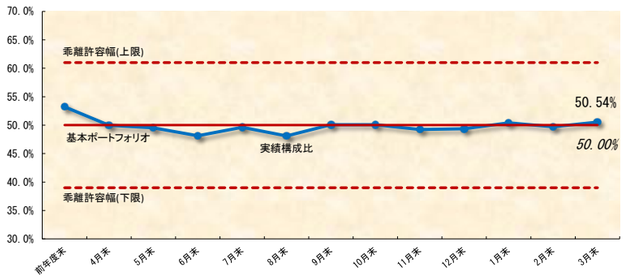

国内株式

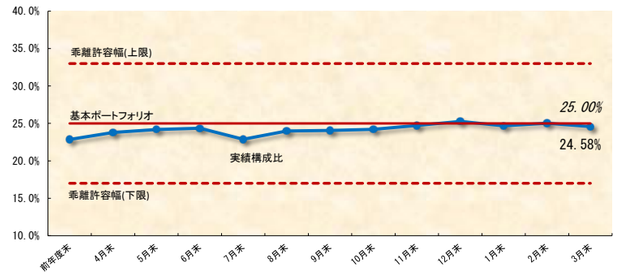

外国株式

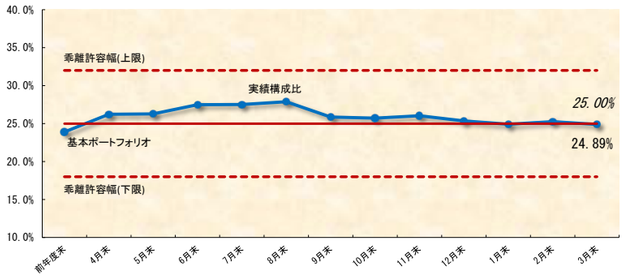

株式全体

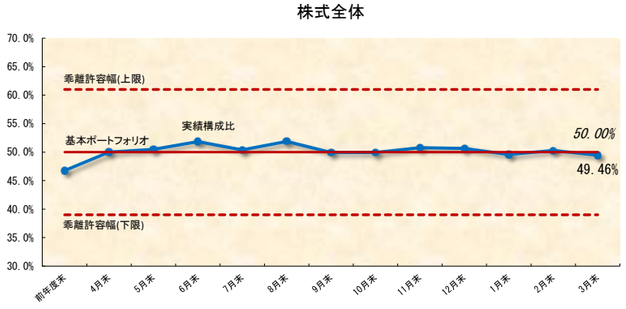

【令和３年度】

国内債券

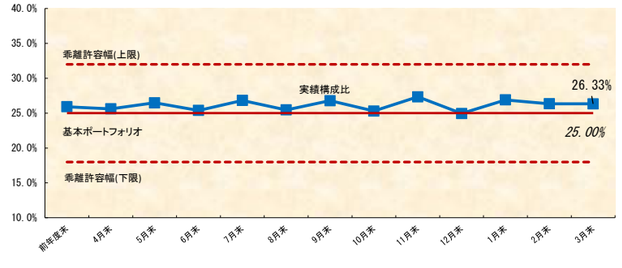

外国債券

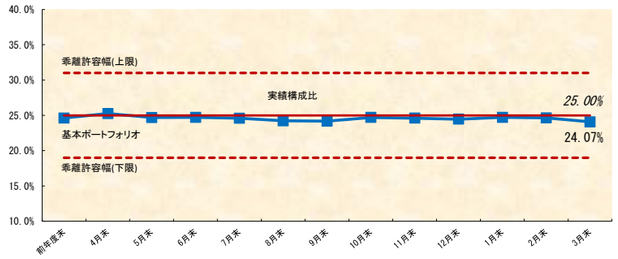

債券全体

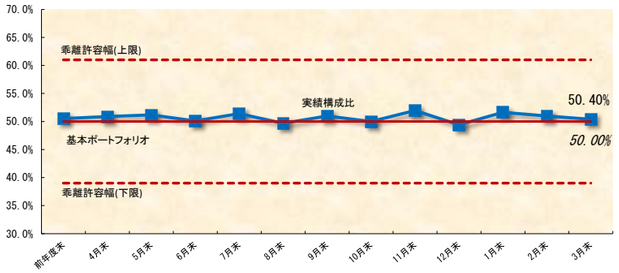

国内株式

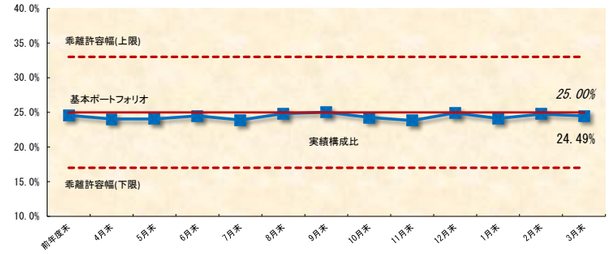

外国株式

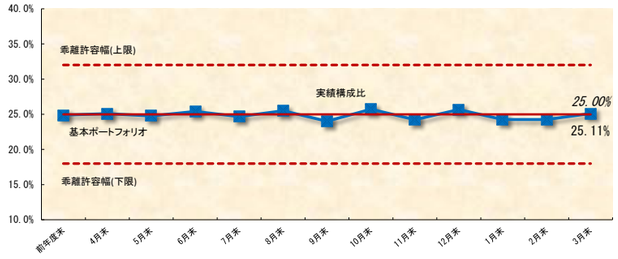

株式全体

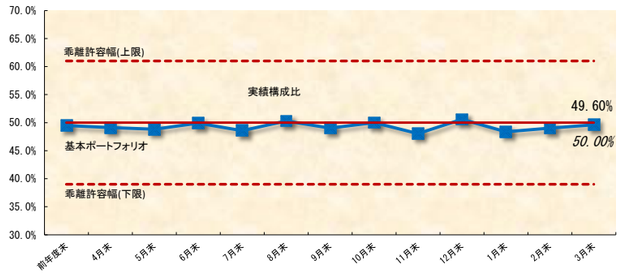

【令和４年度】

国内債券

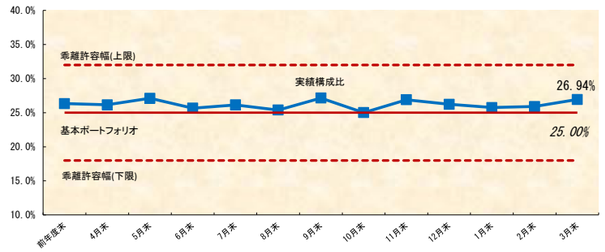

外国債券

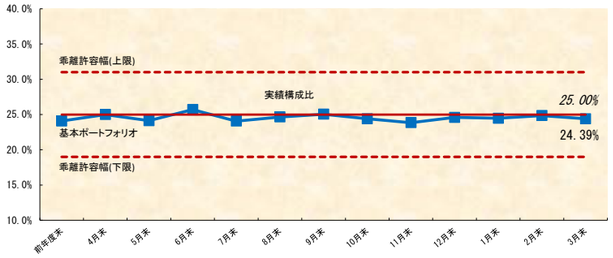

債券全体

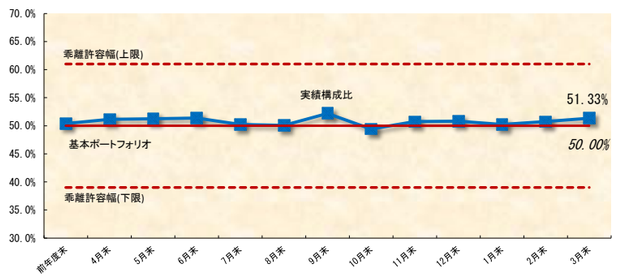

国内株式

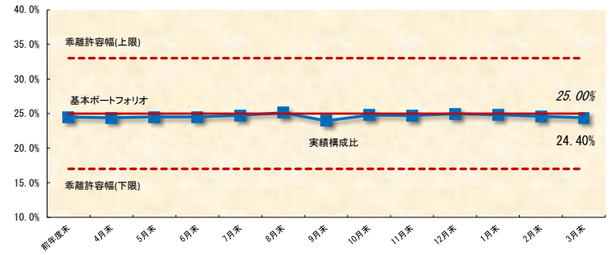

外国株式

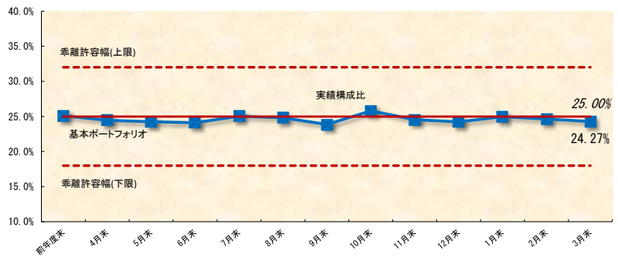

株式全体

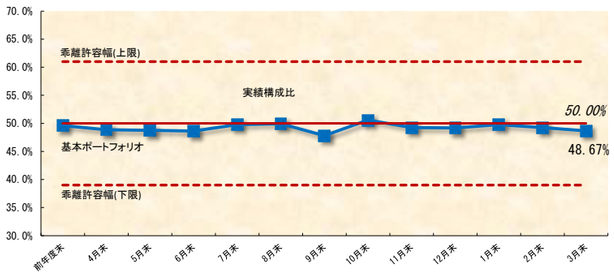

【令和５年度】

国内債券

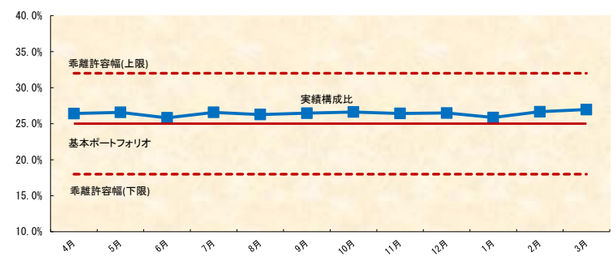

外国債券

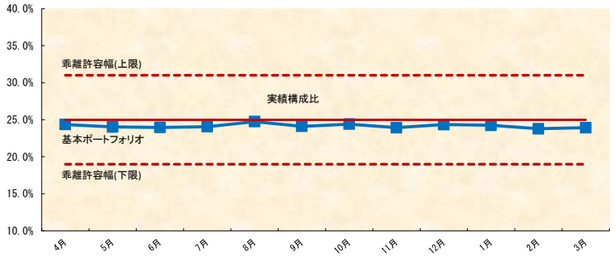

債券全体

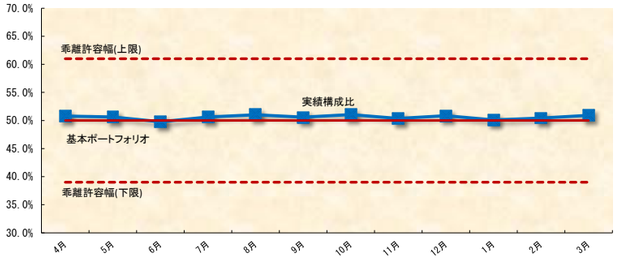

国内株式

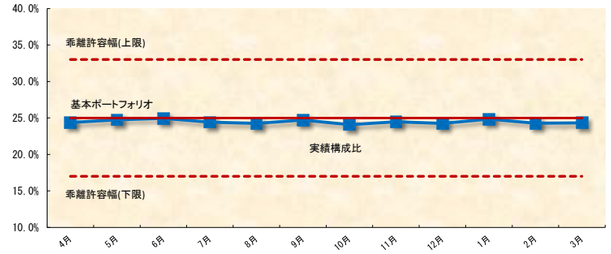

外国株式

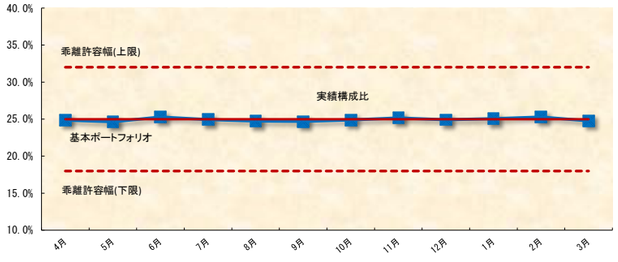

株式全体

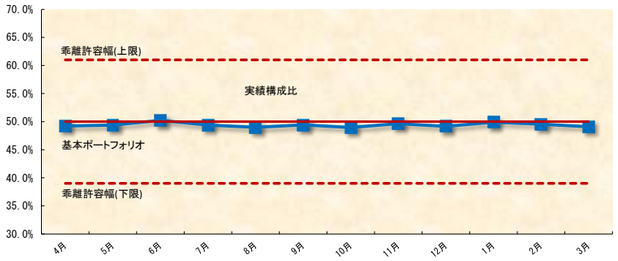

（注）資産構成割合は月中平均残高を用いて算出

【令和６年度】

国内債券

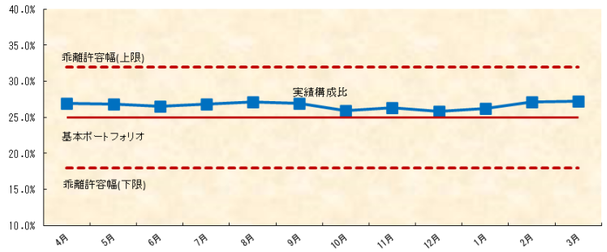

外国債券

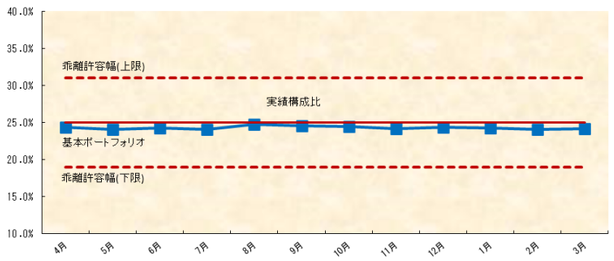

債券全体

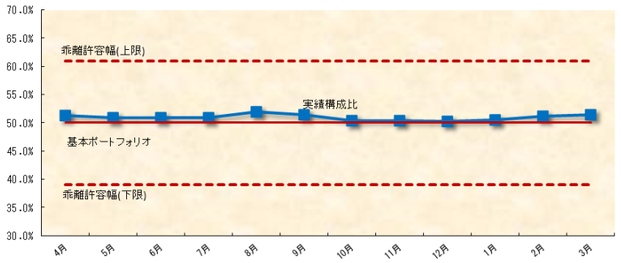

国内株式

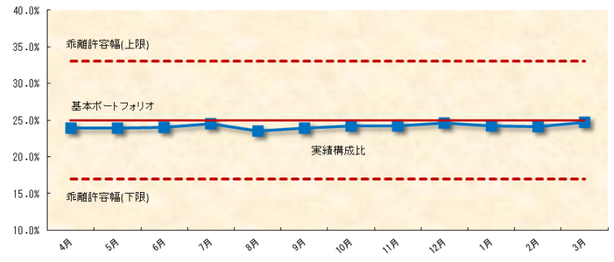

外国株式

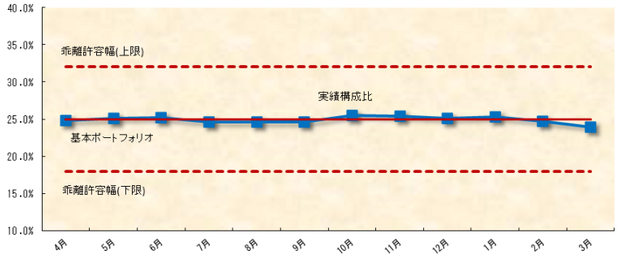

株式全体

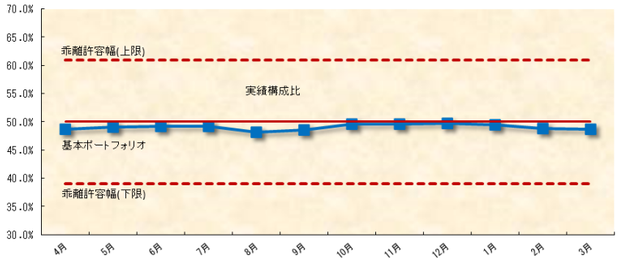

（注）資産構成割合は月中平均残高を用いて算出

【資産全体のリスク管理】

【令和２年度】

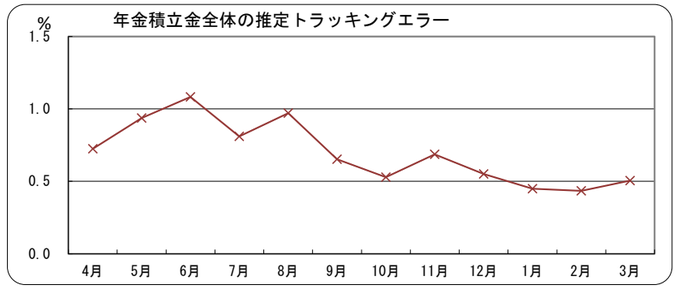

〈VaR レシオの推移〉

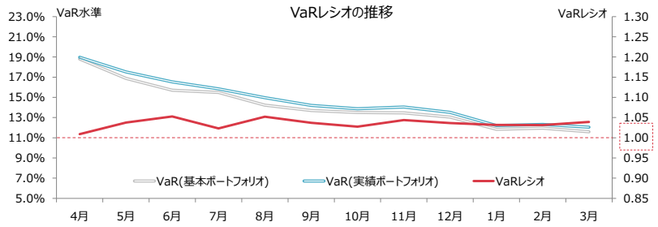

資産全体のリスク管理については、乖離許容幅遵守を強化するため、各資産に加え、債券・株式全体にもアラームポイントを設定した。その上で、資産全体の推定トラッキングエラーや VaR レシオ（実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオ VaR）をリスクファクター別に日次ベースでタイムリーに把握し、よりきめ細やかな複眼的なリスク管理を引き続き実施した。

また、リバランスがよりきめ細かく実施される中、推定トラッキングエラーや VaR レシオもファクター毎の変化や、株価や為替レートのセンシティビティ分析を実施し、投資判断に活用している。

ストレステストについては、一時的なインパクトの分析にとどまらず、その後の中期的な影響について、リーマンショックや IT バブル崩壊のこれまでのヒストリカルシナリオに、新型コロナウイルスが最も金融市場に混乱を与えた令和２年３月の市場データを用いたストレステストを実施した。

これらの結果、①推定トラッキングエラーは令和２年度末に 51bp（1bp＝0.01%）となった。これは令和元年度末の 63bp、令和２年度前半の最大 100bp 程度を大きく下回っている。年間を通じては 43～108bp で推移した。②VaR レシオは 1.01～1.05 となっている。

【令和３年度】

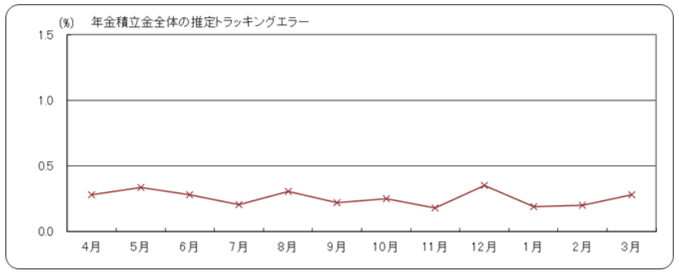

〈VaR レシオの推移〉

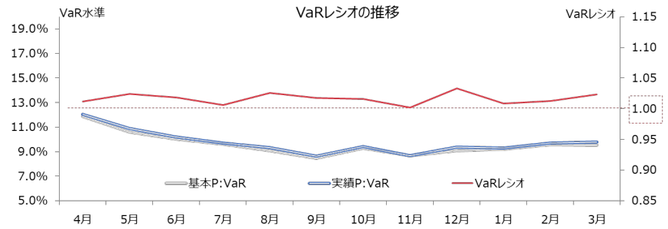

資産全体のリスク管理については、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間２年及び５年）やVaR レシオをリスクファクター別に、Aladdin（従来の ABOR（会計・開示用データ）に加え、IBOR（投資判断用データ）でも計測）、補充調達した Barra one（IBOR（投資判断用データ）で計測）でも日次ベースでタイムリーに把握し、よりきめ細やかな複眼的なリスク管理を実施した。

また、リバランス頻度に合わせた観測期間や保有期間で推定トラッキングエラーや VaR レシオを計測してファクター毎の変化をきめ細かく分析したほか、株価や為替レートのセンシティビティ分析を実施し、投資判断に活用している。

ストレステストについては、中期的な影響を分析するヒストリカルシナリオに加えて、ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、特定の資産やリスク要因にショックを与えて超過収益率への影響を分析する脆弱性分析を実施した。

これらの結果、①推定トラッキングエラーは 18～35bp で推移した。②VaR レシオは 1.00～1.03 となっている。

【令和４年度】

〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉

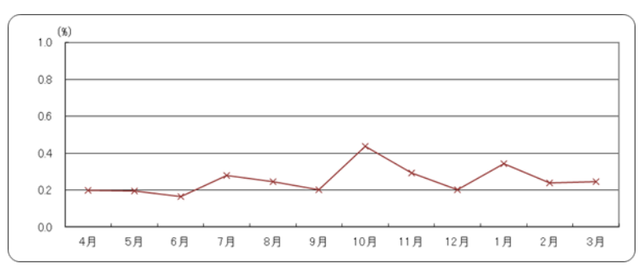

〈VaR レシオの推移〉

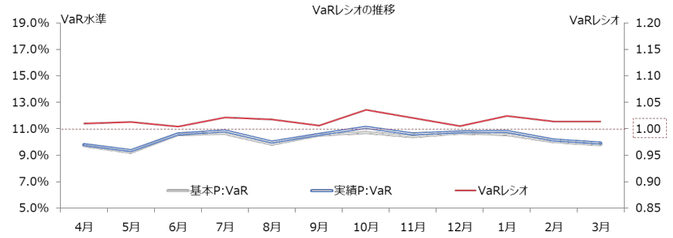

ポートフォリオを一体として運用していく中、資産全体でのリスク管理の重要性が増してきており、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間２年及び５年）やVaRレシオを始めとする各種リスク指標をより詳細に分析するために、リスクファクター別に、複数のリスク管理ツール（Aladdin及びBarra one）、複数のデータ（ABOR（会計用データ）及びIBOR（投資判断用データ）に基づくデータ）で、日次ベースでタイムリーに把握し、複眼的なリスク管理をきめ細かに実施した。また、こうした情報を多角的に分析するために、ビジネスインテリジェンスツールで、個別やグループ別のベンチマークベース、外部委託先を個社別及びグループ別に分析した。

令和４年度は年度前半に国内外の金利差が拡大し、12 月に日本銀行が金融緩和策を修正し、令和５年３月には米欧で連鎖して金融機関が破綻するに至り、マーケットが大きく変動したのを受けて、ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、リスクファクターやセクター等にショックを与え、収益額及び超過収益額への影響を分析するストレステストをより詳細かつ高頻度で実施した。

令和４年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラーは16～44bp、②VaRレシオは1.00～1.04と低位で推移した。

【令和５年度】

〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉

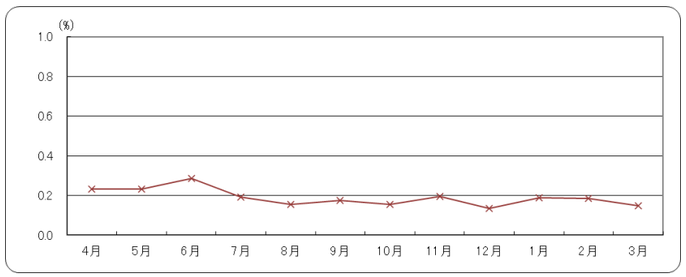

〈VaRレシオの推移〉

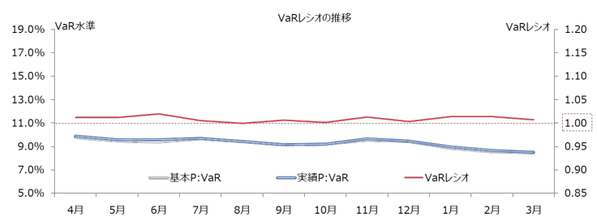

（注）各月の数値は月中平均で算出

運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間２年及び５年）や VaR レシオを始めとする各種リスク指標をより詳細に分析するために、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複数のリスク管理ツール（Aladdin 及び Barra one）で、日次ベースでタイムリーに把握し、きめ細かな複眼的なリスク管理を実施した。

また、資産全体に加えて、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでも日次ベースでのリスク管理を実施した。

令和５年度は、金融引締めの副作用による金融システムへのストレスやポートフォリオのリスク特性を踏まえ、リスクファクターやセクター等にショックを与え、収益額及び超過収益額への影響を分析するストレステストを実施した。

令和５年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラーは 13～29bp、②VaR レシオは 1.00～1.02 と低位で推移した。

【令和６年度】

〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉

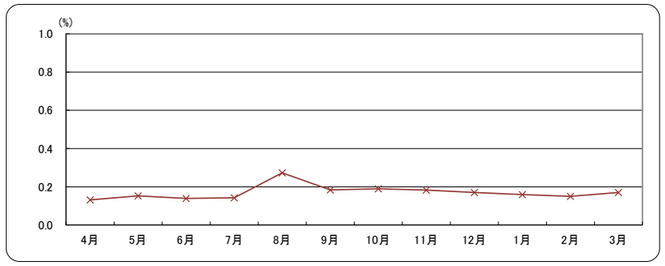

〈VaR レシオの推移〉

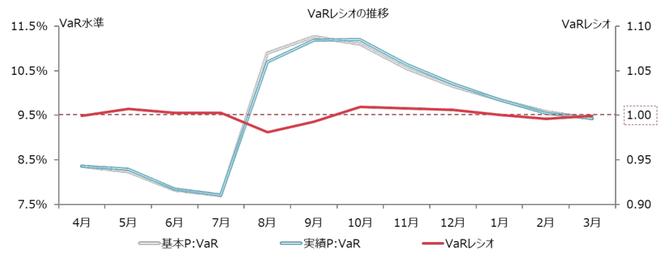

運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間２年及び５年）や VaR レシオ（実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオの VaR）を始めとする各種リスク指標をより詳細に分析するために、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複数のリスク管理ツール（Aladdin 及び Barra one）で、日次ベースでタイムリーに把握し、複眼的なリスク管理をきめ細かに実施した。

				また、資産全体に加えて、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでも日次ベースでのリスク管理を実施した。 令和６年度は、金融システムへのストレスやポートフォリオのリスク特性を踏まえ、リスクファクターやセクター等にショックを与え、収益額及び超過収益額への影響を分析するストレステストを実施した。 令和６年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラーは 13～27 bp、②VaR レシオは 0.98～1.01 と低位で推移した。	
		② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	（３）市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を適切に行っているか。	② 各資産 **【各資産のリスク管理】** 各年度において、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を適切に行った。 【令和２年度】 市場リスクについては、資産全体の市場リスクの計測を実施し、リスクファクター別の寄与率をモニタリングした。推定トラッキングエラーについては、債券については年限、セクター、格付別に、株式についてはスタイルファクター、セクター別にアクティブエクスポージャーやマージナルリスク寄与度でのモニタリングを実施した。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、クレジット投資の保有状況について、信用格付毎といったリスクベースでモニタリングを実施した。 カントリーリスクについては、カントリー格付に基づく配賦量のもとモニタリングを実施した。 【令和３年度】 市場リスクについては、資産全体ベース、株価、為替等のマルチファクターベース、債券ではデュレーション、株式ではスタイルファクター等の様々なリスクファクターを従来の Aladdin に加え、補充調達した Barra one でも日次で計測し、モニタリングしている。Aladdin では観測期間や半減期を複数で計測している。マルチファクターについては、リスクをアクティブウエイト、ファクターボラティリティ、ファクター間の相関に分けてモニタリングしているほか、マネジャー・ベンチマーク要因やファンド要因に分けて分析している。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、外国債券アクティブファンド全体について、クレジ	（３）市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視については、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 【令和２年度】 市場リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を日次で行ったほか、流動性リスク管理については寄託金等の動向をよりきめ細かく行い、必要かつ効率的な流動性確保を行った。 【令和３年度】 市場リスクについては、資産全体ベース、株価、為替等のマルチファクターベース、債券ではデュレーション、株式ではスタイルファクター等の様々なリスクファクターを従来の Aladdin に加え、補充調達した Barra one でも日次で計測し、モニタリングしている。Aladdin では観測期間や半減期を複数で計測している。マルチファクターについては、リスクをアクティブウエイト、ファクターボラティリティ、ファクター間の相関に分けてモニタリングしているほか、マネジャー・ベンチマーク要因やファンド要因に分けて分析している。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、外国債券アクティブファンド全体について、クレジット投資の保有状況のモニタリングを改善し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握できるようにした。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 【令和４年度】

				ット投資の保有状況のモニタリングを改善し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握できるようにした。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 【令和４年度】 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、前年度の外国債券アクティブファンドに加え、令和４年度は国内債券アクティブファンドについても、クレジット投資の保有状況のモニタリングの範囲を拡充し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 令和４年度を通じて、カントリーリスク及び信用リスク上のリスクイベントが勃発するなかで、適時適切なリスク分析を行った。 【令和５年度】 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、有価証券種類別・格付別のスプレッド DV01 等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額につ	複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、外国債券アクティブファンドだけでなく国内債券アクティブファンドについても、クレジット投資の保有状況のモニタリングの範囲を拡充し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 【令和５年度】 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファク ターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、有価証券種類別・格付別のスプレッド DV01 等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 【令和６年度】 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one

				いて、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 令和５年度は、金融引締めの副作用による金融システムの脆弱性が意識されるなど信用リスク上のリスクイベントが表面化するなかで、適時適切なリスク分析を行った。 【令和６年度】 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、有価証券種類別・格付別のスプレッド DV01 等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 令和６年度は、信用リスクに影響しうる市場環境の変化をモニタリングしつつ、適時適切なリスク分析を行った。	で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、有価証券種類別・格付別のスプレッド DV01 等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
		③　各運用受託機関 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る	（４）運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価を行っているか。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャ	③　運用受託機関等 【各運用受託機関】 ア　運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ　運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。令和６年度においては、運用受託機関からの報告に加え、当法人においても日次モニタリングを実施し、リスク管理目標値を超過した事案を能動的に捕捉し、必要に応じて是正を求めた。 ウ　運用に関するミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コー	（４）運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。また、運用体制の変更があった場合に、随時ミーティングを行った。 さらに、特定の運用スタイルに偏っていないかをモニタリングしており、適切な管理を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

		等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。	ー・ストラクチャーについて適切な管理を行っているか。	ドの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。なお、令和３年、令和４年度、令和５年度及び令和６年度は、スチュワードシップミーティングに関しては内外株式運用受託機関全社と実施した。 エ　運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 オ　令和３年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上の理由から迅速に対応した。 ⅰ　当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こうした対応により外国債券における社債等比率を削減できた（約２兆円）。特に、ハイイールド債はピーク時の 1/5 以下となった。 ⅱ　ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間の相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高（合計約２兆円）を減額。 カ　令和６年度には、ESG やインパクトを考慮した投資を包含するサステナビリティ投資に関する基本的な考え方等を示す「サステナビリティ投資方針」を新たに策定し、これまでは、ESG 指数投資をリバランスの対象外としてきたが、基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式の ESG 指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図ることとした。 ESG 指数投資の最適化では、まず、ポートフォリオ全体のリスクを抑えるため、各 ESG 指数への配分額を見直すこととした。 現在採用している ESG 指数は ESG 評価の優れた企業のみを選ぶ「ベストインクラス型」と、ESG 評価の優れた企業の構成比率を上げつつ、全ての親指数構成企業を ESG 指数に含める「ティルト型」に大別されるが、多くの場合は「ベストインクラス型」は「ティルト型」よりもリスクが大きい傾向にある。「ベストインクラス型」や「ティルト型」といった特性を考慮し、各指数への配分バランスを見直すことで、一定程度のリスク抑制効果が期待できる。各 ESG 指数への配分バランスを見直した上でもなお、抑制しきれないリスクについては、全体の残高調整によって対応することとした。 キ　投資判断用データサービスを令和３年４月から開始し、運用受託機関から受領する速報性の高い本データと資産管理機関から受領する会計開示用のデータの両方の特性を踏まえたリスク管理が実施されている。 令和５年度からは、資産管理機関の最適化に伴い、従来の投資判断用データと比較してより精緻な速報信託データの利用が可能となっており、当該データを活用したリスク管理が実施されている。	

				ク　オルタナティブ資産のデータ管理ツールについては関係各部と緊密に連携を取り、長期的に安定運営を行う観点より令和４年度に新たに開発したインハウスのデータベースへの切り替えを実施・活用している。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】 インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。 加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。 そうした運用受託機関からの定期的レポートにおいて、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに加え、各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、定量的リスク管理指標を注視案件の抽出基準として設けた個別案件モニタリングを実施し、問題の早期発見に努めた。さらに、各 FoF の NAV 変動要因分析、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとの PME+手法（オルタナティブ投資のキャッシュフローを伝統資産のベンチマークの売買に置き換えて計算する手法）や令和５年度に新たに開発した SBDA によるパフォーマンス比較により超過収益の源泉を明確化し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス・リスク計測・分析手法の高度化を図った。これらの各種分析については、運用リスク管理部と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。 【データマネジメントオフィス】 令和２年度においては、データの管理方針の策定やデータの信頼性を確保するための要件を定義するなど、継続的にデータ基盤を最適化する体制（データマネジメントオフィス）の整備のため、データ利活用に係る現状の課題、ＤＭＯの必要性について再認識したうえで、①運用の多様化・高度化を支えるためのデータ整備と体系の構築・維持、②業務の質向上と変化への柔軟な対応、③データの有効活用に向けた相互協力と貢献等の基本方針及び、令和３年度の取組み方針とスケジュールについての方向性の検討を行った。 令和３年度においては、データ利活用に係る各種取組を通じて、組織体制・インフラ・ＩＴ戦略における課題を改めて認識し、ＤＭＯ（データマネジメントオフィス）の必要性についてより具体的なイメージを固めた。 令和４年度よりシニアＩＴアドバイザーが整備の検討を含め、当法人の運用の多様化・高度化のためのデータ活用基盤の構築に向けた中長期的な構想の策定に着手した。	

		④　各資産管理機関 　資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、ＢＣＰ等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。	（５）資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各社の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価を行っているか。また、資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進めているか。	④　各資産管理機関 ア　資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ　各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ　令和２年度において、総合評価のためのミーティング（リモート会議）を令和３年３月に全資産管理機関に対して実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資産管理機関３社（資産管理サービス信託銀行と日本トラスティ・サービス信託銀行は令和２年 10 月に合併）については問題がないことを確認した。 　令和３年度、令和４年度、令和５年度及び令和６年度においては、各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやＢＣＰ（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進めた。 エ　資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。各年度において、以下のとおり人事異動等による資産管理体制の変更を確認した。 ２年度　３社 20 件 ３年度　３社 40 件 ４年度　３社 17 件 ５年度　２社６件 ６年度　２社４件 オ　信用リスクの管理については、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 カ　令和２年度においては、運用資産の管理を資産クラスごとに一つの資産管理機関に集約してから一定年度経過し、運用多様化の障害になる場合やＢＣＰ（事業継続計画）における懸念があることから、資産管理の在り方を見直し、会計用データとは別に投資判断用データを収集し活用すること、及び、資産クラス内で複数の資産管理機関を利用することができるよう取り組んだ。 　投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より	（５）資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すなどの対応を行った。 　また、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備が図られている。 　以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

				迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図るとともに、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和３年度４月からの本番稼働に向けて準備を行った。 資産管理機関の複数化については、必要なシステム開発が終わった資産クラスから順次実施しており、令和２年度は外国株式で複数化を実現した。 令和３年度においては、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用するため、令和３年４月から投資判断用データサービスの本番稼働を開始した。 令和４年度においては、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、投資判断用のデータサービスを通じて、迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用した。 令和５年度においては、令和４年度に実施した資産管理機関の最適化に伴い、令和５年度以降は、より精緻な資産管理機関の速報信託データを投資判断に活用できるようになったことから、投資判断用のデータサービスの利用を終了した。	
		⑤　自家運用 運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。	（６）自家運用において、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理しているか。	⑤　自家運用 市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認していた。令和５年度より、投資戦略部、市場運用部及びインハウス運用室を統合し、投資運用部としたことに伴い、自家運用においては自ら運用方針を策定し、その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管理を行っている。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ２年度：・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存 19 社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17 社中全社を「継続」とした。 ３年度：・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存 18 社中 16 社を「継続」、２社を「継続判断保留」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17 社中 13 社を「継続」、２社を「継続困難」、２社を「継続判断保留」とした。	（６）令和４年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考える。

				4年度	・債券の売買の取引先としての証券会社は、18社中17社を「継続」、1社を「継続判断保留」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、15社中14社を「継続」、1社を「継続判断保留」とした。	
				5年度	・債券の売買の取引先としての証券会社は、17社全てを「継続」とした。 ・株価指数先物の取引先としての証券会社は、9社全てを「継続」とした。 ・外国為替の取引先としての銀行及び証券会社は、5社全てを「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、15社全てを「継続」とした。	
				6年度	・債券の売買の取引先としての証券会社は、17社全てを「継続」とした。 ・債券先物の取引先は、辞退の申し出があった1社を除き6社を「継続」とした。 ・株価指数先物の取引先としての証券会社は、辞退の申し出があった1社を除き8社を「継続」とした。 ・外国為替の取引先としての銀行及び証券会社は、5社全てを「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、15社全てを「継続」とした。 ・短期借入先取引先は、4社全てを「継続」とした。	
					なお、投資運用部及び運用管理部では、各ファンドにおいて月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券ファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク及び約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、デリバティブファンドでは証拠金の管理について、運用方針に基づき、遵守している。	
		⑥　トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。	（7）資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行っているか。	⑥　トランジションマネジメント 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、令和2年度にリバランスのための専門のチームを立ち上げ、執行方法をきめ細かく運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。また令和2年度に、口座開設に係る期間の短縮を図るため、新規口座に対する現物移管方式ではなく、既存口座に対して運用者変更を実施することで、コストの削減が図れたとともに、投資機会の逸失を回避することができた。	（7）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

		（２）リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスク分析や長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。 さらに、業務リスクのＰＤＣＡサイクルを着実に実行し、事案発生時の適	（８）ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制整備を行っているか。 （９）リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスクや長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進めているか。 （10）業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るた	（２）リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 【令和２年度】 運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、複合超過収益率を確保するため、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、収益率については日次評価法による時間加重収益率の算出、超過収益率の要因分解を日次分析するためのツールの構築や年金特会の日次での把握、リスク管理については、各資産に加え株式や債券全体のアラームポイントの設定、VaR レシオ（＝実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオ VaR）や資産全体の推定トラッキングエラーのリスクファクター毎の日次及びタイムリーな把握、超過収益率の要因分解に対する推定トラッキングエラーの計測を新たに実施し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、新たに補完調達したリスク管理ツールのモデルの特性につき、現在使用しているリスク管理ツールのモデルとの比較分析を行った。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図ることとし、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和３年度４月からの本番稼働に向けて準備を行った。 さらに、気候変動リスク分析を実施したほか、長期の多期間シナリオ分析を現在のリスク管理ツールに実装するためツール提供会社と交渉し、分析を可能にした。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行っている。 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 法務リスク・内部統制について専門性と経験を有するシニアな弁護士を令和２年９月に職員として１名新たに採用し、内部統制機能の強化をはかるため	（８）リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、資産全体に加えて、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととした。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数（Aladdin 及び Barra one）用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。 フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 以上により、所期の目標を上回る成果を得られたと考える。 （９）リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク計測に用いるデータについて、ABOR（会計用データ）及び INAV（投資判断用 NAV）を用いるとともに、リスクツールについても、Aladdin 及び Barra one を用いて、適時適切に計測する等、複眼的なリスク管理を進めた。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (10) 法務機能の充実・強化については、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 【令和２年度】 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化し

		切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の拡充・強化を図る。	め、法務機能の充実・強化を行っているか。	に必要となる法務機能の拡充・強化を、専門外部弁護士へのヒアリングなども行って検証し、当該検証に基づき、法務室を令和３年３月に新たに設置するとともに、リスクに適時適切に対応することを可能とする危機管理の予防・対応のための外部弁護士ネットワークを構築した。 【令和３年度】 ポートフォリオ全体のリスク管理をより適切に行うために、リスク管理ツールをこれまでの Aladdin に加えて補充調達した Barra one でも日次で計測した。また、観測期間や保有期間も複数で計測した。 リスク計測に用いるデータも ABOR（会計・開示用データ）に加え、IBOR（投資判断用データ）も用い、適時的確なリスク情報を収集・分析し、オルタナティブ資産も含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。 また、ミドル部署で特に重要な収益・リスク数値について引き続き計測し、よりタイムリー、長期、高付加価値の分析を行い、ミドル機能の充実・強化を図り、リスク管理を精緻化した。さらに、新たにフロント部署でも Tableau（ビジネスインテリジェンスツールの 1 つで、データを加工・分析等できるツール。）等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上した。 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することを目的として、令和３年４月から投資判断用データサービスを開始した。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行っている。 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 危機管理事案等の発生の予防及び事案発生の対応を目的として構築した外部弁護士とのネットワークを適時適切に活用することで、危機管理等事案の予防に努めた。また、当該ネットワークを随時拡充した。 【令和４年度】 リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、複数のリスク管理ツール（Aladdin 及び Barra one）で	た業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 法人の内部統制機能について、法務リスクという観点からあらためて、外部専門家のヒアリングも含めて検証し、法務室の設置及び外部弁護士ネットワークなどを構築することにより、今後、事案発生時の適時適切な対応など、内部牽制機能が有効に発揮されるよう、必要な体制を構築した。 【令和３年度】 法人の内部統制機能について、法務リスクという観点から、外部専門家のヒアリングも含めて随時検証し外部弁護士ネットワークなどを構築・拡充することにより、今後、事案発生時の適時適切な対応など、内部牽制機能が有効に発揮されるよう、必要な体制を構築した。 【令和４年度】 内部牽制機能の強化を図るために、法務室の法務機能の専門性を補佐する目的で新たに６法律事務所を選定し、国際的な金融制裁ルールの確認や金融不祥事対応の相談などでこれらの外部ネットワークを活用するなど、法務機能の充実・強化を行った。 【令和５年度】 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。 内部牽制機能の強化を図るために、海外のインサイダー取引規制の調査や金融不祥事対応の相談などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用するなど、法務機能の充実・強化を行った。 【令和６年度】 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。 内部牽制機能の強化を図るために、先物取引等への外国規制の適用の有無の調査などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用するなど、法務機能の充実・強化を行った。
			（11）各種リスク管理の状況について経営委員会に定		（11）理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で年間 13 回から 14 回報告し、経営委員会によるモニタリングを強化している。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

			期的に報告し、経営委員会において適切にモニタリングを行っているか。	オルタナティブ資産の資産全体への直接的及び間接的な影響を分析し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数（Aladdin及びBarra one）用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することを目的として、投資判断用データサービスを継続した。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資室と第二線部署の運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会での毎月及び四半期にかかる報告の高度化を図った。各オルタナティブ資産のリスク・リターン特性の実態に応じたプロキシ比率の変更も実施した。 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、法務室の法務機能の専門性を補佐する目的で新たに６法律事務所を選定し、国際的な金融制裁ルールの確認や金融不祥事対応の相談などでこれらの外部ネットワークを活用することで、法務リスクの早期把握及びそれらへの適切な対応を行った。 【令和５年度】 リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、資産全体に加えて、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととした。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数（Aladdin及びBarra one）用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を	〈課題と対応〉 ● ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から、法人自ら国内外の市場動向を常時把握し、各資産における市場流動性を加味しながら機動的なリバランス等を検討・実行（Ⅰ－２再掲） ● オルタナティブ資産については、法人ポートフォリオ全体の推定トラッキングエラーに対して比較的大きな寄与度を有することを踏まえ、適切なリスク管理体制の下で、収益性とリスクを確認・検証しながら、コントロール手段を検討していくことが必要（Ⅰ－３再掲） ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（Ⅰ－２再掲） ● リスク管理体制の一層の強化に向けて、国内の日中取引時間以外におけるリスク管理体制に関する検討を着実に推進

				整備した。 フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 資産管理機関の最適化を進め、信託時価差の解消などによるデータの信頼性の向上及び信託データの迅速な取得等を図った。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生を予防するため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。 内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、海外のインサイダー取引規制の調査や金融不祥事対応の相談などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用することで、法務リスクの早期把握及びそれらへの適切な対応を行った。 【令和６年度】 リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、資産全体に加えて、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行った。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数（Aladdin 及び Barra one）用いて深掘り分析し、さらに、職員の採用と教育を継続的に注力するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。 フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 資産管理機関の最適化を進め、クラウドサービスの利用等により信託データの迅速な取得等を図った。また、自家運用における一連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤の導入を行い、システム上の機能を活用した内部牽制及び人的な統制活動を組み合わせることで、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質	

				の向上を図った。 データ授受を正確かつ効率的に行うためのデータ活用基盤の継続した安定的な運用を行いつつ、データ取得及び連携についてはシステム化を進めることで、さらなる業務リスク軽減等に取り組んだ。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。新たな取組みとして以下を実施した。 ・SBDA に基づく超過収益の計測にあたり、令和６年度においては、比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性の検証やレバレッジ効果やアロケーションファクター等の調整を行い、データの公平性を担保しつつ案件の分析・評価を行った。また、上場企業等に対する超過収益の源泉を把握するために要因分解においても SBDA の手法を活用し、分析の高度化を行った。 ・このような詳細なデータ分析を大量のデータを対象に、より効率的に行うことを目的として、オルタナティブ資産のデータベース構築に向け具体的な活動を開始した。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があり、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、新たな投資案件を取り組むたびに、適切な上場および非上場インデックスの特定を行い、定量的なパフォーマンス分析・リスク管理を適切に推進した。 ・今後取組みが進む LPS 投資について、各案件におけるダウンサイドリスクの予兆管理の観点より、要モニタリング先の抽出基準について部内および運用リスク管理部との協議を進め適切な水準等について確認した。 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。業務マニュアルの	

				定期点検を実施し、最新の内容に更新した。 　内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、先物取引等への外国規制の適用の有無の調査などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用することで、法務リスクの早期把握及びそれらへの適切な対応を行った。	

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ―６	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
スチュワードシップ活動の評価を目的とした運用受託機関との間でのエンゲージメント実施回数	スチュワードシップ活動の推進	26 社	68 回	83 回	113 回	116 回	132 回
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答数	スチュワードシップ活動の推進	628 社	681 社	709 社	735 社	717 社	632 社 ※送付対象である TOPIX 構成企業が前年より 400 社強減少
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答企業のうち法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合	スチュワードシップ活動の推進	75%	77.9%	78.6%	77.2%	76.3%	79.1%
ＥＳＧ投資の効果の検証を実施した回数	ＥＳＧ投資による長期的な収益の確保	月１回以上	13 回	16 回	13 回	13 回	14 回
GPIF のポートフォリオのＥＳＧ評価（国内株式）	ＥＳＧを考慮した投資の推進	FTSE：2.63/5.0 MSCI：5.51/10.0	FTSE：2.95/5.0 MSCI：5.79/10.0	FTSE:2.96/5.0 MSCI:5.92/10.0	FTSE:3.11/5.0 MSCI:6.37/10.0	FTSE:3.29/5.0 MSCI:6.93/10.0	FTSE:3.58/5.0 MSCI:7.07/10.0
GPIF のポートフォリオのＥＳＧ評価（外国株式）	ＥＳＧを考慮した投資の推進	FTSE：3.35/5.0 MSCI：5.69/10.0	FTSE：3.38/5.0 MSCI：6.01/10.0	FTSE:3.34/5.0 MSCI:6.04/10.0	FTSE:3.26/5.0 MSCI:6.47/10.0	FTSE:3.42 /5.0 MSCI:6.80 /10.0	FTSE:3.48 /5.0 MSCI:6.78 /10.0

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
７．スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資 （１）スチュワードシップ責任を果たすための活動 年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収	７．スチュワードシップ責任を果たすための活動 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理運用		７．スチュワードシップ責任を果たすための活動 （１）スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原則」、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、ＥＳＧの考慮を含め、当法人自身の考え方を明示している。 運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」（平成 29 年６月制定、令和２年２月及び令和７年３月改訂）において、当法人としての考え方及び、運用受託機関への期待事項を明確に示した上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方からの期待事項について直接説明している。 また、令和６年度に、第５期中期目標期間に向け、「GPIF のスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」を公表。改めて、スチュワードシップ活動	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 本項目については、①被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること、②運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、ＥＳＧを考慮した投資を推進すること、③ESG 投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとって行われているかについて継続的に検証すること、が目標として設定されている。 上記の目標に対して、運用受託機関との間でのエンゲージメントの拡充、債券の運用受託機関を対象とするスチュワードシップ評価の開始等に取り組んだ。コロナ禍で対外活動が制約される期間があった中でも、積極的にスチュワードシップ活動を継続した。令和６年度には、スチュワードシップ活動の評価

	益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成26年2月26日 日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。	法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。 「責任ある機関	＜評価の視点＞ （１）企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねているか。 （２）スチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たって、長期的な投資収益	の基本的な考え方を明確にするとともに、次期中計期間における重点事項とともに主な取組事項を公表した。 （２）民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に、（１）で示した両原則を踏まえ、当法人の考えを説明、対話を実施。運用受託機関に対しては、ＥＳＧの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。 （３）運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があったものについては、変更後の方針の提出を受けた。 ２年度 延べ10ファンド ３年度 延べ11社 ４年度 延べ16社 ５年度 延べ12社 ６年度 延べ15社 （４）各年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。各年度における行使状況は次のとおりである。 （国内株式） （単位：延べ議案数） ２年度 / 議決権行使：36ファンド 議決権行使せず：0ファンド 賛成 207,794（87.6%） 360（12.8%） － 反対 29,520（12.4%） 2,445（87.2%） － 合計 237,314（100.0%） 2,805（100.0%） 240,119 ３年度 / 議決権行使：40ファンド 議決権行使せず：0ファンド 賛成 193,430（89.4%） 200（10.4%） － 反対 22,896（10.6%） 1,714（89.6%） － 合計 216,326（100.0%） 1,914（100.0%） 218,240 ４年度 / 議決権行使：31ファンド 議決権行使せず：0ファンド 賛成 186,517（89.5%） 415（13.7%） － 反対 21,852（10.5%） 2,609（86.3%） －	を目的とした運用受託機関との間でのエンゲージメントを132回実施（令和6年度実績、令和元年度（26社）の5.08倍）する等、目標を大きく上回った。 また、インデックス・ポスティングを活用してESG指数の採用を進め、国内外で9指数（ファンド）にまで拡大（前期末比＋４）した。指数会社との対話によるメソトロジーの変更やESG指数投資に対するリスク調整ファンドを設置により、基本ポートフォリオに対するESG指数投資のリスク低減を図った。 さらに、これまで取り組んできたESGを考慮した投資やスチュワードシップ活動等を踏まえ、第５期中期目標期間に向けて、ESGやインパクトを考慮した投資を包含するサステナビリティ投資に関する基本的な考え方等を示す「サステナビリティ投資方針」を新たに策定した。 ESGを考慮した投資やスチュワードシップ活動の効果分析については、GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析を始め、先進的な取組みを数多く実施・発信したほか、スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定研究を外部機関と協働して実施するなど、所定の目標を上回る成果が得られたものと判断し、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１）企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の行使判断に委ねている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （２）当法人のスチュワードシップ活動は、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針をベースに運用受託機関への要請としてスチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を定めているが、その活動の目的が長期的な投資収益の拡大であることを明確化している。その上で、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を踏まえ、エンゲージメントと評価を実施している。ＥＳＧについても、スチュワードシップ活動原則で、投資におけるＥＳＧの考慮を定め、「投資においてＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を適切に考慮することは、運用資産の長期的な投資収益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及び市場全体の持続的成長に資すると考えられる

					合計	208,369 (100.0%)	3,024 (100.0%)	211,393
				５年度	議決権行使： 52 ファンド 議決権行使せず： 0 ファンド	賛成	185,489 (88.2%)	528 (12.2%)	－
						反対	24,760 (11.8%)	3,810 (87.8%)	－
						合計	210,249 (100.0%)	4,338 (100.0%)	214,587
				６年度	議決権行使： 60 ファンド 議決権行使せず： 0 ファンド	賛成	225,577 (88.2%)	514 (10.1%)	－
						反対	30,058 (11.8%)	4,554 (89.9%)	－
						合計	255,635 (100.0%)	5,068 (100.0%)	260,703

（注）割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

（外国株式）

（単位：延べ議案数）

	運用受託機関の対応状況	行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
２年度	議決権行使： 19 ファンド 議決権行使せず： 0 ファンド	賛成	183,850 (86.1%)	2,916 (47.2%)	－
		反対	27,493 (12.9%)	3,066 (49.6%)	－
		棄権	2,127 (1.0%)	202 (3.3%)	－
		合計	213,470 (100.0%)	6,184 (100.0%)	219,654
３年度	議決権行使： 23 ファンド 議決権行使せず： 0 ファンド	賛成	217,273 (83.4%)	3,570 (50.9%)	－
		反対	43,124 (16.6%)	3,443 (49.1%)	－
		合計	260,397 (100.0%)	7,013 (100.0%)	267,410
４年度	議決権行使： 47 ファンド 議決権行使せず： 0 ファンド	賛成	250,008 (82.7%)	4,706 (50.4%)	－
		反対	52,136 (17.3%)	4,633 (49.6%)	－
		合計	302,144 (100.0%)	9,339 (100.0%)	311,483

投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。

の向上につながるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行っているか。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化しているか。

（３）スチュワードシップ活動の評価について、エンゲージメント等を通じて検討しているか。

ことから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、ESG 課題に取り組むこと」としている。また、令和６年度に、第５期中期目標期間に向け、「GPIF のスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」を公表し、改めて、スチュワードシップ活動の基本的な考え方を明確にしており、所期の目標を達成していると考える。

（３）スチュワードシップ活動については、双方向の対話をベースに評価している。総合評価時に行うスチュワードシップミーティングに加えて、必要に応じて意見交換やアンケートなども実施し、運用受託機関の考えや実施状況を確認し、評価に反映している。また、評価結果については、フィードバックを行い、評価のポイントや理由、次年度以降の期待事項なども併せて伝え、双方のスチュワードシップ活動の向上に努めている。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

				５年度	議決権行使： 70ファンド 議決権行使せず： 0ファンド	賛成	300,802 (85.4%)	5,407 (38.4%)	－
						反対	51,542 (14.6%)	8,669 (61.6%)	－
						合計	352,344 (100.0%)	14,076 (100.0%)	366,420
				６年度	議決権行使： 100ファンド 議決権行使せず： 0ファンド	賛成	327,051 (85.6%)	7,317 (39.2%)	－
						反対	55,234 (14.4%)	11,353 (60.8%)	－
						合計	382,285 (100.0%)	18,670 (100.0%)	400,955

（注）割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

（５）議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。
・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
・行使体制
・行使状況
各年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。

（６）運用受託機関とのコミュニケーションについては、スチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルで実施した。運用受託機関とのミーティングも年に１回の総合評価ミーティングに加え、スチュワードシップミーティングをはじめ、その時々のテーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしており、年間を通じて活動を評価する体制で運営している。この評価結果は各年度の総合評価に反映させた。

（７）令和２年３月24日に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたため、同年６月29日に、再改訂版コードへの賛同と、再改訂コードを踏まえて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を改定した。スチュワードシップ責任の対象を株式から全資産へ拡大したほか、コードの各原則への対応では、ＥＳＧの考慮を明確化した。また、運用受託機関に対しては、重要性又は必要に応じて議決権行使の判断理由を公表することを求めることも本方針において明確化した。
令和４年度から「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するか」という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始し、「組織・人材」内の一項目として、スチュワードシップ評価を実施し、スチュワードシップ方針や利益相反管理等の方針・体制面などスチュワードシップ活動を行うための組織・人材が整備されているかについて評価を行った。

（４）スチュワードシップ活動状況について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告しているか。

（５）日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行っているか。

（４）スチュワードシップ活動状況については、各年度において、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、公表した。エンゲージメントカバー状況の開示を増やし、エンゲージメント状況の透明性の向上に努めた。経営委員会にも報告、質疑を実施した。
以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

（５）投資原則、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年６月制定（令和２年２月及び令和７年３月一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化している。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施している。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため、TOPIX 構成銘柄企業を対象に企業向けアンケートを実施し、令和６年度には、アンケート回答企業のうち協力を得られた企業にインタビューを実施した。さらに、経団連と「経団連・GPIF アセットオーナーラウンドテーブル」を創設し会合を令和６年度に２回開催（三共済にも案内し３機関とも初回から参加）した。Climate Action100+や30%Club（日

				（８）各年度において、以下の通り「スチュワードシップ活動報告」を公表した。 【令和２年度（令和３年３月 25 日公表)】 a　令和２年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 b　管理運用法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを改めてスチュワードシップ活動報告において明示。 c　個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。 d　令和２年３月に再改訂されたスチュワードシップ・コードの内容も踏まえ、株式以外の資産の活動についても記載を拡充した他、議決権助言会社の活用方法についても記載。 【令和３年度（令和４年３月 29 日公表)】 a　令和３年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告した。 b　当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを明示している。 c　個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 d　当法人の取組事項も増えたため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを追加した。「エンゲージメント強化型パッシブファンド追加採用」、「2022 年度からの債券のスチュワードシップ評価開始」、「運用受託機関が選ぶ優れた開示シリーズの拡大」の３点を記載した。 【令和４年度（令和５年３月 30 日公表)】 a　令和４年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告した。 b　当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを明示している。 c　個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 d　当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載。「債券のスチュワードシップ活動の評価開始」、「スチュワ	英)、ICGN、CII 、ISSB Investor Advisory Group などグローバルなイニシアティブへの参加も行い、スチュワードシップ活動の向上に努めた。また、新たにＥＳＧ情報開示研究会等に参加し、情報開示やエンゲージメントの状況や課題の把握に努めた。 平成 29 年６月に制定（令和２年２月一部改定）したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ＥＳＧの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大な ESG 課題についてヒアリング実施した。 株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウエイトは以下の通りである。 株式パッシブファンド：評価全体の 30% 株式アクティブファンド：評価全体の 10% その他の取組としては、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 【令和２年度】 平成30年度にスチュワードシップを重視したパッシブ運用モデルとして採用した国内株式運用受託機関については、四半期ごとにエンゲージメントの進捗状況の報告を受け、ＫＰＩの達成状況を確認している。 オルタナティブ資産の運用において、ＥＳＧの取組み状況の把握のため、プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのＬＰ契約/運用ガイドライン等にてＥＳＧに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ＥＳＧレポートを受領し、ＥＳＧ課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受けている。令和２年度にはＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化した。選定済の運用受託機関（ゲートキーパーおよびファンド・オブ・ファンズ）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施したほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を行った。不動産分野においては投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるＧＲＥＳＢに加入しており、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオＥＳＧの観点からの改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関がＧＲＥＳＢに加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定した。 【令和３年度】 また、債券運用については、令和４年度からの債券のスチュワードシップ評価開始を決定し、法人内の規定を整備した。債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価することを決定した。 スチュワードシップを重視したパッシブ運用モデルとして「エンゲージメント強化型パッシブファンド」を令和３年度に追加で２ファンド採用し、これまでに採用していた２ファンドに加え計４ファンドに拡大した。当該ファ

				ードシップ活動及びＥＳＧ投資の効果測定」、「YouTube での情報発信」の３点を記載した。 e　また、令和４年度より初めて、当法人の国内株式運用受託機関による１年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数）を開示し、外部からもエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 【令和５年度（令和６年３月２６日公表)】 a　令和５年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告した。 b　当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを明示している。 c　個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 d　当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載した。「グローバル・アセットオーナーフォーラムの開催」、「スチュワードシップ活動及びＥＳＧ投資の効果測定」、「SNS～X（旧Twitter）及びYouTube～での情報発信」の３点を記載した。 e　令和４年度に引き続き、当法人の国内株式運用受託機関による１年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、役員レベルの対話件数）に加え、令和５年度は規模別対話実施比率、業種別ESG対話テーマ比率も開示し、外部からエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 f　運用会社への期待事項として、昨今の環境変化を捉え、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けたエンゲージメント」及び「重大なESG課題への取り組みをはじめとした自社の方針、考え方等の情報発信」を追加した。また、GPIF の今後の対応に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けたエンゲージメントの実施状況の確認」及び「エンゲージメントの実態把握を目的とした発行体との対話」を追加した。 【令和６年度（令和７年３月31日公表)】 a　令和６年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告した。 b　当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを明示している。 c　個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワード	ンドの国内株式運用受託機関については、四半期ごとにエンゲージメントの進捗状況の報告を受け、ＫＰＩの達成状況を確認している。 オルタナティブ資産の運用において、ＥＳＧの取組み状況の把握のため、ＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。 a.　プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのＬＰ契約や運用ガイドライン等にてＥＳＧに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ＥＳＧレポートを受領し、ＥＳＧ課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。 b.　選定済の運用受託機関（FoF およびゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を実施している。このような取組の進展を踏まえ、業務方針において日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を変更した。 c.　不動産分野においては投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価、モニターするために国際的枠組みである GRESB に加入、積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるＥＳＧ活動への取組強化を促している。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。 【令和４年度】 債券運用については、令和４年度から債券のスチュワードシップ評価を開始し、債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価を実施。 さらに、令和４年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10 分で分かるＧＰＩＦシリーズ～ＧＰＩＦのスチュワードシップ活動～」を初めて作成し、配信した。 オルタナティブ資産の運用において、ＥＳＧの取組状況の把握のため、ＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。 a.　プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのＬＰ契約や運用ガイドライン等にてＥＳＧに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ＥＳＧレポートを受領し、ＥＳＧ課題の把握、及び当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。 b.　業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワー

				シップ活動報告の中で公表している。 d　当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載した。「企業インタビュー」、「経団連・GPIF　アセットオーナーラウンドテーブルの創設及び開催」及び「エンゲージメントの効果検証」の３点を記載した。 e 令和５年度に引き続き、当法人の国内株式運用受託機関による１年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、役員レベルの対話件数）、規模別対話実施比率に加え、令和６年度は業種別対話実施比率も開示し、外部からエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 f 第５期中計期間に向けて、「GPIF のスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」を令和７年３月 31 日に公表。スチュワードシップ活動の基本的な考え方を改めて明示し、重点事項と主な取組事項を提示。 g　運用会社への期待事項として、昨今の環境変化を捉え、「エンゲージメントに関する実績データの整備と効果検証」を追加した。 （9）国内株式パッシブ運用において、令和３年度にスチュワードシップを重視したビジネスモデルとして､エンゲージメント強化型パッシブファンド２社を追加で採用し、これまでに採用していた２社に加え計４社に拡大した。それぞれの運用受託機関のエンゲージメントの特徴およびエンゲージメントの進捗状況について､図やグラフ等を用いながらスチュワードシップ活動報告で報告している。引き続き、ＫＰＩの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていく。 (10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から各年度において、以下の取組を行った。 【令和２年度】 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として､「東証一部上場企業向けアンケート」を実施。 ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に､ＧＰＩＦの運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」､「改善度の高い統合報告書」を公表。 ・国連が提唱する責任投資原則（ＰＲＩ）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 PRI､Climate Action100+､TCFD､30％ Club（日英）､Thirty Percent Coalition（米）､ICGN（International Corporate Governance Network）､CII（Council of Institutional Investors）。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたＥ（環境）、ダイバーシティに代表されるＳ（社会）、全てに共通するＧ（コーポレートガバナンス）について、ＥＳＧの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認	ドシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を実施した。 c.　不動産分野においては、投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価・モニターするために国際的枠組みである GRESB に加入し、積極的に運用受託機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるＥＳＧ活動への取組強化を引き続き促した。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。また、インフラストラクチャー分野においても令和４年度に GRESB に加入した。 【令和５年度】 債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価を実施した。 オルタナティブ資産の運用において、ＥＳＧの取組状況の把握のため、ＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。 a.　プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのＬＰ契約や運用ガイドライン等にてＥＳＧに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ＥＳＧレポートを受領し、ＥＳＧ課題の把握、及び当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。 b.　業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を実施した。 c.　不動産分野においては、投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価・モニターするために国際的枠組みである GRESB に加入し、積極的に運用受託機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるＥＳＧ活動への取組強化を引き続き促した。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。また、インフラストラクチャー分野においても令和４年度に GRESB に加入した。 【令和６年度】 債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価を実施した。 オルタナティブ資産の運用において、ＥＳＧの取組状況の把握のため、ＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。 a. プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのＬＰ契約や運用ガイドライン等にてＥＳＧに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ＥＳＧレポートを受領し、ＥＳＧ課題の把握、及び当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。

				にも活用した。また、ＰＲＩでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。 ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」及び、複数の企業から「アセットオーナーであるＧＰＩＦと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」については、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催はいずれも見送り。令和３年度の再開を目指して、幹事と打ち合わせを重ねた。 【令和３年度】 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施した。 ・企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」を拡大した。 ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。 ②令和３年度にコーポレートガバナンス・コードが改訂されたため、新しいコードを踏まえた記載内容が充実しているコーポレート・ガバナンス報告書の選定を国内株式運用受託機関に依頼し、運用受託機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」として公表した。 ③TCFD については、日本企業の賛同が大きく拡大し、国際的な開示基準の議論でも取り上げられるなど、今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し初めて公表した。 ・国連が提唱する責任投資原則（ＰＲＩ）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 ＰＲＩ、Climate Action100+、TCFD、30％ Club（日英）、Thirty Percent Coalition（米）、ICGN（International Corporate Governance Network）、CII（Council of Institutional Investors）。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたＥ（環境）、ダイバーシティに代表されるＳ（社会）、全てに共通するＧ（コーポレートガバナンス）について、ＥＳＧの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、ＰＲＩでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。 ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」及び、複数の企業から「アセットオーナーであるＧＰＩＦと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」	b. 業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を実施した。 c. 不動産分野においては、投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価・モニターするために国際的枠組みである GRESB に加入し、積極的に運用受託機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるＥＳＧ活動への取組強化を引き続き促した。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。また、インフラストラクチャー分野においても令和４年度より GRESB に加入している。

				については、令和３年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催はいずれも見送った。 【令和４年度】 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組･課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「TOPIX 構成銘柄企業向けアンケート」を実施した。 ・企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」として以下の優れた開示を公表。 ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。 ②TCFD については、日本企業の賛同が大きく拡大し、国際的な開示基準の議論でも取り上げられるなど、今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れたTCFD 開示」の選定を依頼し公表した。 ・国連が提唱する責任投資原則（ＰＲＩ）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体･機関との連携強化を図っている。 ＰＲＩ、Climate Action100+、TCFD、30％Club（日英）、Thirty Percent Coalition（米）、ICGN（International Corporate Governance Network）、CII（Council of Institutional Investors）。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたＥ（環境）、ダイバーシティに代表されるＳ（社会）、全てに共通するＧ（コーポレートガバナンス）について、ＥＳＧの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、ＰＲＩでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。また、ＥＳＧ情報開示研究会にオブザーバーとして新たに参加した。 ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」については、令和４年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催は見送ったが、代わりに、個別にミーティングを実施した。 【令和５年度】 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組･課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「TOPIX 構成銘柄企業向けアンケート」を実施した。 ・企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはそ	

				の活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」として以下の優れた開示を公表した。 ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。 ②TCFD については、多くの日本企業による賛同、ISSB への統合もあり、グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が一層高まったことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し公表した。 ・国連が提唱する責任投資原則（ＰＲＩ）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 PRI（Principles for Responsible Investment）、Climate Action100+、TCFD、30％Club（日英）、Thirty Percent Coalition（米）、ICGN（International Corporate Governance Network）、CII（Council of Institutional Investors）。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたＥ（環境）、ダイバーシティに代表されるＳ（社会）、全てに共通するＧ（コーポレートガバナンス）について、ＥＳＧの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、PRI では各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。また、情報開示を促進する団体として、東証の ESG Knowledge Hub、ESG 情報開示研究会にも参加している。 ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を４年半ぶりに開催した。令和５年 10 月に日本経済団体連合会及びその会員企業との意見交換会を共催した。また、経団連とのミーティングとは別にアセットオーナー間で情報開示に関する期待等について意見交換を行い、メンバーから挙がった意見をフォーラムの概要に取り纏めて公表した。 【令和６年度】 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「TOPIX 構成銘柄企業向けアンケート」を実施した。 ・上記アンケート回答企業のうち協力が得られた 30 社強に対してインタビューを実施し、回答や投資家とのエンゲージメント状況等についてより詳細なヒアリングを行った。 ・企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」として以下の優れた開示を公表した。 ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。	

				②TCFDについては、 IFRS S2やSSBJのサステナビリティ開示基準でテーマ別基準の一つとして気候関連開示基準が公表されるなど、今後、グローバル企業にとっては必要不可欠な開示になることが予想されることから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れたTCFD開示」の選定を依頼し公表した。 ・国連が提唱する責任投資原則（PRI）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 ● PRI（Principles for Responsible Investment） ● Climate Action100+ ● 30%Club（日英） ● Thirty Percent Coalition（現Invest Ahead）（米） ● ICGN（International Corporate Governance Network） ● CII（Council of Institutional Investors） ● IIAG（ISSB Investor Advisory Group） 上記のうち、ISSB Investor Advisory Group（以下IIAG）には、令和６年は５月にオブザーバーとして新たに参加。また、CA100+については同５月にフェーズ２に継続して参加することを決定した。また、PRIでは各種Committeeに所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスするAsia Advisory Groupにも参加している。 この他、情報開示を促進する国内団体として、東証のESG Knowledge Hub、ESG情報開示研究会にも参加している。 これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたＥ（環境）、ダイバーシティに代表されるＳ（社会）、全てに共通するＧ（コーポレートガバナンス）について、ＥＳＧの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。 ・令和６年10月に経団連と、「経団連・GPIF　アセットオーナーラウンドテーブル」を創設し第一回会合を開催。本ラウンドテーブル創設にあたり、三共済（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団）にも案内し初回より３機関とも参加。なお、第二回会合は令和７年２月に開催。	
				(11) 令和２年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更した。 　各年度において、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。 【令和２年度】 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。全社的なコミットメントに加えて、金融グループに属している場合、グループ全体でもスチュワードシップやＥＳＧに関する取組へのコミットがなさ	

				れるようになり、ビジネス上の注力ポイントになりつつあることが窺える。 ・パッシブ及びアクティブ運用受託機関とも、エンゲージメント方針やＥＳＧ方針などを新たに策定する機関が増え、より組織的な取組になってきている。また、見直しも定期的になされており、環境の変化に合わせた対応がとられている。 ・スチュワードシップレポートなどでも、具体的な今後の重点取組事項や数年先を見据えた活動など、将来を含む中長期の視点でスチュワードシップ活動のプランを策定し、開示している例も見られる他、一部の運用受託機関では、投資先企業に向け、レターを送るケースも見られ、自社の考えを伝えるツールやマネジメントとの対話のきっかけとしても活用されている。引き続きこれらがどのようにエンゲージメントの場で実行されていくのかを確認する必要がある。 ・ESG 課題への取組については国内および外国株式運用受託機関全社が行っていると回答。国内株式運用受託機関については、過去と比べて、Ｅ（環境）やＳ（社会）に対する取組も進んでいる。国内株式アクティブ運用においては、Ｇ（ガバナンス）に関する積極的なエンゲージメントに加えて、一部の同運用受託機関で、Ｅ（環境）やＳ（社会）に対する取組も進んでいる。また、中小型企業とのエンゲージメントにおいてもＥＳＧに関する対話を実施している機関もある。 ・新型コロナウイルス感染拡大による様々な制約のある環境下においても、企業、投資家双方の尽力によりエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動も滞ることなく、ウェブ会議や電話会議を活用し、投資先企業との対話を進めている。 ・議決権行使については、個別企業の実態等を踏まえ、判断基準を柔軟に運用するとした機関と一律的に基準を変更した機関があったが、本来的には、投資先企業の状況に応じて個別に判断することが望ましいと考える。 【令和３年度】 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。ここ数年は、社としてパーパス（企業の存在意義）を新たに設定する機関も増え、それをスチュワードシップ活動などの各取組に落とし込むことで企業体として継続的な取組にする動きも出ている。 ・パッシブ及びアクティブ運用受託機関とも、エンゲージメント方針やＥＳＧ方針などを策定する機関が増え、より組織的な取組になってきている。見直しも定期的になされており、ここ一年は、改訂版コーポレートガバナンス・コード、市場区分の見直しなど市場環境の変化、新型コロナウイルスによる ESG 課題の重要性の変化も考慮するなど、環境の変化に合わせた対応がとられ深化している。 ・スチュワードシップ活動やエンゲージメントに関わるメンバーは、業務の特性もあり比較的経験豊富な層が中心になることが多いが、若手や多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を通じて、サステナブルなチーム構築がなされるようになってきている。 ・ESG 課題への取組については国内および外国株式運用受託機関全社が行ってい	

				ると回答した。サステナブル投資等に関わる研究所を単独または共同で設立するケースも出ている。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を運用受託機関に期待している。各社、議決権基準においてもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用するケースも出てきた。 ・議決権行使の重要性に鑑み、議決権のリジェクトや不行使のモニタリング体制を強化した。 【令和４年度】 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。 ・パッシブ及びアクティブとも、ほとんどの機関がエンゲージメント方針やＥＳＧ方針などを有している。社としての哲学や理念、プロセスを各方針や取組に落とし込み、企業体としての継続的な取組に発展。定期的に見直しもされている。国内株式では、改訂版コーポレートガバナンス・コードへの対応、市場区分の見直しなど、環境の変化に合わせた対応が早い段階からとられており深化している。 ・スチュワードシップ活動やエンゲージメントに関わるメンバーは、業務の特性もあり比較的経験豊富な層が中心になることが多いが、ここ数年はベテランの退職のタイミングに差し掛かっており、新卒を含む若手や多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を通じて、サステナブルなチーム構築がなされるようになってきている。 ・グローバルのエンゲージメントを一元管理できる社内プラットフォームやシステムの導入が進み情報の共有が進んでいるほか、最近はデータサイエンティストチームによるデータの分析に力を入れている機関もある。 ・内外株式及び外債ファンドには、SFDR８条適用ファンドも複数存在することを確認。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を期待。議決権基準においてもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用しているケースや政策保有株式や TSR 基準、ダイバーシティの基準を導入する機関もある。 【令和５年度】 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。 ・パッシブ及びアクティブとも、ほとんどの運用受託機関がエンゲージメント方針や ESG 方針などを有している。社としての哲学や理念、プロセスを各方針や取組に落とし込み、企業体としての継続的な取組に発展。定期的に見直しもされている。国内株式では、東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」への対応など、環境の変化に合わせた対応がとられており進化している。 ・グローバルのエンゲージメントを一元管理できる社内プラットフォームやシステムを導入している運用受託機関においては、個々のエンゲージメントの達成目標を設定した上で、目標達成に至る対話や企業の対応についての進捗状況を幾つかの段階に分けて確認するマイルストーン管理を通じた PDCA サイ	

				クルによって、エンゲージメントの実効性向上を図るなどの工夫が見られる。 ・エンゲージメントの実効性を高めるため、明確なエスカレーション戦略を整備している機関もある。 ・多くの運用受託機関において、個別企業とのエンゲージメントのテーマ設定の際に、スチュワードシップ（又はESG、サステナビリティ）担当者（又は部門）がESG・サステナビリティのテーマに沿った課題を抽出し、運用担当者（又は部門）がボトムアップで企業価値に直結する課題を抽出するといった連携が見られる。エンゲージメントの実施においても、テーマに応じて、エンゲージメントの主導者、担当者を決定するなど、連携に工夫が見られる。 ・日系を含む一部の運用受託機関は、規制当局や官庁、ISSB などの基準設定団体にパブリックコメントを提出しているほか、証券取引所及び指数会社に対して積極的にエンゲージメントを行う等、ポリシーエンゲージメントを通じてインベストメントチェーン全体の変革への働きかけを実施している。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を期待。議決権基準でもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用しているケースや、政策保有株式、TSR、PBR 基準を導入する機関もある。 【令和６年度】 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。 ・パッシブ及びアクティブとも、ほとんどの運用受託機関がエンゲージメント方針やESG方針などを有している。社としての哲学や理念、プロセスを各方針や取組に落とし込み、企業体としての継続的な取組に発展。定期的に見直しもされている。 ・運用受託機関のスチュワードシップレポート等において、投資家の視点から、サステナビリティやガバナンスに関して企業に今後期待する事項(グローバル水準を踏まえ時間軸に沿って段階的に水準を向上させていく内容のもの)を示している事例などの工夫が見られる。 ・グローバルのエンゲージメントを一元管理できる社内プラットフォームやシステムを導入している運用受託機関においては、個々のエンゲージメントの達成目標を設定した上で、目標達成に至る対話や企業の対応についての進捗状況を幾つかの段階に分けて確認するマイルストーン管理を通じたPDCAサイクルによって、エンゲージメントの実効性向上を図るなどの工夫が見られる。 ・国内株式では、東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に関して、運用受託機関によるエンゲージメントに広がりと深化が見られる。 ・エンゲージメントの実効性を高めるため、明確なエスカレーション戦略を整備している機関もある。 ・日系の運用受託機関や外資系の運用受託機関の日本拠点においては、運用受託機関内部や外部の学識経験者と連携して、エンゲージメントが企業行動の変容、企業価値あるいは投資パフォーマンスに与える影響についての効果検証の取組みが広がっている。 ・サステナビリティに関するグローバルなイニシアティブへの運用受託機関の参加が全体的に増加し、日系の運用受託機関も各種イニシアティブに積極的に	

				参加している。例えば、Nature Action100 や PRI の Spring、Advance といった新しいイニシアティブに積極的に参加する運用受託機関も見られる。一方で、この一年は、一部の運用受託機関において、気候変動に関するイニシアティブへの参加を取りやめる動きが見られる。この他、日本においては、今後、スチュワードシップ・コードの改訂により、協働エンゲージメントを「重要な選択肢」として促進することが検討されている。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を期待。議決権基準でもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用しているケースや、政策保有株式、TSR、PBR 基準を導入する機関もある。 (12) 令和４年度は、６月～７月にかけて北米株式の新規選定、翌２月～３月にかけてグローバル株式の新規選定を行い、スチュワードシップ評価も行った。新規先には、選定時及び採用後に当法人からの要請事項を伝え、必要に応じて個別にエンゲージメントも実施した。 令和５年度は、９月～10 月にかけて日本株アクティブ新規選定、翌２月に USIG 社債新規選定、同３月に北米株式追加新規選定を行い、スチュワードシップ評価も行った。新規先には、選定時及び採用後に当法人からの要請事項を伝え、必要に応じて個別にエンゲージメントも実施した。 令和６年度は、10 月に EAFE の新規選定、翌３月からグローバル株式の追加選定を行い、スチュワードシップ評価も行った。新規先には、選定時及び採用後に当法人からの要請事項を伝え、必要に応じて個別にエンゲージメントも実施した。 (13) 令和４年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10 分で分かるＧＰＩＦシリーズ～ＧＰＩＦのスチュワードシップ活動～」を初めて作成し、配信した。さらに、令和５年度は、X（旧 Twitter）で「GPIF の ESG・スチュワードシップ活動」とのタイトルでシリーズ化した情報発信を原則週一回で開始した。 (14) スチュワードシップ活動・ＥＳＧ投資について、各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、PDCA サイクルを適切に回すために、高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令和５年度～６年度にかけて定量的な効果測定を行うため、令和５年３月に定量分析コンサルティング業務の公募を実施し、東京大学エコノミックコンサルティング株式会社及び EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を選定した。スチュワードシップ活動の効果測定は東京大学エコノミックコンサルティングと「エンゲージメントの効果検証」を実施し、令和６年５月に結果を公表した。また、「運用受託機関の議決権行使に関する検証」を実施している。 (15) 平成 29 年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。	

				・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握した。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のＥＳＧ評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるＥＳＧ要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等の確認を強化した。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取り組み状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でＥＳＧレポートの提出を義務付けた。加えて、ＰＲＩが公表したＥＳＧ活動に関する質問票、外部コンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のスチュワードシップ評価基準によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を実施した。 なお、LPS においても、運用者に対して書面や面談等を通じて同様の対応を行っている。	
	（２）ＥＳＧを考慮した投資 年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第３　１（１）の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、ＥＳＧ投資が法人の運用に求められる基本的な	８．ＥＳＧを考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。 取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、ＥＳＧを考慮した取組を進め	（６）被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資の取組を進めているか。	８．ＥＳＧを考慮した投資等 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進する」とされている。このような基本的な考え方に則り各年度において、主に以下のような取組みを進めた。 【令和２年度】 株式運用においては、ＥＳＧ指数に基づくパッシブ運用に対して、追加で資金配分したことに加えて、外国株式のＥＳＧ総合指数及びジェンダー・ダイバーシティ指数を選定し、運用を開始した。 また、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス（ＥＳＧ）要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行（IBRD）と国際金融公社（IFC）に加え、欧州投資銀行（EIB）、アジア開発銀行（ADB）、北欧投資銀行（NIB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、イスラム開発銀行（IsDB）、欧州評議会開発銀行（CEB）、米州開発銀行（IDB）の国際開発金融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行（KfW）、スウェーデン地方金融公社（Kommunivest）、オランダ自治体金融公庫（BNG Bank）、オランダ水道整備金融公庫（NWB Bank）、ノルウェー地方金融公社（KBN）、カナダ輸出開発公社（EDC）の 6 行と同様の仕組みを構築・継続し、令和３年３月末時点での投資実績は約 1.1 兆円となっている。 なお、ＥＳＧ投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ＥＳＧ評価の向上や企業のＥＳＧ対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和２年８月には第三回目の報告書となる「2019 年度　ＥＳＧ活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。さらに、「2019 年度　ＥＳ	（６）被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。 令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始した。 その他の取組としては、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 【令和２年度】 インデックス・ポスティングの募集分野は、ESG 分野のうち当法人による投資が行われていない 3 分野（外国株 ESG 総合指数、外国株ダイバーシティ指数及び債券環境指数）とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。 平成 29 年度より開始した FoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ＥＳＧ要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施している。 令和２年度までに実施したインフラストラクチャー分野、国内外不動産分野、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ＥＳＧに対する取組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。不動産分野においてはＥＳＧ活動の国際的枠組みであるＧＲＥＳＢに昨年度加入したのに加え、本年度は地球温暖化の科学的分析を行う国際的イニシアティブＣＲＲＥＭをサポートし投資先ポートフォリオの長期的価値の維持の観点から運用機関に対する啓蒙を行っていく。国内不動産分野では運用受託機関が本年度ＧＲＥＳＢに加入した上で、投資先に要請する報告基準を策定した。 また、令和２年度中に投資開始後２年以上を経過した運用受託機関５社（インフラストラクチャー3 社、不動産 2 社）の年間のＥＳＧ活動状況について、当法人から内容を改善した質問票を送付し、取組状況の詳細を把握した。

	考え方にのっとって行われているかについて継続的に検証すること。	る。		Ｇ活動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を初めて刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を初めて行った。 オルタナティブ資産の運用においては、令和２年度にはＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化。選定済の運用受託機関（ゲートキーパーおよびファンド・オブ・ファンズ）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施したほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を行った。 また、不動産分野においては投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるＧＲＥＳＢに加入しており、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオＥＳＧの観点からの改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関がＧＲＥＳＢに加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定した。 【令和３年度】 株式運用においては、国内株式のＥＳＧ総合指数（FTSE Blossom Japan Sector Relative Index）を選定し、運用を開始した。FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、FTSE Russell 社のＥＳＧ評価に基づき、企業の気候変動リスクや機会に対する経営姿勢を評価する指数であり、親指数に対するトラッキングエラーを抑えながら、ポートフォリオのリスク調整後リターン改善に加え、市場や経済の持続可能性の向上につながることを目指している。令和３年度末までに採用したＥＳＧ指数は、合計８指数となり、投資額は約 12.1 兆円となった。 また、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス（ＥＳＧ）要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行（IBRD）と国際金融公社（IFC）に加え、欧州投資銀行（EIB）、アジア開発銀行（ADB）、北欧投資銀行（NIB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、イスラム開発銀行（IsDB）、欧州評議会開発銀行（CEB）、米州開発銀行（IDB）の国際開発金融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行（KfW）、スウェーデン地方金融公社（Kommunivest）、オランダ自治体金融公庫（BNG Bank）、オランダ水道整備金融公庫（NWB Bank）、ノルウェー地方金融公社（KBN）、カナダ輸出開発公社（EDC）の６行と同様の仕組みを構築・継続し、令和４年３月末時点での投資実績は約 1.6 兆円となっている。 なお、ＥＳＧ投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ＥＳＧ評価の向上や企業のＥＳＧ対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和３年８月には第４回目の報告書となる「2020 年度 ＥＳＧ活動報告」	なお、採用した運用受託機関（FoF/ゲートキーパー）によるＥＳＧ取組み状況の定期的な報告を義務付けており、各マンデートの年度決算報告と併せて年次でのＥＳＧ取組み状況を記載したＥＳＧレポートを受領した。 【令和３年度】 インデックス・ポスティングの募集分野は、国内株 ESG 総合指数とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。 提供された情報の分析の結果、国内株 ESG 総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。 平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ＥＳＧ要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施しているほか、インフラストラクチャー分野、国内外不動産分野、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ＥＳＧに対する取組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。 特に不動産分野においてはＥＳＧ活動の国際的枠組みである GRESB に令和元年度に加入したのに加え、前年度からは地球温暖化の科学的分析を行う国際的イニシアティブＣＲＲＥＭをサポートし投資先ポートフォリオの長期的価値の維持の観点から運用機関に対する啓蒙を行っている。さらに、国内不動産分野では運用受託機関に GRESB への加入を奨励、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することで評価の公平性を維持している。また、令和３年度は国内不動産分野を対象とした Climate Value-at-Risk を用いた気候変動リスクの分析を行った。 【令和４年度】 インデックス・ポスティングの募集分野は、国内株式のテーマ型指数とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。 提供された情報の分析の結果、国内株式テーマ型指数について、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index を選定し、その指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始した。 また、当法人の ESG 投資は長期投資が前提であり、特定のセクターやファクターに偏りがあることで、ＥＳＧ以外の要因により、投資パフォーマンスが大きく左右されることは望ましくないと考え、コンサルテーションを通じた指数メソドロジーの改善も実施した。 【令和５年度】 ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）投資の推進については、2017 年から採用している「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数」について、MSCI 社とディスカッションを重ね、同社から組み入れ基準を見直す提案があった。検証の結果、改善策を反映した「MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数」にベンチマークを変更することを決定し、運用を開始した。本変更により、政策ベンチマークである TOPIX に対するリスク（トラッキング・エラー）の低減が期待される。

			（７）ＥＳＧ投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとって行われているか及びその効果について継続的に検証しているか。	を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。「2020 年度 ＥＳＧ活動報告」では、ＥＳＧ指数のパフォーマンスのような直接的な投資成果のみならず、ポートフォリオや日本企業のＥＳＧ評価の推移やエンゲージメントの効果などに関する定量分析などを紹介している。また、令和２年に初めて刊行した「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行し、分析対象をスコープ３の下流（製品・サービスの消費・利用に起因する間接排出）に拡大するなど前年度よりも分析範囲を拡大するとともに、リスクと機会の産業間の移転に関する分析など、よりフォワードルッキングな分析を試みている。 オルタナティブ資産の運用においては、令和２年度よりＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化、選定済の運用受託機関（FoF およびゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を行っている。このような取組の進展を踏まえ、令和３年度には、業務方針において日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を変更した。 また、不動産分野においては投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価、モニターする為の国際的枠組みである GRESB に加入しており、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオＥＳＧの観点からの改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関が GRESB に加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定し呈示している。また、令和３年度は国内不動産分野を対象とした Climate Value-at-Risk を用いた気候変動リスクの分析を行った。 【令和４年度】 株式運用においては、国内株式のテーマ型指数について審査を行った結果、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index（以下、GenDi J）を選定し、その指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始した。 GenDi J の特徴としては、以下が挙げられる。 ①Equileap 社による企業のジェンダー・ダイバーシティに関する取組みの評価に基づき、指数構成銘柄のウエイトを調整 ②同指数の組入対象企業数は 930 銘柄（※令和５年２月末時点）と国内上場企業を幅広くカバー ③業種ウエイトは中立化されており、低いトラッキングエラーと低い売買回転率を実現 Morningstar 社の GenDi J 指数への配分は、既存のＥＳＧ指数に基づくパッシブファンドの運用資産から一部（5000 億円相当）を回収し、同指数に配分することで運用を開始した。このＥＳＧ指数間での運用資産の配分・回収は、ポートフォリオ全体のリスク管理の一環として行った。 この結果、令和４年度末までに採用したＥＳＧ指数は、合計９指数となり、投資額は約 12.5 兆円となった。 また、当法人のＥＳＧ投資は長期投資が前提であり、特定のセクターやファクターに偏りがあることで、ＥＳＧ以外の要因により、投資パフォーマンスが大き	【令和６年度】 ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）投資の推進については、これまでは、ESG 指数投資をリバランスの対象外としてきたが、基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式の ESG 指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図ることとした。 （７）当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であることから、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資などサステナビリティ投資を推進する。」とされている。このような基本的な考え方に則り、ESG 投資による短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG 評価の向上や企業の ESG 対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを ESG 活動報告で、毎年多面的に評価・検証を行っている。 令和２年度には「2019 年度 ESG 活動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を初めて刊行した。 令和３年８月には第４回目の報告書となる「2020 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。「2020 年度 ESG 活動報告」では、ESG 指数のパフォーマンスのような直接的な投資成果のみならず、ポートフォリオや日本企業の ESG 評価の推移やエンゲージメントの効果などに関する定量分析などを紹介している。また令和２年に初めて刊行した「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行し、分析対象をスコープ３の下流に拡大するなど前年度よりも分析範囲を拡大するとともに、リスクと機会の産業間の移転に関する分析など、よりフォワードルッキングな分析を試みている。 令和４年８月には第５回目の報告書となる「2021 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。「2021 年度 ESG 活動報告」では同年度のＥＳＧに関する取組の紹介やポートフォリオの ESG 評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）の提言を受けた分析をさらに充実させた。また、令和２年に初めて刊行した「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行。2021 年度版では、株式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析する」ということを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）」が令和３年６月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について、分析した。そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標の設定状況について分析を行った。 令和５年８月には第６回目の報告書となる「2022 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。「2022 年度 ESG 活動報

				く左右されることは望ましくないと考え、コンサルテーションを通じた指数メソドロジーの改善も実施した。 一方、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス（ＥＳＧ）要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行（IBRD）と国際金融公社（IFC）に加え、欧州投資銀行（EIB)、アジア開発銀行（ADB)、北欧投資銀行（NIB)、アフリカ開発銀行（AfDB)、欧州復興開発銀行（EBRD)、イスラム開発銀行（IsDB)、欧州評議会開発銀行（CEB)、米州開発銀行（IDB）の国際開発金融機関10行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行（KfW)、スウェーデン地方金融公社（Kommunivest)、オランダ自治体金融公庫（BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫（NWB Bank)、ノルウェー地方金融公社（KBN)、カナダ輸出開発公社（EDC）の６行と同様の仕組みを構築・継続し、令和５年３月末時点での投資実績は約1.9兆円となっている。 なお、ＥＳＧ投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ＥＳＧ評価の向上や企業のＥＳＧ対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和４年８月には第５回目の報告書となる「2021年度 ＥＳＧ活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。2021 年度版では同年度のＥＳＧに関する取組の紹介やポートフォリオのＥＳＧ評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析をさらに充実させ、①カーボンニュートラルの実現に向けた官民の政策動向の整理、②中央銀行等が採用するシナリオに基づいた気候変動リスク・機会のシナリオ分析、③国内インフラ投資の再生可能エネルギー案件における温室効果ガス排出量の削減量の分析などを新たに行った。また、令和２年に初めて刊行した「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行。2021 年度版では、株式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析する」ということを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS)」が令和３年６月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について、分析した。そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標の設定状況について分析を行った。 令和４年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10分で分かるＧＰＩＦシリーズ～ＧＰＩＦのＥＳＧ投資～、～気候変動のリスクと機会～」を初めて作成し、配信した。 オルタナティブ資産の運用においては、令和２年度よりＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多	告」では同年度のＥＳＧに関する取組の紹介やポートフォリオのＥＳＧ評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「ボトムアップアプローチに基づく GHG 削減貢献量分析」や「GPIF が投資している ESG 債の対象プロジェクトのインパクト計測」などを行った。また、試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 令和６年８月には第７回目の報告書となる「2023 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。「2023 年度 ESG 活動報告」では同年度のＥＳＧに関する取組の紹介やポートフォリオの ESG 評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーニアム分析」や「スコープ 3 の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
			（８）株式運用以外においても、各資産の特性などを踏まえながら、ＥＳＧを考慮した取組を進めているか。		（８）オルタナティブ資産運用においては、運用会社の選定時に、運用会社全体のＥＳＧへの取組方針、運用プロセスにおけるＥＳＧインテグレーション、投資実行後の監督体制や投資家への報告体制等について、質問票による調査、ＥＳＧ推進に関わる担当者との面談、外部コンサルタントによる評価等、複数の角度から審査を継続している。また、運用開始後は、運用会社のＥＳＧへの取組態勢の変化や、運用会社が分散投資した投資ファンドの責任投資原則（ＰＲＩ）への署名の有無やＥＳＧ要素への対応状況等について、モニタリングを行っており、各運用会社には、ＥＳＧへの取組状況を記載した報告書の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談を行い、適切な状況把握とエンゲージメントを継続している。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 〈課題と対応〉 ● 第５期中期目標期間に向けて策定した「サステナビリティ投資方針」や改定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿って ESG を考慮した投資やスチュワードシップ活動等の取組を着実に進め、またインパクトを考慮した投資についても検討を進めるとともに、効果検証を踏まえて、PDCA サイクルを適切に回し、取組の継続的な改善を図る。

				面的な把握・評価を行っている。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価・モニターするための国際的枠組みである GRESB に加入している。国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。 当法人では、スチュワードシップ活動・ＥＳＧ投資は投資期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待されると考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、ＰＤＣＡサイクルを適切に回すために、高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令和５年度～６年度にかけて定量的な効果測定を行うため、令和５年３月に定量的分析コンサルティング業務の公募を開始。ＥＳＧ投資の効果測定として、ＥＳＧ指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証（ＥＳＧ投資が企業行動に与えた影響の分析）や企業価値・投資収益向上に資するＥＳＧ要素の研究（ＥＳＧ要素と企業価値・投資収益向上に関する因果関係解明）等を予定している。 【令和５年度】 2017 年から採用している「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数」について、MSCI 社とディスカッションを重ね、同社から組み入れ基準を見直す提案があった。検証の結果、改善策を反映した「MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数」にベンチマークを変更することを決定し、運用を開始した。 〈旧指数からの変化〉 ・GPIF の政策ベンチマークである TOPIX に含まれていない REIT を除外 ・同業種内で ESG 評価が高い順に並べて時価総額 50%を満たす銘柄まで組み入れていた銘柄選定基準を、業種内で ESG 評価が高い上位 50%の銘柄に変更 ・上記 2 点から政策ベンチマークである TOPIX に対するリスク（トラッキング・エラー）の低減が期待される 令和５年度末までに採用したＥＳＧ指数は、合計９指数となり、投資額は約17.8 兆円となった。 一方、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス（ESG）要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行（IBRD）と国際金融公社（IFC）に加え、欧州投資銀行（EIB）、アジア開発銀行（ADB）等国際開発金融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築し、各国政策金融機関６行とは同様のパートナーシップを締結している。これらの投資プラットフォームを通じたグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等の投資実績は、令和６年３月末時点で約１．６兆円となっている。 ＥＳＧ投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ＥＳＧ評価の向上や企業のＥＳＧ対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和５年８月には第６回目の報告書となる「2022 年度 ＥＳＧ活動報告」を刊行	

				し、同９月には同報告書の英語版を公表した。2022 年度版では同年度のＥＳＧに関する取組の紹介やポートフォリオのＥＳＧ評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「ボトムアップアプローチに基づく GHG 削減貢献量分析」や「GPIF が投資している ESG 債の対象プロジェクトのインパクト計測」などを行った。また、試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 なお、令和５年度から、気候変動リスク・機会分析に特化した「ESG 活動報告別冊」の取りまとめを行わないこととし、これまで別冊に掲載してきた分析の詳細については可能な限り ESG 活動報告に盛り込んだ。 オルタナティブ資産の運用においては、令和２年度よりＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を行っている。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価・モニターするための国際的枠組みである GRESB に加入している。国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。 当法人では、スチュワードシップ活動・ＥＳＧ投資は投資期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待されると考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、ＰＤＣＡサイクルを適切に回すために、高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令和５年度～６年度にかけて定量的な効果測定を行うため、令和５年３月に定量分析コンサルティング業務の公募を実施し、東京大学エコノミックコンサルティング株式会社及び EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を選定した。ESG 投資の効果測定については EY ストラテジー・アンド・コンサルティングと「企業価値・投資収益向上に資する ESG 要素の研究」を令和５年度に開始しており、分析終了後に結果の公表を予定している。 【令和６年度】 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進する」（2025 年３月 31 日のサステナビリティ投資方針の策定に合わせて、「ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資」を「ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資」に改定）とされている。このような基本的な考え方に則り、令和６年度においては、主に以下のような取組を進めた。 ＥＳＧやインパクトを考慮した投資を包含するサステナビリティ投資に関す	

				る基本的な考え方等を示す「サステナビリティ投資方針」を新たに策定した。これまでは、ESG 指数投資をリバランスの対象外としてきたが、基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式の ESG 指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図ることとした。 ESG 指数投資の最適化では、まず、ポートフォリオ全体のリスクを抑えるため、各 ESG 指数への配分額を見直すこととした。 現在採用している ESG 指数は ESG 評価の優れた企業のみを選ぶ「ベストインクラス型」と、ESG 評価の優れた企業の構成比率を上げつつ、全ての親指数構成企業を ESG 指数に含める「ティルト型」に大別されるが、多くの場合は「ベストインクラス型」は「ティルト型」よりもリスクが大きい傾向にある。「ベストインクラス型」や「ティルト型」といった特性を考慮し、各指数への配分バランスを見直すことで、一定程度のリスク抑制効果が期待できる。各 ESG 指数への配分バランスを見直した上でもなお、抑制しきれないリスクについては、全体の残高調整によって対応することとした。 令和６年度末までに採用した ESG 指数は、合計９指数となり、投資額は約 18.2 兆円となった。 ESG 投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG 評価の向上や企業の ESG 対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和６年８月には第７回目の報告書となる「2023 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。2023 年度版では同年度のＥＳＧに関する取組の紹介やポートフォリオの ESG 評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーニアム分析」や「スコープ３の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 オルタナティブ資産の運用においては、令和２年度よりＥＳＧ評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（ＰＲＩ）への取組体制、投資先である個別ファンドに対するＰＲＩへの署名促進を含むＥＳＧに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりＥＳＧ活動の多面的な把握・評価を行っている。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、投資先運用機関のＥＳＧ活動を評価・モニターするための国際的枠組みである GRESB に加入している。国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきＥＳＧにかかる報告基準を呈示することでＥＳＧ評価の公平性を維持している。 当法人では、スチュワードシップ活動・ESG 投資は投資期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待されると考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、PDCA サイクルを適切に回すために、令和５年度～６年度にかけて、スチュワードシップ	

				活動・ESG 投資の定量的な効果測定を高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働して実施している。そのうち、令和６年度には「企業価値・投資収益向上に資する ESG 要素の研究」及び「ESG 指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」を実施している。	

1．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅰ―7	情報発信・広報及び透明性の確保

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
Twitter による情報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	291 回（フォロワー数 27,973、閲覧回数 3,454,746）	230 回（フォロワー数 33,962、閲覧回数 4,623,682）	292 回（フォロワー数 46,117、閲覧回数 11,225,383）	314 回（フォロワー数 56,958、閲覧回数 6,806,533）	345 回（フォロワー数 62,409 ※X 社の測定ツール仕様変更に伴い、フォロワー数は前年度までと同一条件での比較ができない）、閲覧回数 7,734,081）	352 回（フォロワー数 67,179、閲覧回数 7,183,187）
YouTube への動画掲載の回数	情報発信・広報活動の充実	8 本（登録者数 1,284、視聴回数 7,604）	9 本（登録者数 2,296、視聴回数 22,368）	14 本（登録者数 9,013、視聴回数 41,825（HP 掲載動画の再生数 4,717 回を含む））	17 本（登録者数 9,061、視聴回数 25,461（HP 掲載動画の再生回数 5,719 回を含む））	23 本（登録者数 10,344、視聴回数 58,154）	26 本（登録者数 10,782、視聴回数 45,693）
法人のホームページへの訪問件数（セッション数）	情報発信・広報活動の充実	795,215	725,096	839,243	737,170	947,299 ※グーグル社の測定ツール移行に伴い、前年度までと同一条件の比較はできない	953,605
広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」及び「信頼できない」との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」：33.1% 「信頼できない」：27.7%	―（第四期中期目標期間における新たな広報効果測定調査を準備中）	「信頼できる」：37.4% 「信頼できない」：21.5%	「信頼できる」：38.8% 「信頼できない」：21.2%	「信頼できる」:39.5%「信頼できない」：21.6%	「信頼できる」：37.9% 「信頼できない」：20.9%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（千円）					
決算額（千円）	―	―	―	―	―
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	８．情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。 スチュワードシップ活動やＥＳＧを考慮した投資について、長期的な収	９．情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年１回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、か	＜評価の視点＞ （１）国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析を行っているか。	９．情報発信・広報及び透明性の確保 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、各年度において以下のとおり、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 【令和２年度】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公式 Twitter を通じた発信を強化してフォロワーが引き続き増えたほか、令和元年度に若い世代を意識して制作した YouTube 動画２種が視聴回数の大幅増をけん引するなど、インターネットを介した広報が奏功した。また、年２回の理事長会見はオンラインシステムを活用して実施した。７月の業務概況書会見を受けた報道では、令和２年１～３月期の赤字幅を強調する一方で、累積収益額や年金財政上長期的に必要な利回りは確保できていることを伝える内容も多かった。 令和２年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ＥＳＧやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計 38 回登壇し、コロナ禍にあっても法人の情報発信に努めた。 【令和３年度】 公式ホームページについては、リニューアルを実施。法人の役割や管理・運用の仕組みを分かりやすく説明する特設ページの創設、Twitter や YouTube との連携、デザイン一新やスマホ閲覧対応等を行った。 新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続していることも鑑み、引き続き Web を活用した広報活動を行った。公式 Twitter を通じた発信内容等を継続的に見直してフォロワーと閲覧数が大幅に増えたほか、公式 YouTube チャンネルの登録者数は顕著な増加となった。また、年２回の理事長会見は対面とオンラインシステムを併用して実施した。７月の業務概況書公表を受けた報道では、累積収益額など、長期的な観点からの運用の重要性が伝わる内容も多かった。 令和３年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ＥＳＧやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計 34 回登壇し、コロナ禍のもとにあっても引き続き法人の情報発信に努めた。 これらの取組を進める中で年度後半に実施した広報効果測定調査では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼できない」と回答した割合が減少した。 【令和４年度】 新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことから、ソーシャルメディアを活用した広報活動に注力した。 公式 Twitter は、ＰＤＣＡに基づく改善を行いながら、運用実績や長期分	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 本項目については、①国民の関心等に応じて戦略的に広報活動のあり方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する広報を充実すること、②業務概況書の工夫、オルタナティブ投資、スチュワードシップ活動、ESG 投資に関する分かりやすい情報発信すること、③広報活動の評価や効果の把握・分析に努めること、が主な目標として設定されている。 上記の目標に対して、様々なメディアを通じて、「年金制度における積立金の役割」、「長期分散投資の効用」、「ESG 投資の意義」の３つのテーマを繰り返し訴求し、期間後半には「運用の多様化・高度化」をテーマに追加し、広報活動を戦略的に展開した。 コロナ禍を契機に、オウンドメディア（HP、SNS）に注力した。「伝わりやすさ」と「ファクト発信」を軸に、ユーザーの反応を元に PDCA を回しつつ、一般被保険者、学生（就活生）、金融業界等の様々な方に向けた多様なコンテンツを配信した。期間後半には、YouTube 作成を内製化し、役職員が出演する新企画を交えてコンテンツをさらに拡充させた。 業務概況書もページ構成を変更し、一般被保険者・プロの各々に向けたページを新設するなど、内容を充実させている。 そのほか、ファイナンシャルプランナーや学生等を対象にした講演活動や地上波テレビにおける職場紹介などを通じ情報発信を行った。 これらの取組により、HP、SNS の指標が目標を大きく上回ったほか、GPIF 認知者における信頼できるとの回答割合も増加していることから、所期の目標を上回る成果と判断し、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１）情報発信や広報活動の一層の充実等については各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 【令和２年度】 第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「ＧＰＩＦにおける当面の広報方針」を策定した。具体的には、法人として訴求すべき「３つのメッセージ」（年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ＥＳＧ投資の意義）を引き続き発信する必要性を示した上で、第４期中期目標期間においては、① 専門家以外の国民の皆様を意識したホームページの全面改訂、② 足元の市場環境を踏まえた長期分散投資に関する発信強化、③ オルタナティブ投資に関する一般向けホームページコンテンツの充実、④ 厚労省による年金広報強化の動きと連携、⑤ 柔軟かつメリハリの利いたメディア対応、⑥広報活動に関する新たな効果測定調査の実施、を行う

	益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。 オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。 法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 60 号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。 【重要度 高】 上記の事項は、年金積立金の管理及	つ、今後数十年にわたり積立金が大きく積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やＥＳＧ投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。 その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役員の講演等を含め案件の性格に応じた効果的な情報発信を工夫する。 こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。 さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとと		散投資の効用等を継続的に投稿した。また、年度後半に閲覧数が減少したため、新たに「ＧＰＩＦのファクト再発見」シリーズを投稿した。結果、閲覧数は減少したものの、年度末のフォロワー数は過去最高を更新した。 公式 YouTube チャンネルは、前年度の特殊要因（著名チャンネルによる紹介）による急増の反動と思われる視聴回数の減少がみられた。このため、新たに、役職員が直接出演してＧＰＩＦの役割や活動等を紹介する動画を作成した。最終的に動画投稿数は前年度を上回る 17 本となった。動画は公式ホームページにも掲載し、Twitter でもショート版の発信を行うなど、複数媒体で展開した。以上の結果、視聴回数は減少したものの、チャンネル登録者数は増加を維持し、過去最高となった。 年２回の理事長会見のうち、１月の新年メディア懇談会は、３年ぶりに対面方式で開催した。第４期中期目標期間の振り返りや今後の展望などを紹介し、記者との活発な質疑応答を行った。 運用状況の報道に関しては、令和４年度第３四半期まで４四半期連続のマイナス収益を記録したものの、短期の収益だけではなく累積収益額などにも触れるものが多かった。 また、地上波テレビの取材において、初めて当法人のオフィス内部や会議の模様を紹介するなど、一般被保険者を意識した情報発信に努めた。 令和４年度の役職員の講演等への登壇は、当初はオンライン中心だったが、徐々に対面式が増えた。ＥＳＧやスチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計 32 回登壇し、引き続き法人の情報発信に努めた。 これらの取組を進める中で７月に実施した広報効果測定調査では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼できない」と回答した割合が減少した。 【令和５年度】 新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、様々な経済・社会活動が正常化に向かった。その一方で、GPIF を巡る報道については、年金制度における役割や長期分散投資の効用がメディアに一定程度浸透したこともあり、以前に比べて抑制的な状況が継続している。このような背景から、GPIF の広報活動は、公式のソーシャルメディアや公式ホームページなど、オウンドメディアの活用に注力した。 公式 YouTube チャンネルは、新たに正規職員を採用し、動画制作の内製化を図るとともに、配信本数を２３本に増やした。理事兼 CIO が四半期ごとの運用実績を、その時々で当法人が発信したいトピックスも交えて解説する「植田 CIO に聞いてみよう」を定例化したほか、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」等を制作した。この結果、チャンネル登録者数、視聴回数ともに過去最高を更新した。 公式 X(旧 Twitter)は、PDCA に基づく改善を行いながら、運用実績や長期分散投資の効用等を投稿した。また、「GPIF の ESG・スチュワードシップ活動」シリーズを新設し、ESG 関連の情報発信強化に努めた。この結果、フォロワー	方針を策定した。 上記方針に基づき令和２年度にはツイッター公式アカウントの活用に特に力を入れた。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い第 1 四半期には公式ツイッターの投稿が困難な状況下にあったため、年間の合計投稿回数は減少したものの、年金制度における積立金の役割・長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等、年間 230 回の情報発信を行い、投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫を加えた結果、フォロワー数は昨年度末比プラス 5,989 の 33,962 となり昨年度末比 120%超となった。インプレッション（閲覧）数についても昨年度末比プラス 1,168,936 回の 4,623,682 回となり昨年度末比 120%超となった。また、YouTube への動画掲載回数は 9 回、登録者数は昨年度末比プラス 1,012 の 2,296 となり昨年度末比 120%超を達成し、視聴回数についても昨年度末比プラス 14,764 の 22,368 と昨年度末比 120%超を達成した。特に令和２年３月に若い世代かつ金融に詳しくない層を意識して掲載した「ＥＳＧ図解」は、視聴回数が 6580 回（保有銘柄数など更新前・更新後の 2 バージョン合計）となり、視聴回数全体の４割近くを占めた。また、年金制度における積立金運用の役割を分かりやすく伝える動画「ＧＰＩＦって、なに？」（令和２年４月掲載）の視聴回数も 3,334 回に達し、この２つの動画は視聴回数や登録者数の大幅増に貢献した。なお、この２つの動画は公式ツイッターで周知を繰り返したことで注目が集まった。コロナ禍にあって一般国民向けの講演登壇等を通じた情報発信が制約されるなかで、インターネットを活用した広報が奏功した。 運用の高度化については、オルタナティブ投資やＥＳＧ投資の分野で引き続き海外メディアの注目を集め、プライベート・エクイティ（PE）業界向けメディアである Private Equity International による「PEI Awards 2020」において、「Limited Partner of the Year in Asia」部門の第３位に選出された。 【令和３年度】 令和２年度に策定した、第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「ＧＰＩＦにおける当面の広報方針」をもとに、令和３年度には一般被保険者への情報発信を強化した。具体的には、①法人ウェブサイトのリニューアル（より親しみやすくするため、イラストを中心としたデザインに変更）、②アクセシビリティ（ユニバーサル）対応の強化（総務省「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker Ver.2.0」を用いて評価を実施、情報通信アクセス協議会が定める「JIS X 8341-3:2016 レベル AA」に準拠していることを確認）、③スマートフォン表示の最適化（スマートフォンからの閲覧増加を受け、見やすい画面となるよう調整を実施）を実施した。その結果、公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比プラス 44,028 の 839,243（基準値比約 106%）となった。 公式ツイッターからの情報発信については、背景画像をリニューアルしたホームページのデザインに合わせ、統一感を演出したとともに、投稿内容

	び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	もに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成１８年厚生労働省令第６０号））で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。併せて、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進めるとともに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。 これらの情報公開に当たっては、市		数は過去最高となった。（X 社の測定ツール） 公式ホームページにおいては、複数の中堅職員がインタビューに応じる形で日々の業務や仕事に対する姿勢を紹介する特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設した。同サイトはテキストと動画で構成し、公式 X や YouTube との連動も図った。また、前年度に制作した YouTube 動画「年金積立金を運用して大丈夫？」「それって、GPIF あるある？」をテキスト化し、公式ホームページでも掲載した。さらに、「よくあるご質問」「用語集」も、近年のお問い合わせや運用の高度化を踏まえて大幅に変更した。このような取組みを背景に、公式ホームページのセッション数は前年度比で増加した。 報道対応に関しては、年２回の理事長会見は対面方式で開催し、活発な質疑応答が行われた。運用状況の報道に関しては、年金制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用が一定程度浸透し、長期的な観点からの運用に触れるものが多いが、抑制的な状況が続いている。 一方、金融業界向けに GPIF の運用の高度化を周知するため、令和５年度は、金融や年金の国内外の専門媒体で、理事兼 CIO が対面や書面でのインタビューに初めて応じた。 一般被保険者向けの報道対応としては、２０２４年１月から新 NISA（少額投資非課税制度）が始まり、日経平均株価も過去最高値を更新したことで、投資に対する関心が高まり、地上波テレビから複数の取材依頼があった。いずれも依頼翌日に撮影が行われ、当法人のオフィス内の模様を紹介するとともに、広報担当職員が年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を解説し、SNS 等で比較的大きな反響があった。 令和５年度の役職員の講演等への登壇は、新型コロナウイルス感染症の５類移行を受け、対面式が大半となった。従来通り依頼の多い ESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会に加え、令和５年度は運用の高度化について理事兼 CIO が初めて登壇した。さらに、一般の被保険者向けへの認知度・信頼度を高めるため、日本 FP 協会や大学生金融サークルが主催する講演会に登壇した。令和５年度の役職員の登壇回数は合計 36 回だった。 これらの取組を進める中で７月に実施した広報効果測定では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合はわずかに上昇した。一方で、「信頼できない」と回答した割合もわずかに上昇しており、引き続き丁寧な情報発信を心掛けたい。 【令和６年度】 令和６年度の GPIF を巡る報道については、第５期中期目標期間の基本ポートフォリオに関連する報道が一部の金融メディアで活発化したものの、運用実績等に関しては、年金制度における役割や長期分散投資の効用がメディアに一定程度浸透したこともあり、以前に比べて抑制的な状況が継続している。このような背景から、GPIF の広報活動は、公式のソーシャルメディアや公式ホームページなど、オウンドメディアの活用に注力した。 公式 YouTube チャンネルは、動画制作の内製化を継続し、配信本数を２６本に増やした。業務概況書のポイントを職員が解説する「業務概況書のトリセツ」を新たに制作したほか、理事兼 CIO が四半期ごとの運用実績を、その時々で当	のバラエティを増やし、情報発信の充実を企図した。前年度はコロナ禍による出勤抑制の影響で投稿数が大きく減少していたが、令和３年度は投稿方法の見直し等により年間 292 回（基準値比約 100.3%、昨年度比約 127%）とアウトプットを回復させた。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 18,144 の 46,117（基準値比約 165%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 7,770,637 回の 11,225,383 回（基準値比約 325%）となった。 YouTube については、リニューアルした３つの動画の掲載（「ＧＰＩＦってなに？」、「ＥＳＧ図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画の掲載等、年間の動画掲載回数は基準値比プラス６回の 14 回（基準値比 175%）、登録者数は基準値比プラス 7,729 の 9,013（基準値比約 702%）となり、視聴回数についても基準値比プラス 34,221 の 41,825（基準値比約 550%）となり、２年連続で顕著な増加となった。 【令和４年度】 令和２年度に策定した、第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「ＧＰＩＦにおける当面の広報方針」をもとに、令和４年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。 引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。具体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、各部署の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用手数料率やファンド数などのデータを紹介する「ＧＰＩＦのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は 314 回（基準値比約 108%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 28,985 の 56,958（基準値比約 204%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 3,351,787 回の 6,806,533 回（基準値比約 197%）となった。フォロワー数は過去最高となっている。 YouTube については、リニューアルした３つの動画（「ＧＰＩＦってなに？」、「ＥＳＧ図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画、新年メディア懇談会の動画の掲載に加え、新たに、ＥＳＧ投資やスチュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説した動画（「10 分で分かるＧＰＩＦ」シリーズ）３本及び、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介した動画（「ＧＰＩＦ植田ＣＩＯに聞いてみよう」シリーズ）２本を公開し、年間の動画掲載は基準値比プラス９回の 17 回（基準値比約 213%）、登録者数は基準値比プラス 7,777 の 9,061（基準値比約 706%）と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。また、視聴回数は、前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス 17,857 の 25,461（基準値比約 335%）と高水準である。 公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比マイナス 58,045 の 737,170（基準値比約 93%）となったが、次年度以降は利用が多いツイッターからの誘導、コンテンツの拡充など継続的に改善を図ってい

		場への影響に留意する。		法人が発信したいトピックスも交えて解説する「植田 CIO に聞いてみよう」、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」の続編を制作した。また、外部の専門会社の協力を得て、令和６年度に約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」等を制作した。この結果、チャンネル登録者数は過去最高を更新した。 公式 X は、PDCA に基づく改善を行いながら、運用実績や長期分散投資の効用等を投稿した。新シリーズ「GPIF なんでもクイズ」では、X の閲覧者がクイズに回答しながら GPIF に関する知識を増やせる工夫を行った。こうした取組みの結果、フォロワー数は過去最高となった。 公式ホームページにおいては、複数の中堅職員がインタビューに応じる形で日々の業務や仕事に対する姿勢を紹介する特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する職員数を増やしたほか、新卒職員と先輩職員の対談も掲載した。同サイトはテキストと動画で構成し、公式 X や YouTube との連動も図った。また、令和５年度に日本語のお問い合わせフォームを見やすくし、英語の同フォームを新設したことにより、令和６年度は GPIF を騙る投資詐欺の被害者からの連絡が増えて公式ホームページでの注意喚起につなげたほか、海外のメディアや業界関係者からの英語の照会も増えた。このような取組みを背景に、公式ホームページのセッション数は前年度比で増加した。 報道対応に関しては、年２回の理事長会見は対面方式で開催し、活発な質疑応答が行われた。運用状況の報道に関しては、年金制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用が一定程度浸透し、長期的な観点からの運用に触れるものが多いが、抑制的な状況が続いている。 一方、ESG・スチュワードシップ関連では、「スチュワードシップ活動・ESG 投資の効果測定プロジェクト」に対する経済メディアや金融メディアの関心が高く、第一弾として５月に公表した「エンゲージメントの効果検証」報告書は、担当職員の丁寧な取材対応も奏功し、大きく取り上げられた。 また、金融業界向けに GPIF の運用の高度化を周知するため、令和６年度は、国内外の金融メディアのインタビューに理事兼 CIO が引き続き応じた。さらに、オルタナティブ資産の運用高度化に関する当法人の取組みは、特に海外メディアからの関心が高く、日英で発信した「インフラ資産の公正価値評価にかかる委託調査研究」が記事化されるなど、注目を集めた。 令和６年度の役職員の講演等への登壇は、従来通り依頼の多い ESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会を中心に、合計 32 回となった。 これらの取組を進める中で７月に実施した広報効果測定では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合はわずかに低下した。一方で、「信頼できない」と回答した割合もわずかに低下しており、引き続き丁寧な情報発信を心掛けたい。 （１）令和２年度に第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「ＧＰＩＦにおける当面の広報方針」を策定した。具体的には、内閣府が	く。 【令和５年度】 令和２年度に策定した「GPIF における当面の広方針」をもとに、令和５年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。 公式Ｘ（旧 Twitter）では年金積立金の役割や累積収益、長期分散投資の効用等を継続して紹介するとともに、公式ホームページの「GPIF のお仕事紹介」「よくあるご質問」や公式 YouTube の「植田 CIO に聞いてみよう」等と連動した投稿を新たに行った。また、「GPIF の ESG 投資・スチュワードシップ活動」と銘打った投稿を新たにシリーズ化した。年間投稿数は 345 回（基準値比約 119%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 34,436 の 62,409 人（基準値比約 223%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 4,279,335 回の 7,734,081 回（基準値比約 224%）となった。なお、フォロワー数については、X 社の測定ツールの仕様変更により、前年度までと同一条件の比較はできない。 公式 YouTube では従来の運用状況説明動画や理事長の会見動画に加え、動画制作を内製化し、四半期の運用実績公表に合わせて「植田 CIO に聞いてみよう」をシリーズ化したほか、「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」等を新たに配信した。この結果、動画掲載は基準値比プラス 15 本の 23 本（基準値比約 288%）、登録者数は基準値比プラス 9,060 人の 10,344 人（基準値比約 806%）、視聴回数は基準値比プラス 50,550 回の 5,8154 回（基準値比約 765%）と、いずれも過去最高となった。 公式ホームページでは運用系の中堅職員がインタビュー形式で業務内容等を紹介する特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設したほか、「よくあるご質問」「用語集」なども大幅にリニューアルした。この結果、ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比 152,084 増の 947,299（基準値比約 119%）となり、大幅に増加した。（グーグル社の計測ツール移行により、前年度までと同一条件での比較はできない）。 【令和６年度】 令和２年度に策定した「GPIF における当面の広方針」をもとに、令和６年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。 公式Ｘでは年金積立金の役割や累積収益、長期分散投資の効用等を継続して紹介するとともに、X の閲覧者に回答を選択してもらう投稿「GPIF なんでもクイズ」をシリーズ化した。年間投稿数は 352 回（基準値比約 121%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 39,206 の 67,179 人（基準値比約 240%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 3,728,441 回の 7,183,187 回（基準値比約 208%）となった。 YouTube については、従来から継続している運用状況の説明動画や理事長記者会見の動画等に加え、四半期ごとに理事兼 CIO が運用状況を解説し、その時々のトピックスに触れる「植田 CIO に聞いてみよう」、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数

				平成 30 年 11 月に実施した公的年金に関する世論調査において、公的年金制度に関して、よく知りたいと思うことは何か聞いたところ、「公的年金の積立金の運用状況」を挙げた者の割合（32.0%）が「給付額・給付水準の見通し」を挙げた者の割合（48.3%）に次いで 2 番目に多かったことに加えて、法人が実施している広報効果測定の結果も踏まえ、法人として訴求すべき「3 つのメッセージ」（年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ＥＳＧ投資の意義）を引き続き発信する必要性を示した上で、第４期中期目標期間においては、① 専門家以外の国民の皆様を意識したホームページの全面改訂、② 足元の市場環境を踏まえた長期分散投資に関する発信強化、③ オルタナティブ投資に関する一般向けホームページコンテンツの充実、④ 厚労省による年金広報強化の動きと連携、⑤ 柔軟かつメリハリの利いたメディア対応、⑥広報活動に関する新たな効果測定調査の実施、を行う方針を策定した。 上記方針に基づき、各年度において、以下のとおり、被保険者に対する情報発信を強化した。 【令和２年度】 Twitter 公式アカウントの活用に特に力を入れた。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い第１四半期には公式 Twitter の投稿が困難な状況下にあったため、年間の合計投稿回数は減少したものの、年金制度における積立金の役割・長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等、年間 230 回の情報発信を行い、投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫を加えた結果、フォロワー数は昨年度末比プラス 5,989 の 33,962 となり昨年度末比 120%超となった。インプレッション（閲覧）数についても昨年度末比プラス 1,168,936 回の 4,623,682 回となり昨年度末比 120%超となった。また、YouTube への動画掲載回数は 9 回、登録者数は昨年度末比プラス 1,012 の 2,296 となり昨年度末比 120%超を達成し、視聴回数についても昨年度末比プラス 14,764 の 22,368 と昨年度末比 120%超を達成した。特に令和２年３月に若い世代かつ金融に詳しくない層を意識して掲載した「ＥＳＧ図解」は、視聴回数が 6,580 回（保有銘柄数など更新前・更新後の 2 バージョン合計）となり、視聴回数全体の４割近くを占めた。また、年金制度における積立金運用の役割を分かりやすく伝える動画「ＧＰＩＦって、なに？」（令和２年４月掲載）の視聴回数も 3,334 回に達し、この２つの動画は視聴回数や登録者数の大幅増に貢献した。なお、この２つの動画は公式 Twitter で周知を繰り返したことで注目が集まった。コロナ禍にあって一般国民向けの講演登壇等を通じた情報発信が制約される中で、インターネットを活用した広報が奏功した。 公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、725,096 と昨年度比 91%となったが、ＰＣ経由での閲覧が中心と思われたため、次年度以降全面改修しスマートフォン対応の強化を予定している。 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行うＧＰＩＦの広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」を、令和３年度の調査開始に向	理部に学ぶ」等の続編を制作・配信した。また、中堅職員がインタビューに応じて仕事内容や働き甲斐を語る動画を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」を新たに制作・配信した。 年間の動画掲載は基準値比プラス 18 本の 26 本（基準値比約 325%）、登録者数は基準値比プラス 9,498 人の 10,782 人（基準値比約 840%）、視聴回数は基準値比プラス 38,089 回の 45,693 回（基準値比約 601%）となった。 公式ホームページに関しては、複数の日常職員の日々の業務や仕事への取組み姿勢を紹介し、年金積立金の運用業務を身近に感じていただくこと企図した特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する中堅職員を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」のテキストや動画を新たに掲載した。このような取組みを背景に、ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比 158,390 増の 953,605（基準値比約 120%）となった。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

				けて準備した。 運用の高度化については、オルタナティブ投資やＥＳＧ投資の分野で引き続き海外メディアの注目を集め、プライベート・エクイティ（PE）業界向けメディアであるPrivate Equity Internationalによる「PEI Awards 2020」において、「Limited Partner of the Year in Asia」部門の第３位に選出された。 【令和３年度】 ①法人ウェブサイトのリニューアル（より親しみやすくするため、イラストを中心としたデザインに変更）、②アクセシビリティ（ユニバーサル）対応の強化（総務省「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker Ver.2.0」を用いて評価を実施、情報通信アクセス協議会が定める「JIS X 8341-3:2016 レベルAA」に準拠していることを確認）、③スマートフォン表示の最適化（スマートフォンからの閲覧増加を受け、見やすい画面となるよう調整を実施）を実施した。その結果、公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比プラス44,028の839,243（基準値比約106%）となった。 また、引き続き公式 Twitter からの情報発信の充実を図った。具体的には、背景画像をリニューアルしたホームページのデザインに合わせ、統一感を演出したとともに、投稿内容のバラエティを増やし、情報発信の充実を企図した。前年度はコロナ禍による出勤抑制の影響で投稿数が大きく減少していたが、令和３年度は投稿方法の見直し等により年間 292 回（基準値比約100.3%、昨年度比約127%）とアウトプットを回復させた。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 18,144 の 46,117（基準値比約165%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 7,770,637 回の11,225,383回（基準値比約325%）となった。 YouTube については、リニューアルした３つの動画の掲載（「ＧＰＩＦってなに？」、「ＥＳＧ図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画の掲載等、年間の動画掲載回数は基準値比プラス６回の14回（基準値比 175%）、登録者数は基準値比プラス 7,729 の 9,013（基準値比約702%）となり、視聴回数についても基準値比プラス34,221の41,825（基準値比約550%）となり、２年連続で顕著な増加となった。 さらに、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は37.4%となり、令和２年の前回調査（33.1%）に比べて４ポイント以上増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.5%となり前回調査（27.7%）に比べて６ポイント以上減少した。特に、20代の若年層における信頼感が40.9%から60.3%に上昇した。また、当法人がＥＳＧ投資に取り組んでいることの認知度は40.3%となり、前回調査の25.0%から大幅に上昇した。	

【令和４年度】

引き続き公式 Twitter からの情報発信の充実を図った。具体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、各部署の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用手数料率やファンド数などのデータを紹介する「ＧＰＩＦのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は 314 回（基準値比約 108%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 28,985 の 56,958（基準値比約 204%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 3,351,787 回の 6,806,533 回（基準値比約 197%）となった。フォロワー数は過去最高となっている。

YouTube については、リニューアルした３つの動画（「ＧＰＩＦってなに？」、「ＥＳＧ図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画、新年メディア懇談会の動画の掲載に加え、新たに、ＥＳＧ投資やスチュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説した動画（「10 分で分かるＧＰＩＦ」シリーズ）３本及び、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介した動画（「ＧＰＩＦ植田ＣＩＯに聞いてみよう」シリーズ）２本を公開し、年間の動画掲載は基準値比プラス９回の 17 回（基準値比約 213%）、登録者数は基準値比プラス 7,777 の 9,061（基準値比約 706%）と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。また、視聴回数は、前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス 17,857 の 25,461（基準値比約 335%）と高水準である。

公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比マイナス 58,045 の 737,170（基準値比約 93%）となったが、次年度以降は利用が多い Twitter からの誘導、コンテンツの拡充など継続的に改善を図っていく。

「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を７月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 38.8%となり、基準値に比べて 5.7 ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.2%となり基準値に比べて 6.5 ポイント減少した。

【令和５年度】

引き続き公式 X（旧 Twitter）からの情報発信の充実を図った。具体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、「GPIF の ESG 投資・スチュワードシップ活動」をシリーズ化した。また、公式ホームページの特設サイト「GPIF のお仕事紹介」や、大幅リニューアルした「よくあるご質問」と連動した発信を行った。年間投稿数は 345 回（基準値比約 119%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 34,436 の 62,409 人（基準値比約 223%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 4,279,335 回の 7,734,081 回（基準値比約 224%）となった。フォロワー数

				は過去最高となっているが、X 社の測定ツールの仕様変更により、前年度までと同一条件の比較はできない。 YouTube については、従来から継続している運用状況の説明動画や理事長記者会見の動画等に加え、広報担当職員を採用して動画制作の内製化と制作本数の増加を図った。四半期ごとに理事兼 CIO が運用状況を解説し、その時々のトピックスに触れる「植田 CIO に聞いてみよう」をシリーズ化したほか、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」等を制作・配信した。年間の動画掲載は基準値比プラス 15 本の 23 本（基準値比約 288%）、登録者数は基準値比プラス 9,060 人の 10,344 人（基準値比約 806%）、視聴回数は基準値比プラス 50,550 回の 58,154 回（基準値比約 765%）と、いずれも過去最高となった。 公式ホームページに関しては、複数の日常職員の日々の業務や仕事への取組み姿勢を紹介し、年金積立金の運用業務を身近に感じていただくこと企図した特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設したほか、「よくあるご質問」「用語集」を大幅にアップデートした。このような取組みを背景に、ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比 152,084 増の 947,299（基準値比約 119%）となり、大幅に増加した。なお、グーグル社のウェブサイト分析ツールの移行により、前年度までと同一条件での比較はできない。 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を７月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 39.5%となり、基準値に比べて 6.4 ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.6%となり基準値に比べて 6.1 ポイント減少した。 【令和６年度】 令和２年度に策定した、第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「ＧＰＩＦにおける当面の広報方針」をもとに、令和６年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。 引き続き公式 X からの情報発信の充実を図った。具体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、「GPIF なんでもクイズ」をシリーズ化した。年間投稿数は 352 回（基準値比約 121%）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 39,206 の 67,179 人（基準値比約 240%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 3,728,441 回の 7,183,187 回（基準値比約 208%）となった。 YouTube については、従来から継続している運用状況の説明動画や理事長記者会見の動画等に加え、四半期ごとに理事兼 CIO が運用状況を解説し、その時々のトピックスに触れる「植田 CIO に聞いてみよう」、調査数理部の	

				職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」等の続編を制作・配信した。また、中堅職員がインタビューに応じて仕事内容や働き甲斐を語る動画を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」を新たに制作・配信した。 年間の動画掲載は基準値比プラス 18 本の 26 本（基準値比約 325%）、登録者数は基準値比プラス 9,498 人の 10,782 人（基準値比約 840%）、視聴回数は基準値比プラス 38,089 回の 45,693 回（基準値比約 601%）となった。 公式ホームページに関しては、複数の日常職員の日々の業務や仕事への取組み姿勢を紹介し、年金積立金の運用業務を身近に感じていただくこと企図した特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する中堅職員を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」のテキストや動画を新たに掲載した。このような取組みを背景に、ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比 158,390 増の 953,605（基準値比約 120%）となった。 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を７月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 37.9%となり、基準値に比べて 4.8 ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 20.9%となり基準値に比べて 6.8 ポイント減少した。	
			（２）年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、国民に分かりやすく説明しているか。	（２）基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要４資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。 オルタナティブ投資について業務概況書において具体的な投資案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすい様に内容を工夫している。また年度ごとに各アセットについての解説をコラム形式で分かり易く解説を加えており読者の理解を促進する内容としている。 また、令和２年度から新たにホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を新たに開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明している。 令和３年度には新たに、ホームページにおいて現行の中期計画に合わせ、トップページのタブを変更し、「ＥＳＧ・スチュワードシップ」、「運用の多様化」を設置し、令和４年度からは、新たに、ＥＳＧ投資やスチュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説した YouTube 動画（「10 分で分かるＧＰＩＦ」シリーズ）及び、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介した YouTube 動画（「ＧＰＩＦ植田ＣＩＯに聞いてみよう」シリーズ）をホームページにも掲	（２）国民への分かりやすい説明については、基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要４資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。これ加え、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 【令和２年度】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和２年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続し、ＥＳＧやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計 38 回登壇し、コロナ禍にあっても法人の情報発信に努めた。 また、公的年金制度における年金積立金や管理運用法人の役割や長期分散投資の効用等を平易に伝える内容のパンフレット「ＧＰＩＦって、なに？」については、令和２年度にはデータ更新を行いホームページに掲載している。 【令和３年度】 新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続していることも鑑み、役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ＥＳＧやオルタナティブ

				載した。 令和５年度は、前年に制作したYouTube動画「年金を運用して大丈夫？」「それって、GPIF あるある？」をテキスト化してホームページに掲載するなど、基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資に関するコンテンツを拡充した。また、ホームページに特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設し、ESG 投資やオルタナティブ投資に携わる中堅職員の生の声を掲載することで、より「顔の見える」情報発信に努めた。また、オルタナティブ投資特有の事項について、業務概況書において、コラム形式で分かり易く解説を加えた（令和５年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV 変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法、オルタナティブ投資とレバレッジ、SBDA について記載）。 令和６年度は、基本ポートフォリオについて分かりやすく解説する特設サイトと動画「教えて！GPIF（じーぴふ）先輩 ♡ GPIF の基本ポートフォリオって、なに？」を新たに制作した（公開は令和７年度）。また、ESG・スチュワードシップ活動関連では、公式ホームページで「スチュワードシップ活動・ESG 投資の効果測定プロジェクト」のページを新設した。 オルタナティブ投資について、業務概況書においてその意義・役割について解説し、また、オルタナティブ投資特有の事項についてコラム形式で分かり易く解説を加え（令和６年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV 変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法、について記載。）、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。また、令和２年度からは、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を開設し、引き続き、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすい情報発信に努めた。加えて、業務方法書にて求められている投資を実施したLPS について適時適切にホームページにて公表を行っている。 （３）ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ＥＳＧ投資について、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設サイト「ＧＰＩＦってなに？」を掲載している。 令和４年度においては、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが直接出演し、当法人の役割等を分かりやすく紹介した動画（「年金を運用して大丈夫？～ＧＰＩＦ植田ＣＩＯに聞いてみよう～」及び「それってＧＰＩＦあるある？～ＧＰＩＦ植田ＣＩＯに聞いてみよう～」）を作成し、公式 YouTube チャンネルで公開するとともに、ホームページにも掲載した。 令和５年度においては、前年度に制作した YouTube 動画「年金を運用して大丈夫？」「それってGPIF あるある？」をテキスト化し、同サイトに掲載した。また、運用系の複数の中堅職員が業務について語る特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設したほか、「よくあるご質問」「用語集」も大幅にアップデートし、X（旧 Twitter）との連動も図った。さらには、理事兼CIO が四半期ごとの運用状況や、直近のトピックスについて解説する「植田CIO に聞いてみよう」をシリーズ化したほか、調査数理部の職員が金融リテラシー	投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計34回登壇し、コロナ禍にあっても引き続き法人の情報発信に努めた。 また、ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ＥＳＧ投資などについて、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設ページ「ＧＰＩＦってなに？」を新設した。 さらに、「2020 年度業務概況書」においては、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方を想定して、冒頭に年金制度における積立金や当法人の役割等について分かりやすく解説したページを追加した。また、管理運用業務担当理事兼 CIO が１年間を振り返り当法人の運用について解説するページも新設し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。 【令和４年度】 新たに、ＥＳＧ投資やスチュワードシップ活動について職員が直接出演して分かりやすく解説したYouTube 動画（「10 分で分かるＧＰＩＦ」シリーズ）及び、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介したYouTube 動画（「ＧＰＩＦ植田ＣＩＯに聞いてみよう」シリーズ）をホームページにも掲載した。 役職員の講演等への登壇は、当初はオンライン中心だったが、徐々に対面式が増え、ＥＳＧやスチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計32回登壇し、引き続き法人の情報発信に努めた。 また、ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ＥＳＧ投資について、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設サイト「ＧＰＩＦってなに？」を掲載している。 業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。2021 年度版では、新たにオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やＥＳＧ投資についての解説を追加した。また、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが当法人の１年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。 【令和５年度】 公式 YouTube において、四半期ごとの運用状況やその時々のトピックスを解説する「植田 CIO に聞いてみよう」をシリーズ化したほか、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に役立つ内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」を新たに制作した。また、公式ホームページでは運用系の中堅職員が業務内容等をインタビュー形式で紹介する特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設したほか、「よくあるご質問」「用語集」を大幅リニューアルした。 役職員への講演等への登壇は大半が対面式となり、従来から依頼の多いESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連で登壇した。これに加え、学生金融サークルが主催する講演会など、新たに一般の被保険者向

				向上につながる内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」も制作・配信した。 令和６年度においては、複数の中堅職員が業務について語る特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する職員を増やしたほか、約２０年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」を新たに掲載した。	けの登壇機会の開拓に努めたほか、理事兼 CIO が初めて登壇し、年金運用関係者向けのイベントで運用の高度化について発信した。役職員が国内外の講演会等に合計３６回登壇した。 業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。2022 年度版では、読者のニーズに応じた情報にアクセスしやすいよう、巻頭目次に新たに情報マップを追加した。また、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが当法人の１年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。 【令和６年度】 令和６年度は、公式 YouTube において、四半期ごとの運用状況やその時々のトピックスを解説する「植田 CIO に聞いてみよう」、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に役立つ内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」の続編を制作した。また、業務概況書のポイントを広報担当職員が解説する動画「業務概況書のトリセツ」も新たに制作・配信した。 公式ホームページでは、特設サイト「GPIF のお仕事紹介」において、業務内容等を紹介する職員の数を増やしたほか、約２０年ぶりの新卒職員と先輩職員の対談「若手職員が語る　GPIF って、こんな職場？！」をテキストと動画で掲載した。また、基本ポートフォリオについて分かりやすく解説する特設サイトと動画「教えて！GPIF（じーぴふ）先輩 ♡ GPIF の基本ポートフォリオって、なに？」を新たに制作した（公開は令和７年度）。 令和６年度の役職員への講演等への登壇は、従来から依頼の多い ESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連を中心に、合計３２回登壇した。 業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。その一方で、2023 年度版では、株式アクティブファンドのポートフォリオの再構築やオルタナティブ投資とレバレッジの関係などプロ向けの情報についても充実させた。また、管理運用業務担当理事兼ＣＩＯが当法人の１年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。
			（３）年金積立金の管理及び運用の運用実績の状況等について、毎年１回・四半期毎にホームページ等を活用して迅速な公表を行っているか。	（４）透明性の向上を図るため、各年度における業務概況書は翌年度７月の第一金曜日、各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）を公表日とすることとし、以下のとおり公表を行った。 | | 第一四半期 | 第二四半期 | 第三四半期 | 業務概況書 | | --- | --- | --- | --- | --- | | 元年度 | | | | R2.7.3 |	（３）透明性の向上を図るため、各年度における業務概況書は翌年度７月の第一金曜日、各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）を公表日とすることとし、公表を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

２年度	R2.8.7	R2.11.6	R3.2.5	R3.7.2
３年度	R3.8.6	R3.11.5	R4.2.4	R4.7.1
４年度	R4.8.5	R4.11.4	R5.2.3	R5.7.7
５年度	R5.8.4	R5.11.2	R6.2.2	R6.7.5
６年度	R6.8.2	R6.11.1	R7.2.7	

2020 年度版（令和２年度版）においては、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方を想定して、冒頭に年金制度における積立金や当法人の役割等について分かりやすく解説したページを追加するほか、管理運用業務担当理事兼 CIO が１年間を振り返り当法人の運用について解説するページも新設した。

2021 年度版（令和３年度版）では、新たにオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やＥＳＧ投資についての解説を追加するなど、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。

2022 年度版（令和４年度版）では、読者のニーズに応じた情報にアクセスしやすいよう、巻頭目次に新たに情報マップを追加した。

2023 年度版（令和 5 年度版）では、株式アクティブファンドのポートフォリオの再構築やオルタナティブ投資とレバレッジの関係などプロ向けの情報についても充実させた。

（５）監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。

（６）スチュワードシップ活動については、以下の情報の公表を行った。

【令和２年度】

①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和３年３月 25 日）し、令和２年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。

②令和２年３月に再改訂された日本版スチュワードシップ・コード及びそれを踏まえて改訂した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、株式以外の資産における取組状況の記載の拡大も実施した。

③当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることを改めてスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、ＰＲＩをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。

④個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表した。

⑤「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載した。

【令和３年度】

（４）スチュワードシップ活動やＥＳＧを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信しているか。

（４）当法人のスチュワードシップ活動について、各年度において、「スチュワードシップ活動報告」を公表し、当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要等についてホームページに掲載した。

ＥＳＧの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成 30 年より「ESG 活動報告」を毎年刊行している。令和２年８月には第三回目の報告書となる「2019 年度　ESG 活動報告」を刊行し、同９月に同報告書の英語版を公表した。さらに、「2019 年度　ESG 活動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を初めて刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を初めて行った。

令和３年８月には第４回目の報告書となる「2020 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月に同報告書の英語版を公表した。さらに、「2020 年度 ESG 活動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。

令和４年８月には第５回目の報告書となる「2021 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月に同報告書の英語版を公表した。さらに、「2021 年度 ESG 活

				①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和４年３月 29 日）し、令和３年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、ＰＲＩをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③当法人の取組事項も増えたため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを追加した。「エンゲージメント強化型パッシブファンド追加採用」、「2022 年度からの債券のスチュワードシップ評価開始」、「運用受託機関が選ぶ優れた開示シリーズの拡大」の３点を記載した。 ④個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑤「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。	動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。 令和５年８月には第６回目の報告書となる「2022 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月に同報告書の英語版を公表した。本報告書では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「ボトムアップアプローチに基づく GHG 削減貢献量分析」や「GPIF が投資している ESG 債の対象プロジェクトのインパクト計測」などを行った。また、試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 令和６年８月には第７回目の報告書となる「2023 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同９月に同報告書の英語版を公表した。本報告書では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーニアム分析」や「スコープ 3 の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
			（５）オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。	【令和４年度】 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和５年３月 30 日）し、令和４年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、ＰＲＩをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載。「債券のスチュワードシップ活動の評価開始」、「スチュワードシップ活動及びＥＳＧ投資の効果測定」、「YouTube での情報発信」の３点を記載した。 ④令和４年度より初めて、当法人の国内株式運用受託機関による１年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数）を開示し、外部からもエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 ⑤個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑥「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。 ⑦令和４年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10 分で分かるＧＰＩＦシリーズ～ＧＰＩＦのスチュワードシップ活動～」を初めて作成し、配信した。	（５）オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な投資案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように内容を工夫した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式で分かり易く解説を加えており、令和３年度には、オルタナティブ資産にかかる NAV 変動要因、PE ファンドにおける Ｊ カーブ、新型コロナウイルス感染症によるオルタナティブ投資への影響について、の３トピックにかかるコラムを掲載し、令和４年度には、オルタナティブ資産にかかる NAV 変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法について、の２トピックにかかるコラムを掲載し、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。 さらに、情報発信範囲の拡充の観点から、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を令和２年度から開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明する等、毎年内容の見直しを行いながら、情報発信に努めている。加えて、業務方法書にて求められている投資を実施した LPS について適時適切にホームページにて公表を行っている。 令和４年度においては、公式ツイッターでも、投資案件の写真やイラスト等を使ってオルタナティブ投資の意義を分かりやすく伝えるツイートの発信に努めた。 令和５年度にホームページに特設サイト「GPIF のお仕事紹介」を新設し、オルタナティブ投資部の職員が業務内容（インフラストラクチャー運用）を具体的に紹介するなど、分かりやすい情報発信に努めている。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。

			（６）法人の運用について多面的な観点から国民の理解を得られるようにするための分かりやすい情報発信のあり方の検討、法人のホームページや業務概況書等の充実等の広報の取組についての定期的な検証等及びその結果を踏まえた取組内容の継続的な改善を行っているか。	【令和５年度】 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和６年３月 26 日）し、令和５年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRI をはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載した。「グローバル・アセットオーナーフォーラムの開催」、「スチュワードシップ活動及び ESG 投資の効果測定」、「SNS～X（旧 Twitter）及び YouTube での情報発信」の３点を記載した。 ④当法人の国内株式運用受託機関による１年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、役員レベルの対話件数）に加え、令和５年度は規模別対話実施状況、業種別 ESG 対話テーマ比率を開示し、外部からよりエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 ⑤個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑥「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。 ⑦令和５年度は、情報発信強化の一環として、X（旧 Twitter）において、「GPIF の ESG・スチュワードシップ活動」とのタイトルでシリーズ化した情報発信を原則週１回で開始した。令和４年度より開始した YouTube での情報発信も引き続き実施している。 【令和６年度】 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和７年３月 31 日）し、令和６年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRI をはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載した。「企業インタビュー」、「経団連・GPIF アセットオ	（６）令和３年度においては、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」を実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 37.4%となり、令和２年の前回調査（33.1%）に比べて４ポイント以上増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.5%となり前回調査（27.7%）に比べて６ポイント以上減少した。特に、20 代の若年層における信頼感が 40.9%から 60.3%に上昇した。また、当法人がＥＳＧ投資に取り組んでいることの認知度は 40.3%となり、前回調査の 25.0%から大幅に上昇した。 令和４年度においては、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を７月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 38.8%となり、基準値に比べて5.7ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.2%となり基準値に比べて 6.5 ポイント減少した。 令和５年度においては、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を７月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 39.5%となり、基準値に比べて6.4ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.6%となり基準値に比べて 6.1 ポイント減少した。また、独法評価におけるアウトカム指標にはなっていないが、同調査では GPIF の認知度についても聞いており、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用が以前に比べて浸透し、四半期ごとの運用実績に関する報道が抑制的になっていることなどを背景に、長期的な趨勢としては認知度が伸び悩んでいることが課題となっていた。このため、訴求力の高い地上波テレビからの取材依頼に対してはオフィス内部の撮影も含めて積極的に対応しており、こうした取組みの成果が次年度以降の広報効果測定調査に表れることを期待している。 令和６年度においては、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を７月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 37.9%となり、基準値に比べて4.8ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は20.9%となり基準値に比べて 6.8 ポイント減少した。なお、独法評価におけるアウトカム指標にはなっていないが、同調査では GPIF の認知度についても聞いている。年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用が以前に比べて浸透し、四半期ごとの運用実績に関する報道が抑制的になっていることなどを背景に、長期的な趨勢としては認知度が伸び悩んでいることが

				ーナーラウンドテーブルの創設及び開催」、「エンゲージメントの効果検証」の３点を記載した。 ④当法人の国内株式運用受託機関による１年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、規模別比率）に加え、令和６年度は、業種別対話実施比率を開示し、外部からよりエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 ⑤個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑥令和７年４月からの第５期中期目標期間を開始にあたり策定した「GPIFのスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」もスチュワードシップ活動報告に記載し、改めてスチュワードシップ活動の基本的な考え方を明示したうえで次期中期目標期間における重点事項や主な取組事項を記載した。 ⑦「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。	課題となっている。認知度・信頼度ともに男性より女性の数値が低いため、女性によく見られているSNS等の活用も検討していきたい。 以上により、目標期間を通しては、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
			（７）年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該銘柄の時価総額を公表しているか。		（７）年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、業務概況書等で適切に公表した。また、各年度末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額をホームページで公表した。 以上により、所期の目標を達成していると考える。
			（８）経営委員会が重要事項と判断する事項について、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保を行っているか。		（８）令和２年度、令和３年度においては該当がなかった。 令和４年度においては、インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。 令和５年度においては、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、インハウスにおける外債先物取引及び為替フォワード取引開始に向けての準備を進め、経営委員会に事前報告した。 なお、既に導入している株価指数先物取引については、取引状況を四半期ごとに経営委員会に報告している。 さらに、令和６年度には、オルタナティブ資産の投資手法に関する新たな投資手法として、経営委員会において、匿名組合出資に関する審議を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。
			（９）経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表しているか。	（７）運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した運用委員会の議事録の公表手続きを行っている。 経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、平成29年10月から12月に行われた経営委員会（第1回～第4回）の議事録及び未公表資料について、非開示情報箇所を除いて、令和7年3月27日付でホームページに公表した。加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、各年度末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表した。 令和２年度の情報公開制度に基づく対応状況については、以下のとおり。	（９）適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 ● 認知度が相対的に低い、女性や若年層への効果的な発信をはじめ、情報発信の更なる工夫・充実による国民からの一層の理解と信頼の確保 ● 人材確保の観点からも、業務を通じて得られる経験・能力や法人の業務の社会的意義を効果的に発信

令和２年度	受付	決定
開示請求	２件	２件

※１　受付件数のうち、１件は要件を満たさず返戻した。また、決定件数２件の内訳は、令和元年度受付分１件、令和２年度受付分１件である。

※２　このほか、令和元年度の一部開示決定に対する審査請求が１件。本件は令和３年３月に総務省の審査会より答申があったことを受けて、同年５月に当初決定を取り消し、同年６月に再決定を行った。

令和４年度において、インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。

令和５年度においては、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、インハウスにおける外債先物取引及び為替フォワード取引開始に向けての準備を進め、経営委員会に事前報告した。

なお、既に導入している株価指数先物取引については、取引状況を四半期ごとに経営委員会に報告している。

さらに、令和６年度には、オルタナティブ資産の投資手法に関する新たな投資手法として、経営委員会において、匿名組合出資に関する審議を行った。

（８）環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みを積極的に推進している。このようなＥＳＧの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成 30 年より「ＥＳＧ活動報告」を毎年刊行しており、同報告書の英語版も公表している。令和６年度においては、TCFD の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーニアム分析」や「スコープ 3 の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施している。

また、「ＥＳＧ活動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を令和２年度に初めて刊行し、同報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を初めて行い、メディアにも数多く取り上げられるなど注目が集まった。

当法人では、ＥＳＧへの取組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていくこととしている。

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ―１	効率的な業務運営体制の確立

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882	5,261,091	7,960,804	
中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	―	―	1,619,208	54,132	58,838	58,949	65,238	
達成度	―	―	100%	100%	100%	100%	100%	
（参考）執行額（千円）	―	―	2,521,265	2,745,730	2,748,972	3,497,533	4,285,218	

注）達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第４　業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、組織編成及び管理部		第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立 （１）業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、各年度において、以下のとおり、組織編成を実施した。 【令和２年度】 理事長直属の組織として法務室を新設し、弁護士資格を有する職員を法務室長に配置することで、法務の管理機能（契約書のチェック、業務の適法性のチェック、危機管理事案の助言、訴訟への対応）の一層の強化に加え、事案調査の専門性・客観性の充実、内部通報・外部通報の管理の強化を図った。 【令和３年度】	＜評定と根拠＞ 評定：B 本項目については、①組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること、②一般管理費及び業務経費の合計について、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行うこと、③法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施すること、④運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること、が目標として設定されている。 効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、法務室の新設、理事長の求めに応じシステム等の専門家としての見地から助言等を行う「シニアＩＴアドバイザー（非常勤）」の新設、企画部の機能強化を目的とした３課体制へ

	場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、ＡＩ、ＲＰＡ等の先進技術を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。 また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う。	＜定量的指標＞ 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡	期初に採用委員会を開催し、令和３年度に募集する職務や人員について検討した結果、運用の多様化・高度化への対応を行うための人材（フロント・ミドル業務を担う人材、金融工学の知識を持つ人材、運用機関の評価等を行う人材）、リスク管理・内部統制機能の強化を行うための人材（法務の人材、市場リスク・オルタナリスクを管理する人材、監査・業務リスク対応を行う人材）及びデータマネジメント強化のための人材の採用を重点的に進めることとした。 また、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう、組織編制及び人員配置に常に気を配り、令和３年度においては、４月、７月、９月、11月、12月に人事異動（配置換え）を実施した。 【令和４年度】 運用の高度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実施するための組織改編を令和５年４月に行うべく組織規程等を整備（改正）した。 （組織改編の概要） ①運用業務を、ポートフォリオ・マネジメントと一体として実施・高度化できるよう、投資戦略部、市場運用部及びインハウス運用室を統合し、投資運用部とする。 ②法人業務として定着したＥＳＧ・スチュワードシップ活動業務を担当する部署を部に昇格させ、法人全体として、ＥＳＧ・スチュワードシップに関する投資原則を推進する体制を確保するとともに、ＰＤＣＡサイクルも含め、その専門性と取組の推進・深化を図る。 ③調査数理室、オルタナティブ投資室及び運用リスク管理室を部とし、専門性とマネジメント機能の強化等を図る。 ④運用高度化等に対応した法人管理を推進するため、文書管理業務の企画部への移転、経理部の創設等、管理部門の体制についても見直しを図る。 また、運用に関する多様化・高度化、それに伴うリスク管理の強化を一層推進するためには、情報システムの整備、運用等についても高度な取り組みが必要となることから、理事長の求めに応じシステム等の専門家としての見地から助言等を行う「シニアＩＴアドバイザー（非常勤）」を新たに創設した。 【令和５年度】 企画部の機能を強化するとともに、企画課の総合調整能力を一層発揮させることを目的として、文書の適正化や業務改善を総括管理する課及び広報業務を総括する課の２課を新設し、企画課と併せて３課体制とした。 また、運用に関する多様化・高度化、それに伴うリスク管理の強化を一層推進するためには、情報システムの整備・運用等についても高度な取り組みが必要となることから、理事長の求めに応じシステム等の専門家としての見地から助言等を行うシニアＩＴアドバイザーを活用して次期中期計画に向けてシステムの高度化等のための検討を行った。	の移行、運用部門への総括の設置に向けた準備を進めたほか、新卒採用を再開した。 経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、各年度の予算額は、前年度比1.24%以上の節減を行っており、契約の適正化についても適切に取り組んでいる。 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること等とされているのに対し、令和４年度に設置した「シニア IT アドバイザー」を活用しながらシステムの高度化等に取り組み、法人のデータ授受を正確かつ効率的に行うためのデータ活用基盤をクラウド上に構築するとともに、データ活用基盤に外部データをシームレスに格納・連携する機能を追加するなど、業務効率化を実現した。さらに、第５期中期目標期間に向け、法人内基幹業務システムである「共通業務基盤」や運用データの管理・活用するための「運用業務基盤」の整備に向けた準備を着実に実施した。 以上の取組により、所期の目標を達成していると判断し、Ｂと評価する。 ＜定量的指標＞ 毎年度の予算額は、前年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。

			充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．２４％以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．２４％以上の効率化を行っているか。 【評価の視点】 （１）組織編成及び管理部門を含めた各部門の人員配置を実情に即して見直しているか。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めているか。 （２）経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行っているか。 （３）運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を行っているか。また、業務運営の高度	なお、令和５年度は新卒採用に取り組んだ結果、２名の内定者（令和６年度採用）を出すことができた。 【令和６年度】 運用の高度化・多様化が進み、業務の質・量ともに大きく変わるなか、新たに見えてきた課題へ対応するため、組織の見直しを以下のとおり行った。 ①　運用部門の業務内容が拡大するなか、運用リスク管理、コンプライアンス、内部監査機能の強化が必要な状況にあるが、その中でも投資行動におけるコンプライアンス体制の強化を喫緊の課題と捉え、法務室内に執行部内の牽制機能を担うコンプライアンスチームを新たに設置し（令和７年３月）、コンプライアンスを総括する部署の新設に向けた準備を進めることとした。 ②　運用のミドル・バック業務や内部管理業務は、これまで運用管理部が部署横断的に担ってきたところであるが、運用の高度化・多様化が進み、それに伴う業務の質や量が大幅に変化する現状においては、同部による部署横断的な管理が非効率となってきたことを踏まえ、令和７年４月にフロント各部にミドル・バック業務を直接担う課（総括課）を設置し、業務の質やスピード感の更なる向上及びフロントとミドル・バックの連携の効率化を図るべく組織規程等を整備（改正）した。 新卒採用については、取組を着実に進めた結果、令和６年度は５名の内定者（令和７年度採用）を出すことができた。なお、将来の新卒採用に繋げるため、学生向け業務体験プログラムを２回実施し、延べ27名の参加を得ることができた。 また、令和６年度採用の新卒者については、内部研修と外部研修をミックスした研修プログラムを策定し、独立行政法人制度に係る基本法令や就業規則等の働き方に係る諸制度及びビジネスの現場で必要となるコミュニケーションスキル（ビジネスマナー、PDCAサイクル等）を身につけるための研修を実施した。 （２）職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 各年度において、正規職員の実績評価については前年度下期実績評価（前年度10月～前年度３月）を当年度４～５月に実施し、その結果を６月期の賞与に反映させ、当年度上期実績評価（当年度４月～９月）を当年度10月～11月に実施し、12月期の賞与に反映させた。 正規職員の能力評価（前年度１月～当年度12月）については、当年度１月に実施し、当年度３月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を翌年度４月の昇給等へ反映させた。 運用専門職員の実績・能力評価（前年度４月～前年度３月）については、当年度４～５月に実施し、６月期の賞与に反映させるとともに、当年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用い	【評価の視点】 （１）令和２年度においては、法務室の新設により、運用の多様化・高度化、リスク管理、内部統制の強化に一層資することが可能となった。 令和３年度においては、採用委員会において職員採用方針を決定し、それに基づく採用活動を進め、また、適宜人事異動を行い、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう、人員配置を見直した。 令和４年度においては、運用の高度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実施するための組織改編を令和５年４月に行うべく組織規程等を整備した。 令和５年度においては、法人の中枢を担う企画部の機能強化を図るための組織改編を行った。 令和６年度においては、運用の高度化・多様化が進むなかで、新たに見えてきた課題への対応及び業務効率化を図るための組織改編を行っており、また、新卒採用にも着実に取り組んだ。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （２）経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度としていることから、所期の目標を達成していると考える。 （３）業務運営の効率化の向上等について、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 【令和２年度】 管理運用業務の基盤となる投資判断用データサービス（MyStateStreet.com）及びポートフォリオのリスク・リターン分析ツール（Aladdin、BarraOne）について、複数サービスを１端末で柔軟に共有できるよう整備し、端末導入コスト削減及び利用者の利便性向上等に寄与した。 また、全役職員へのモバイルWi-Fiルーターの貸与、Ｗｅｂ会議サービスの追加導入、情報セキュリティを考慮したＷｅｂ会議サービス利用ルール

	２．業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12 月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24％以上の効率化を図ること。 新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全	２．業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．２４％以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．２４％以上の効率化を行う。 新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うＰＤＣＡサイクルの取	化・効率化のために、AI、RPA 等の先進技術の積極的活用を行っているか。	た。 その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。 ２．業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度で専門的な人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために各年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争･公募等を実施し、経費節減に努めた。また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどＰＤＣＡサイクルの取組を行った。 令和２年度においては、新規に設置された法務室が円滑に業務運営を行うことができるよう、関連部署の予算配分を見直し、同室に対して必要な予算措置を行った。 令和４年度においては、運用業務の多様化及び高度化を推進するにあたり生じた、速やかに対応すべき緊急性の高い課題の解消を図ることを目的に、中期計画予算の増額変更について厚生労働大臣の認可を得た上で、次年度予算案に反映した。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。このことを踏まえ、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組があれば、適宜実施していくこととしている。共同調達や間接業務の共同実施については現時点では行っていないが、備品及び消耗品の一般競争入札による調達を徹底するなどの取組を通じ、全体の業務の効率化・最適化を図っており、他法人の実施状況も参考にしながら、今後も引き続き、業務の効率化・最適化に取り組んでいく。 （単位：百万円） | | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 節減対象経費（一般管理費及び業務経費） | 5,985 | 4,365 | 4,745 | 4,754 | 5,261 | 7,961 |	の制定等を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る法人のテレワーク業務の推進及び安定化に大きく貢献した。 さらに、令和２年度から本格稼働した統合文書管理システムの稼働により、業務運営の電子化、ペーパレス化を更に推進するとともに、統合ネットワークシステム環境に移設し、法人文書管理を支える基幹システムの更なる安定稼働に寄与した。 加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行うとともに、引き続き、ＲＰＡを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。 【令和３年度】 管理運用業務の基盤となるＧＰＤＲ（Government Pension Data Repository：年金積立金データ管理）システムの後継となるDWH（データウェアハウス）サービスについては、予定通り 11 月並行稼働、12 月本番稼働を開始し、ＧＰＤＲシステムからDWHサービスへの切り替えを滞りなく完了した。 また、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）の法人内導入を推進し、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上に寄与した。 さらに、統合文書管理システムにおいては、法人文書管理を支える基幹システムとして、業務運営の電子化等を更に推進するとともに、押印廃止の観点から、紙文書の各種申請書（28 帳票）を電子化し、業務の効率化・ペーパレス化・業務の安定稼働に寄与した。 加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツールの利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、ＲＰＡを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。 【令和４年度】 DWH（データウェアハウス）サービスについては、令和３年 12 月の本番稼働後順調に稼働しており、令和４年度においては、投資判断への活用、業務概況書等での公表を目的とした株価指数先物の運用資産をエクスポージャーベースで算出し、リスク・パフォーマンス測定を可能とするための改修を実施した。 また、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの導入を進めた。ベンチマーク時価による速報性の高い NAV を算出するＥＵＣツールの開発等、投資判断業務の高度化を推進した。 さらに、法人のネットワークシステムについて、ＵＳＢメモリ利用に伴う

中期計画を踏まえた節減額	－	1,619	54	59	59	65
執行額	－	2,521	2,746	2,749	3,498	4,285

（注１）各年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画を踏まえた節減額（前年度の基準額に対し1.24%の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1.24%の効率化を行う。
（注２）単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

（２）人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する取扱いに係る閣議決定等を踏まえ、国家公務員に準じて役職員の給与改正を行った。

また、令和２年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大により採用活動にも影響を受けながらも、高度で専門的な人材２名及び正規職員３名を採用し、人員体制を確保した。

令和３年度においては、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、採用委員会で決定した方針の下に必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員８名と正規職員９名を採用した。

令和４年度においては、高度の専門性を持つ人材を確保するため、専門コンサルタント会社の調査を踏まえ、職員給与規程において、運用専門職員（５～６等級）の報酬水準レンジ（上限）の見直しや運用専門職員の区分（１～３等級）の新設等をする改正を行った。

令和５年度においては、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員14名と正規職員８名を採用した。

令和６年度においては、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員11名と正規職員19名を採用した。

（３）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、国を上回っている（令和２年度：126.2、令和３年度：128.5、令和４年度：131.8、令和５年度：130.7、令和６年度：140.7）が、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。

（４）高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。

般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うＰＤＣＡサイクルの取組を強化すること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第６の１により対応すること。

組を強化するとともに、これらの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第９の１により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益と

データ紛失等の業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネットワークと直接接続に着手した。

加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツールの利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、ＲＰＡを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。

【令和５年度】

まず、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの更なる導入を進めた。業務概況書資料作成ツール等の既存ツールにリスク管理データで算出したファイルを出力する機能改修を行い、業務概況書の作成効率化に貢献した。

そして、法人のネットワークシステムについて、統合文書管理システムの災害対策環境構築を完了し、大規模災害時も電子文書化による業務が継続できるようにリスク対策を行った。

また、データ授受を正確かつ効率的に行うためのデータ活用基盤をクラウド上に構築するとともに、データ活用基盤に外部データをシームレスに格納・連携する機能を追加し、業務効率化を実現した。

さらに、次期中期計画に向けた基幹システムの見直しやデータ基盤の整備として、次期基幹システムの要件定義に着手し、また柔軟かつ迅速な開発等を行えるよう内製開発を中心としたデータ基盤の構築のため、クラウドサービスの導入に着手した。

【令和６年度】

シニア IT アドバイザーの専門的知見を活用しつつ、現行業務等の分析を行うことによって、次期システムとして「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」に関する具体的な構想を策定した。

上記構想のもと、「共通業務基盤」については要件定義を完了し、設計開発等に向けた調達を適切に行った。

加えて、投資運用業務に関する業務分析等を行い、「運用業務基盤」の基盤環境及び運用業務を支えるアプリケーションの設計開発等、初期稼働のための整備を行った。

また、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）を用いた業務の自動化として、法人内統制会議を開催し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの更なる導入を進めた。

自家運用にかかる業務を統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤を導入し、当該基盤と資産管理機関のシステムをつなぐ

		の対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。		（５）管理運用委託手数料について、令和２年度においては、目標超過収益率を上回るアクティブ運用機関が多かったことから、管理運用委託手数料は前年度比 292 億円の増加となった。 オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に向け鋭意交渉し実現した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求すべく、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。 令和３年度においては、運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関があったことから、管理運用委託手数料は前年度比 259 億円の減少となった。 オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に向け鋭意交渉し実現した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求すべく、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。また、既に選定済みの主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マンデートでは、運用受託機関との間で、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を行った。 令和４年度においては、運用残高が増加する一方、パッシブ運用と比較して手数料率が高いアクティブ運用の運用期間中の平均残高が減少したことから、管理運用委託手数料は前年度比 50 億円の減少となった。 令和５年度において、外国株式のアクティブ運用機関が超過収益を獲得したことから、管理運用委託手数料は前年度比 169 億円の増加となった。 令和６年度において、過年度の外国債券におけるマネジャー・ストラクチャーの変更に伴い当該アクティブファンドの平均残高が減少したことから、前年度比 97 億円の減少となった。	RPA によるインターフェイスを構築することで、業務運営の効率化及び業務品質の向上を図った。資産管理信託銀行の情報提供サービスから、運用資産の銘柄別残高を自動ダウンロードし、統合運用管理基盤へ自動連係する仕組みを構築し、業務効率化及び業務リスク軽減に貢献した。 さらに、令和５年度に構築したデータ活用基盤の運用を継続しつつ、外部等のデータについて、情報セキュリティを守りながら、システム的に連携できる仕組みを構築することによって、業務の効率化及び業務リスクの軽減に貢献した。 上記、取り組みについて IT 専門の外部リソース等を活用することで推進しつつ、内部の IT 専門人材の育成計画等の検討を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。
			（４）中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．２４％以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充さ		（４）毎年度の予算額は、前年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。
	３．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に	３．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決	３．契約の適正化 （１）調達の実施状況 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。 【契約の実績】 （単位：件、億円） <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">２年度</td><td colspan="2">３年度</td><td colspan="2">４年度</td><td colspan="2">５年度</td><td colspan="2">６年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(4.5%)</td><td>(0.1%)</td><td>(3.4%)</td><td>(0.1%)</td><td>(3.0%)</td><td>(0.6%)</td><td>(1.2%)</td><td>(1.4%)</td><td>(6.1%)</td><td>(1.5%)</td></tr></table>	

より法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	定）により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	れる分は翌年度から１．２４％以上の効率化を行っているか。 （５）新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組の強化を行っているか。また、これらの取組について、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直しを行っているか。 （６）人件費について、政府の方針を踏まえつつ適切に対応しているか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保しているか。 （７）給与水準について、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め		（５）毎年度、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどＰＤＣＡサイクルの取組の強化を行った。 令和２年度においては、新規に設置された法務室が円滑に業務運営を行うことができるよう、関連部署の予算配分を見直し、同室に対して必要な予算措置を行った。 令和４年度においては、その一環として、運用業務の多様化及び高度化を推進するにあたり生じた、速やかに対応すべき緊急性の高い課題の解消を図ることを目的に、中期計画予算の増額変更について厚生労働大臣の認可を得た上で、次年度予算案に反映した。 以上のことから、所期の目標を達成していると考える。 （６）人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材の採用のほか、正規職員の採用等により、人員体制の確保を行っているところであり、所期の目標を達成していると考える。 （７）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

	8	0.7	7	0.4	7	1.5	4	6.6	25	7.6
企画競争・公募	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(41.5%) 85	(27.3%) 89.7	(34.6%) 80	(13.2%) 34.6	(33.0%) 111	(20.1%) 92.6	(18.6%) 76	(26.7%) 131.0
競争性のある契約（小計）	(34.3%) 61	(6.4%) 41.0	(44.9%) 92	(27.4%) 90.1	(37.7%) 87	(13.8%) 36.0	(34.2%) 115	(21.5%) 99.2	(24.8%) 101	(28.3%) 138.5
競争性のない随意契約	(65.7%) 117	(93.6%) 599.8	(55.1%) 113	(72.6%) 238.4	(62.3%) 144	(86.2%) 225.7	(65.8%) 221	(78.5%) 361.8	(75.2%) 307	(71.7%) 351.0
合計	(100.0%) 178	(100.0%) 640.8	(100.0%) 205	(100.0%) 328.6	(100.0%) 231	(100.0%) 261.8	(100.0%) 336	(100.0%) 461.0	(100.0%) 408	(100.0%) 489.6

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）「競争入札等」には、特例による随意契約を含む。

【一者応札・応募状況】

（単位：件、億円）

		２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
２者以上	件数	36	94.7%	76	95.0%	67	98.5%	102	98.1%	74	92.5%
	金額	40.9	99.7%	88.3	97.9%	36.0	99.8%	97.8	98.6%	136.7	98.7%
１者以下	件数	2	5.3%	4	5.0%	1	1.5%	2	1.9%	6	7.5%
	金額	0.1	0.3%	1.9	2.1%	0.1	0.2%	1.4	1.4%	1.9	1.3%
合計	件数	38	100.0%	80	100.0%	68	100.0%	104	100.0%	80	100.0%
	金額	41.0	100.0%	90.1	100.0%	36.0	100.0%	99.2	100.0%	138.5	100.0%

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。
（注３）１案件で複数者と契約しているものについては、調達件数を１件とカウントしていることから契約の実績の契約件数とは異なる。

（２）重点的に取り組む分野

調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。

① 競争契約による調達

可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠等の確認等を行った。

（再掲）　（単位：件、億円）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度

役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表しているか。

（８）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。

（９）管理運用委託手数料について、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努めているか。

（10）法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。

（以下は調達等合

	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	(34.3%) 61	(6.4%) 41.0	(44.9%) 92	(27.4%) 90.1	(37.7%) 87	(13.8%) 36.0	(34.2%) 115	(21.5%) 99.2	(24.8%) 101	(28.3%) 138.5

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）特例による随意契約を含む。

② 随意契約による調達

契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるをえない理由を公表しており、公正性、透明性の確保に努めた。

（再掲） （単位：件、億円）

	２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のない随意契約	(65.7%) 117	(93.6%) 599.8	(55.1%) 113	(72.6%) 238.4	(62.3%) 144	(86.2%) 225.7	(65.8%) 221	(78.5%) 361.8	(75.2%) 307	(71.7%) 351.0

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある

③ 環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。

令和２年度においては、特にコピー用紙等大量に購入したものは再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。また、事務机等の什器の調達に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の適合製品であることを仕様書等に記載した。

令和３年度においては、事務所の拡充及びレイアウト変更等に伴い、例年に比べて多くのオフィス家具、オフィス機器を購入したが、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、その 92%以上をグリーン購入法適合製品とすることができた。

令和４年度においては、内線電話のモバイル化に係る調達に際して、「成果物については、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用すること。」と仕様書等に記載し、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、スマートフォン全てについてグリーン購入法適合製品を調達した。

令和５年度及び令和６年度においては、消耗品及び什器等の購入に際して、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用することとし、環境への負担の少ない物品等の調達に努め、グリーン購入法の適合製品を調達した。

（８）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

（９）管理運用委託手数料は、令和２年度においては、目標超過収益率を上回るアクティブ運用機関が多かったことから、前年度比 292 億円の増加となった。

令和３年度においては、運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関があったことから、前年度比 259 億円の減少となった。

令和４年度においては、運用残高が増加する一方、パッシブ運用と比較して手数料率が高いアクティブ運用の運用期間中の平均残高が減少したことから、前年度比 50 億円の減少となった。

令和５年度においては、外国株式のアクティブ運用機関が超過収益を獲得したことから、前年度比 169 億円の増加となった。

令和６年度においては、過年度の外国債券におけるマネジャー・ストラクチャーの変更に伴い当該アクティブファンドの平均残高が減少したことから、前年度比 97 億円の減少となった。

（10）調達等合理化計画において定めた「重点的に取り組む分野」及び「調達に関するガバナンスの徹底」に係る取組実績が、それぞれの評価指標に照らしてなされており、所期の計画を達成していると考える。

・競争性による調達については、業務実績に記載のとおり、一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び

			理化計画における評価指標） ・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。 ・運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。	④　適切で、迅速かつ効果的な調達の推進 調達等の合理化の取組みとして、これまでに契約審査会の審議を経た案件の再調達で、「代替性が無いこと」および「価格の妥当性」が引き続き変わらない案件については、随意契約として契約したことを契約審査会に事後報告する取扱いとする等、適切で、迅速かつ効果的な調達の取組を主体的に行った。また、契約審査会委員への事前説明の事務手続きを改善するため、調達課への資料登録時期を早めて十分なチェック時間を確保したことや調達課によるスケジュールの一元管理を行った。これにより、一連のプロセスが円滑に回るようになり、適切で、迅速かつ効果的な調達事務の実現につなげた。 契約候補者が自社の契約書様式を使用すること等により、契約締結までに長時間を要することが想定される事案については、手続の迅速化を図るため、当法人が、①「仕様の内容（政府統一基準や機能要件の順守等）を契約に取り込むことを前提としていること」、②「契約交渉があまりにも難航する場合には次点の応募者を選定する可能性があること」を説明会の場において明確に説明する方針とした。 （３）調達に関するガバナンスの徹底 ①　随意契約に関する内部統制の確立 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。 会計規程施行細則第 28 条第 7 号に該当する少額随意契約に関する取扱いについて、経理課において確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき対象等を整理したうえで、契約審査会に報告した。 令和２年度において、契約審査会設置要綱について、所要の改正（委員長代理の設定等）を行った。 令和３年度においては、契約審査会のあり方について、法務室の役割を踏まえて効率化を図った。 令和４年度から令和６年度においては、随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。また、契約審査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。 運用受託機関等との契約案件については、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議した。また、令和３年２月５日、令和３年９月 22 日、令和４年２月 17 日、令和４年９月５日、令和５年２月 21 日、令和５年９月 14 日及び令和６年２月８日、令和６年９月 13 日及び令和７年２月７日の経営	価格での契約締結を行っており、所期の計画を達成していると考える。 ・随意契約による調達については、業務実績に記載のとおり、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保しており、所期の計画を達成していると考える。 ・環境物品等の調達については、業務実績に記載のとおり、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいた調達を図っており、所期の計画を達成していると考える。 ・適切で、迅速かつ効果的な調達の推進については、業務実績に記載のとおり、適切で、迅速かつ効果的な調達の実現に向けた検討が主体的かつ不断になされており、所期の計画を達成していると考える。 ・随意契約に関する内部統制の確立については、業務実績に記載のとおり、随意契約は、契約審査会において、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。また、契約審査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。これらのことから、所期の計画を達成していると考える。 ・運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、業務実績に記載のとおり、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告していること等から、所期の計画を達成していると考える。 ・不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組については、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り（令和５年度から調達に関わる職員は参加を必須として）、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を毎年度実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。さらに、従来実施してきた「調達に関わる職員を対象とした研修」の見直し検討を行い、全役職員の参加を必須とした「コンプライアンス研修」を実施した。また、コンプライアンスメールマガジン（法人内メルマガ）を用い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有したことから、所期の計画を達成していると考える。 〈課題と対応〉 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（Ⅰ－２再掲） ● 業務運営を支える人材の確保・育成・定着を戦略的に進めるための機能強化

			・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関する職員に関わる職員を対象とした研修を年１回以上実施したか。	委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。 ②　不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り（令和５年度は、調達に関わる職員は参加を必須として）、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を毎年度実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。また、令和３年度から、コンプライアンスメールマガジン（法人内メルマガ）を用い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有した。 さらに、令和６年度においては、従来実施してきた「調達に関わる職員を対象とした研修」の見直し検討を行い、内部統制に関する研修の中の位置付けとして、新たに全役職員（派遣職員及び臨時職員を含む。経営委員は任意参加。）の参加を必須とした「コンプライアンス研修」を実施した。	
４．業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12 月24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	４．業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、ＩＴの活用や電子化等を推進する。具体的には、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、法人の業務運営の効率化を図る。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 さらに、これらの		４．業務の電子化等の取組 【令和２年度】 （１）新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るテレワーク業務の実施に伴い、全役職員へのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与、Web 会議サービスの追加導入、情報セキュリティを考慮した Web 会議サービス利用ルールの制定等を実施し、全役職員のテレワーク業務の推進及び安定化に大きく貢献した。 また、投資判断用データサービス（MyStateStreet.com）及びポートフォリオのリスク・リターン分析ツール（Aladdin、BarraOne）の利用について、複数サービスを１端末で柔軟に共有できるように整備し、端末導入コスト削減及び利用者の利便性向上等に寄与した。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図ることとし、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和３年度４月からの本番稼働に向けて準備を行った。 （２）令和２年度から本格稼働した統合文書管理システムにより、業務運営の電子化、ペーパレス化を更に推進するとともに、統合ネットワークシステム環境に移設し、法人文書管理を支える基幹システムの更なる安定稼働に寄与した。 （３）「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、稼働に必要なシステム基盤を整備し、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）の導入推進に寄与した。 また、ＧＰＤＲシステムからＤＷＨサービスへ令和３年 12 月に移行することから、関連するＲＰＡ・ＥＵＣについて移行準備等を進めた。 （４）令和３年 12 月ＤＷＨサービス稼働に向けた要件定義、導入及び追加開発	

		取組を推進するため、ＩＴ専門人材の育成・採用に努める。		作業を完了させ、総合テストに着手し、プロジェクトを計画通り推進した。 　また、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行った。 　さらに、データの管理方針の策定やデータの信頼性を確保するための要件を定義するなど、継続的にデータ基盤を最適化する体制（データマネジメントオフィス）の整備のため、データ利活用に係る現状の課題、ＤＭＯの必要性について再認識したうえで、①運用の多様化・高度化を支えるためのデータ整備と体系の構築・維持、②業務の質向上と変化への柔軟な対応、③データの有効活用に向けた相互協力と貢献等の基本方針及び、令和３年度の取組み方針とスケジュールについての方向性の検討を行った。 （５）これらの取組を推進するため、ＩＴ専門人材２名を採用した。 【令和３年度】 （１）ＧＰＤＲ（Government Pension Data Repository：年金積立金データ管理）システムの後継となるＤＷＨ（データウェアハウス）サービスについては、予定通り 11 月並行稼働、12 月本番稼働を開始し、ＧＰＤＲシステムからＤＷＨサービスへの切り替えを滞りなく完了した。 （２）「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を設置、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集・ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの導入推進に寄与した。 　また、各部室からのＲＰＡ・ＥＵＣの案件のとりまとめ及び定例ミーティング等での進捗管理を通じて、業務効率化を推進した。加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのＢＩ（ビジネスインテリジェンス）ツールの利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、ＲＰＡを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。 （３）統合文書管理システムにおいては、法人文書管理を支える基幹システムとして、業務運営の電子化等を更に推進するとともに、業務の安定稼働に寄与した。また、押印廃止の観点から、紙文書の各種申請書（28 帳票）を電子化し、業務の効率化・ペーパレス化に寄与した。 （４）インハウスにおける株価指数先物取引開始にあたり、資産管理機関が提供する情報サービス導入のため、計画策定、導入対応を実施し、外部サービスとの連携改善等事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備に寄与した。 （５）これらの取組を推進するため、ＩＴ専門人材１名を採用した。 【令和４年度】 （１）ＤＷＨ（データウェアハウス）サービスについては、令和３年 12 月の本番稼働後順調に稼働しており、令和４年度においては、投資判断への活用、業務概況書等での公表を目的とした株価指数先物の運用資産をエクスポー	

				ジャーベースで算出し、リスク・パフォーマンス測定を可能とするための改修を実施した。 （２）「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの導入を進めた。ベンチマーク時価による速報性の高い NAV を算出するＥＵＣツールの開発等、投資判断業務の高度化を推進した。 （３）法人のネットワークシステムについて、ＵＳＢメモリ利用に伴うデータ紛失等の業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネットワークと直接接続に着手した。 （４）法人のネットワークシステムについて、運用受託機関の選定・管理及び市場分析等に係る高度な定量分析を行うため、クラウドを活用したデータベース基盤の増強に着手した。 （５）統合文書管理システムにおいては、大規模災害時にも業務が継続できるよう災害対策環境の構築に着手した。 （６）自家運用における株価指数先物や債券等に係る取引の発注、約定及び資産管理機関または運用受託機関への指図・通知に関する一連の業務オペレーションのデジタライゼーションを図り、統合化されたサービス上で実行することにより、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図ることを目的に統合運用管理基盤提供サービスの公募を行い、契約候補者を選定した。 （７）次期中期計画に向けた基幹システムの見直しやデータ基盤の整備等、抜本的な見直しを行うため、新たに採用したシニアＩＴアドバイザーの専門的知見を活用しながら、現行システムの課題の整理等に着手した。 【令和５年度】 （１）「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの更なる導入を進めた。業務概況書資料作成ツール等の既存ツールに、リスク管理データで算出したファイルを出力する機能改修を行い、業務概況書の作成効率化に貢献した。 （２）法人のネットワークシステムについて、統合文書管理システムの災害対策環境構築を完了し、大規模災害時も電子文書化による業務が継続できるようにリスク対策を行った。 （３）データ授受を正確かつ効率的に行うためのデータ活用基盤をクラウド上に構築するとともに、データ活用基盤に外部データをシームレスに格納・連携する機能を追加し、業務効率化を実現した。 （４）次期中期計画に向けた基幹システムの見直しやデータ基盤の整備として、シニアＩＴアドバイザーの専門的知見を活用しながら、次期基幹システム	

				の要件定義に着手し、また柔軟かつ迅速な開発等を行えるよう内製開発を中心としたデータ基盤の構築のため、クラウドサービスの導入に着手した。 （５）次期中期計画に向けた基幹システムの見直しやデータ基盤の整備等、抜本的な見直しを強化するため、シニアＩＴアドバイザーを中心としたＩＴ専門人材を拡充した。 （６）自家運用における株価指数先物や債券等に係る取引の発注、約定及び資産管理機関または運用受託機関への指図・通知に関する一連の業務オペレーションのデジタライゼーションを図り、統合化されたサービス上で実行することにより、オペレーショナルリスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図ることを目的に統合運用管理基盤提供サービスを導入するため、ベンダーと契約を締結し、導入に向けたプロジェクトを推進した。 【令和６年度】 （１）シニア IT アドバイザーの専門的知見を活用しつつ、現行業務等の分析を行うことによって、次期システムとして「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」に関する具体的な構想を策定した。 （２）上記構想のもと、「共通業務基盤」については要件定義を完了し、設計開発等に向けた調達を適切に行った。 （３）投資運用業務に関する業務分析等を行い、「運用業務基盤」の基盤環境及び運用業務を支えるアプリケーションの設計開発等、初期稼働のための整備を行った。 （４）ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）・ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）を用いた業務の自動化として、法人内統制会議を開催し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、ＲＰＡ・ＥＵＣの更なる導入を進めた。 自家運用における株価指数先物や債券等に係る取引の発注、約定及び資産管理機関への指図に関する一連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤の導入を行うことで、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図った。資産管理信託銀行の情報提供サービスから、運用資産の銘柄別残高を自動ダウンロードし、統合運用管理基盤へ自動連係する仕組みを構築し、業務効率化及び業務リスク軽減に貢献した。 （５）令和５年度に構築したデータ活用基盤の運用を継続しつつ、外部等のデータについて、情報セキュリティを守りながら、システム的に連携できる仕組みを構築することによって、業務の効率化及び業務リスクの軽減に貢献した。 （６）上記、取り組みについて IT 専門の外部リソース等を活用することで推進しつつ、内部の IT 専門人材の育成計画等の検討を行った。	

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ―１	財務内容の改善に関する事項

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882	5,261,091	7,960,804	
中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	―	―	1,619,208	54,132	58,838	58,949	65,238	
達成度	―	―	100%	100%	100%	100%	100%	
（参考）執行額（千円）	―	―	2,521,265	2,745,730	2,748,972	3,497,533	4,285,218	

注）達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第５　財務内容の改善に関する事項 第４で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第３　財務内容の改善に関する事項 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的	＜評価の視点＞ （１）中期計画「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮し	第３　財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、毎年度において、前年度と比較して、一般管理費及び業務経費については 1.24%を節減した予算（人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 本項目について、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこと、と主な目標が設定されているのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っていることから、所期の目標を達成していると判断し、Bと評価する。 【評価の視点】 （１）目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし

		な運営を行う。 第４　予算、収支計画及び資金計画 １．予算 別表１のとおり ２．収支計画 別表２のとおり ３．資金計画 別表３のとおり 第５　短期借入金の限度額 １．短期借入金の限度額 ２０，０００億円 ２．想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第７　第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第８　剰余金の	た予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行っているか。	第４　予算、収支計画及び資金計画 （１）予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 第５　短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第７　第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第８　剰余金の使途	

		使途 なし		なし	

１．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅳ―１	その他業務運営に関する重要事項

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
高度で専門的な人材の人数	高度専門人材の確保・育成・定着管理	32 人（うち元（３１）年度は８人採用）	34 人（うち２年度は２人採用）	42 人（うち３年度は８人採用）	55 人（うち４年度は 13 人採用）	69 人（うち５年度は 14 人採用）	80 人（うち６年度は 11 人採用）	
経営委員会及び監査委員会の開催回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	24 回（経営委員会 12 回、監査委員会 12 回）	29 回（経営委員会 14 回、監査委員会 15 回）	27 回（経営委員会 13 回、監査委員会 14 回）	28 回（経営委員会 13 回、監査委員会 15 回）	28 回（経営委員会 14 回、監査委員会 14 回）	28 回（経営委員会 13 回、監査委員会 15 回）	
経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	１回	１回	１回	新たな議決事項については、該当がなかった。	１回	１回	
情報セキュリティ自己点検を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	１回	１回	１回	１回	１回	１回	
標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	３回	５回	４回	６回	４回	５回	
情報セキュリティ e ﾗｰﾆﾝｸﾞを実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	１回	２回	１回	１回	１回	１回	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第６　その他業務運営に関する重要事項 １．高度で専門的な人材の確保、育成、定着等 法人の行う年金積立金の運用は、外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な	第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．高度専門人材の確保、育成、定着等 （１）高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入れに伴う環境整備を		第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．高度専門人材の確保、育成、定着等 （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確にした。 ア　オルタナティブ投資に対する適時適切な対応、内部牽制機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等の一層的確な実施に向け、法務体制・機能の拡充・強化を図るために必要な法務の専門的知識を有する人材 イ　分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材 これらの必要な人材採用に当たっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した審査により、以下のとおり専門的な	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 本項目については、①高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、人材の適時適切な配置等を図ること、②内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること、③経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、④監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること、⑤情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、⑥外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること、が主な目標として設定されている。 人材の受入れに伴う環境整備を図ることとされているのに対し、就労環境の整備として、コロナ禍における安全配慮義務の履行として在宅勤務を導入後、正式に制

業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。

高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。

高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。

運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。

なお、高度で専門的な人材の

行う。

また、高度専門人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うとともに、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。

さらに、高度専門人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役職員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。

なお、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。

これらの取組を通じて、運用の高度化・多様

＜評価の視点＞

（１）高度で専門的な能力を必要とする業務等を明ら

人材を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行った。

	採用内訳（専門的人材）	採用人数
２年度	運用リスク管理担当職員	１名
	法務担当職員	１名
３年度	投資戦略担当職員	３名
	オルタナティブ運用担当職員	３名
	委託資産管理・運用担当職員	２名
４年度	法務担当職員	２名
	投資戦略担当職員	４名
	オルタナティブ運用担当職員	１名
	委託資産管理・運用担当職員	２名
	運用リスク管理担当職員	１名
	自家運用担当職員	１名
	スチュワードシップコード担当職員	１名
	企画担当職員	１名
５年度	法務担当職員	１名
	投資運用担当職員	３名
	オルタナティブ運用担当職員	６名
	運用リスク管理担当職員	１名
	ESG・ｽﾁｭﾜｰﾄﾞｼｯﾌﾟｺｰﾄﾞ担当職員	１名
	企画担当職員	２名
６年度	投資運用担当職員	７名
	オルタナティブ運用担当職員	２名
	ＥＳＧ・スチュワードシップコード担当職員	１名
	企画担当職員	１名

なお、就労環境の整備としては、令和２年度においては、育児・介護中の職員にのみ利用を認めていた早出遅出勤務制度（１日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度）を改正し、多様で柔軟な働き方を実現させるための一つの手段として全職員向けに一般化した制度として位置付け直した。また、定時退勤や年次有給休暇の取得がしやすい職場環境作りにも取り組んだ。

令和３年度においては、「柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率性の向上」を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として暫定的に運用していた在宅勤務を一般制度化

度化した。その後も職員の要望を踏まえ、勤続６月以上の者を対象とする要件を撤廃し、働きやすい環境と生産性の維持・向上を図った。さらに、60 歳超職員に長年培った知識・経験を活かして引き続き活躍してもらうため、シニアスタッフ制度を導入するための規程整備を行った。なお、各年度において契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行っている。

内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法書に定めた事項については、内部統制委員会による議決やモニタリングの下、適切に実施した。

また、運用の高度化・多様化に対応した内部統制の取組状況について、業務監査や執行部が主催する重要な会議・委員会への監査委員の陪席等を通じ、運用の高度化・多様化に見合った業務プロセスの適正性並びにリスクの評価・管理の状況及び内部規定との関連性等、内部統制の取組状況を確認した。

さらに、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むため、業務マニュアルの整備や証券会社執行能力評価の導入など、自家運用における業務プロセスを改善したほか、投資委員会における意思決定事項の明確化するため、組織規程の改正を行った。（Ⅰ－４再掲）

経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させることとされているのに対し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。また、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期及び随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させている。

情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価することとされているのに対し、法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施しているほか、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って、運用受託機関等に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行っている。

以上の取組により、所期の目標を達成していると判断し、Ｂと評価する。

【評価の視点】

（１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、その能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により必要な専門的な人材を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミド

	報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。	化等に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る。 （２）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。	かにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図っているか。 （２）高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図っているか。 （３）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援しているか。 （４）運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定しているか。また、研修制度の充実や人材マップの作成等により、人材育成・強化を行っているか。 （５）高度で専門	することとし、所要の規定の整備を行った（就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定）。 令和４年度においては、前年度に規程化した在宅勤務制度の円滑な利用を図るため、利用マニュアルを作成するとともに職員向け説明会を開催した。また、採用時研修のメニューに在宅勤務制度の説明を追加し、制度の適切な利用を促した。 令和５年度においては、在宅勤務制度において勤続６月以上の者を対象とする要件を課していたところであるが、職員採用活動を進めるに際し、在宅勤務を採用当初より希望する候補者（子育て中の者）が多数見受けられたことから、当該要件を撤廃することとした。 令和６年度においては、仕事と育児等の両立支援策の充実の一環として、職員現況調査においてかねてより要望があがっていた育児時間（勤務時間の始め又は終わりに１日につき２時間以内で勤務しないことができる制度）に係る利用対象の拡大（未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象）を行った。 （２）目標に対する成果を評価する制度（目標管理型人事評価）について制度を適切に運用するため、新たに評価者となった者に対して評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修等を実施した。令和６年度は対象を被評価者にも拡大し実施した。 また、当年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。 さらに、令和３年度は在宅勤務といった就労環境の変化に対応した目標管理の方法や評価の考え方を習得するため、外部コンサルタントを活用した研修を実施した。 （３）採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。 （４）「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。 （５）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。人材確保については、職員採用委員会において採用に関する基本的な考え方や募集職種の整理、採用プロセスの見直しを行った。 また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化（マッピング）した。	ル・バック業務を含めた法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、必要な正規職員を採用した。なお、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度の利用対象を全職員に拡大する改正を行うなど、就労環境改善にも取り組んでおり所期の目標を達成していると考える。 （２）職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考える。 （３）職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考える。 （４）人材確保については、職員採用委員会において、採用に関する基本的な考え方や募集職種の整理、採用プロセスの見直しを行っており、また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化（マッピング）している。さらに、人材確保策の一環として高齢期職員を活用する仕組みを整備したことから、所期の目標を達成していると考える。 （５）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づ

			的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。	①　専門実務研修 ア　運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>２年度</td><td>３年度</td><td>４年度</td><td>５年度</td><td>６年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>１回</td><td>２回</td><td>２回</td><td>２回</td><td>２回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>84 人</td><td>234 人</td><td>129 人</td><td>130 人</td><td>154 人</td></tr></table> イ　外部有識者研修 令和３年度、令和４年度及び令和５年度に、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>３年度</td><td>４年度</td><td>５年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>3 回</td><td>5 回</td><td>5 回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>233 人</td><td>503 人</td><td>327 人</td></tr></table> ウ　財政検証に関する研修 令和６年度は、財政検証が実施される年度であることから、公的年金財政に関する職員の知見を高めるため、公的年金財政に詳しい職員を講師とした、財政検証に関する研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>６回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>170 人程度</td></tr></table> ②　内部統制等研修 ア　情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、標的型メール等の法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>研修回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>２年度</td><td>3 回 （集合研修 2 回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ 1 回）</td><td>521 名</td></tr><tr><td>３年度</td><td>2 回 （集合研修 1 回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ 1 回）</td><td>346 名</td></tr><tr><td>４年度</td><td>2 回 （集合研修 1 回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ 1 回）</td><td>355 名</td></tr><tr><td>５年度</td><td>2 回 （集合研修 1 回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ 1 回）</td><td>393 名</td></tr></table>	いた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

６年度	２回 （集合研修１回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）	434名

イ　新人研修

各年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
研修回数	4回	10回	10回	15回	12回
参加延べ人数	8名	17名	20名	25名	30名

ウ　コンプライアンス研修

コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、ｅ ラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。

また、コンプライアンスに関する集合研修を以下の通り実施した。

a)　多様なバックグラウンドをもつ職員が互いを尊重し協力し合い、チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミュニケーションの取り方等を学ぶことを目的とした研修（令和２、４年度）

b)　当法人の担当者及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とし、内部通報及び外部通報制度の理解を深め、制度の適切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資することを目的とした研修（令和４年度）

c)　管理職以上の役職員のハラスメントに対する意識の向上を図ることで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に資することを目的とした研修（令和４年度）

d)　倫理規程を遵守することの重要性をあらためて認識し、意義や内容についての理解をより深めることを目的とした研修（令和３、４、５、６年度）

	研修回数	参加延べ人数
２年度	２回 （集合研修１回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）	339名
３年度	２回 （集合研修１回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）	366名
４年度	５回 （集合研修４回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）	757名
５年度	２回 （集合研修１回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）	399名
６年度	２回 （集合研修１回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）	408名

エ　その他（自己啓発研修）

外部有識者を講師として招き、各年度において以下のとおり、研修を実施した

【令和２年度】

職員の自己啓発を主な目的とし、ＳＤＧｓに関する研修を実施した。

研修回数	3 回
参加延べ人数	500 名

【令和３年度】

職員の自己啓発を主な目的としたＳＤＧｓに関する研修及びコミュニケーション力の向上を目的とした階層別研修を実施した。

研修回数	5 回
参加延べ人数	643 名

【令和４年度】

職員の自己啓発を主な目的としたＳＤＧｓに関する研修及び管理職員の資質向上を目的とした管理職研修を実施した。

研修回数	2 回
参加延べ人数	191 名

【令和５年度】

①人事評価者間の評価基準に関する目線合わせを目的とした研修、②管理職のマネジメント力向上を図るために実施した 360 度診断の結果を適切に活用するための研修、③女性活躍の更なる推進を図るための研修を実施した。

研修名	参加延べ人数
①人事評価研修	34 名
②360 度診断ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ研修	34 名
③女性ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ研修	29 名

【令和６年度】

①人事評価制度の理解の浸透を図ることを目的とした研修、②女性活躍の更なる推進を図るための研修を実施した。

研修名	参加延べ人数
①人事評価研修	167 名
②女性ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ研修	30 名

③　専門資格取得等

ア　証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

イ　ＩＴパスポート資格等の取得

				年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びＩＴリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（ＩＰＡ）が実施する国家試験ＩＴパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用している。 ●各年度末時点における資格取得者数 <table><tr><th></th><th>２年度</th><th>３年度</th><th>４年度</th><th>５年度</th><th>６年度</th></tr><tr><td>証券アナリスト資格取得者</td><td>57 名</td><td>58 名</td><td>60 名</td><td>62 名</td><td>65 名</td></tr><tr><td>ＩＴパスポート資格取得者</td><td>20 名</td><td>23 名</td><td>23 名</td><td>23 名</td><td>24 名</td></tr></table> 人材確保については、令和４年度に、専門のコンサルタント会社の提言を踏まえ、以下の方針を決定し、そのための規程整備（改正）を行った。 ・採用難が続いている運用専門職員５等級・６等級クラスの人材を採用するため、報酬水準の上限を市場水準の実態を踏まえ見直す。 ・中途で採用する難易度が高い高度な金融工学やデータ・マネジメント等の知識を有する専門的な人材を効果的に確保するため、運用専門職員１等級から３等級を新設し、新卒採用により人材を確保する仕組みを構築する。 また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化（マッピング）した。正規職員についても配置転換、昇格及び育成等に活用することを目的に人事評価結果を用いて能力、特性をマッピングした。 令和５年度においては、上記の方針に基づき、法人として 2002 年度以来となる新卒採用に取り組んだ結果、２名の内定者（令和６年度採用）を出すことができた。令和６年度においても、５名の内定者（令和７年度採用）を出すことができた。 さらに、令和６年度においては、人材確保策の一環として、知識、経験等が豊富な 60 歳超の職員を貴重な戦力と位置づけ、当該職員に最大限活躍してもらうよう従来の継続雇用制度を改善した新たな制度（シニアスタッフ制）を令和７年度より導入するべく規程の整備を行った。このシニアスタッフ制においては、国家公務員の定年引上げに関する制度等を参考に、定年の引上げ（60 歳から 65 歳）、管理職の役降り、給与水準の見直し等を組み込んでいる。	
２．調査研究 （１）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調	２．調査研究 年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金	（６）「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に則して調査研究業務を行っているか。	２．調査研究 （１）経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するためのプロジェクトとして、以下の調査研究に取り組んだ。 【令和２年度・３年度】 ①　「投資におけるＥＳＧ及びＳＤＧｓの考慮に係る調査研究業務」	（６）「専ら被保険者の利益のため」という目的に則し、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことに資する調査研究業務を実施するためには、長期的な視野で取り組む基礎的な研究を含む多種多様な調査研究のテーマを設定することが重要である。令和７年度の調査研究計画において、各調査研究テーマを設定するにあたっては、長期的な視野で取り組むべき課題を総括的に精査した上で、基礎的な研究も含むよう調査研究テーマの選定を行

	査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るＰＤＣＡサイクルの取組を強化すること。 （２）調査研究業務に関する情報管理 具体的な運用手法に結びつく	積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした法人外部のリソースも活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組む。具体的には、基本ポートフォリオに係る調査研究や、運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に積極的に取り組む。その際、高度専門人材を活用した法人内での体制整備、調査研究で得られたノウハウの法人内での蓄積及び	（７）高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備、調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び人材育成の一層の推進を行っているか。 （８）費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係る PDCA サイクルの取組を強化しているか。その際、経営委員会の適切な関与の下で行っているか。 （９）具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏	当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。 他方で、ＥＳＧやＳＤＧｓを含むサステナビリティに関連する分野については、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、また、情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であった非財務情報を定量化する試みなども活発に行われてきている。 当法人は、ＥＳＧ等に関する調査研究を継続的に実施していく必要があると考えており、後述の「ＥＳＧ投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」等の実施により、ＥＳＧ・ＳＤＧｓ投資が効果を発揮するメカニズムを探究しているところだが、さらに、ＥＳＧやＳＤＧｓを含むサステナビリティに関連する広範な分野を全体的に把握することも重要だと考えており、今後、既存の研究のトレンドや今後の研究の方向性等を捕捉するための俯瞰研究（文献調査）を行うこととしている。令和２年度は経済・投資理論との関係性等に関する情報提供依頼を実施し、当該分野に係る広範な情報を収集した。令和３年度においては、令和２年度に実施した情報提供依頼の結果を踏まえ、こうした方向性について検討した。 ②　「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」 近年、ＳＤＧｓの浸透やＥＳＧへの関心が高まる中、企業に対する評価基準や企業のステークホルダー（株主、顧客、従業員、供給者、社会、環境）への考え方が大きく変わってきており、株主資本主義から様々なステークホルダーに配慮した「ステークホルダー価値（株主、顧客、従業員、供給者、社会、環境の価値）」が重視される傾向が一層強まるとされている。一方、企業自身はステークホルダー価値の向上を通じた企業収益拡大の正当性を、様々なステークホルダーに明確に説明することに苦慮している。 国立大学法人京都大学では、このような「企業に対する社会の評価」と「企業自身が置かれている状況」とのギャップや、ステークホルダー価値を考慮した企業価値の実態を明らかにすることを目的として、「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究」が実施されたが、当法人は、この研究の一部として行われたアンケート調査について協力した。 アンケート調査は、事業会社、機関投資家及び個人投資家といった幅広い組織や個人（以下、「主体」という。）に対してアンケートを実施した。アンケート結果では、全ての主体において、「コロナ禍において従業員や顧客の重要性が高まった、３年後には環境が最も重要である」と回答する傾向が目立った。また、事業会社は機関投資家に比べ、「ステークホルダー重視の取組みが株価に適切に反映されていない」と回答する傾向が見受けられた。このように、主体によって各ステークホルダーに対する重要度がどの程度違うかということや、ステークホルダー価値と株価の織り込み具合の関係性に関する認識はどの程度違うかといったことについての知見が新たに得られた。 ③　「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム」	った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （７）調査研究業務については、当該業務の統括を担う調査数理部を軸に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究に取り組むとともに、この専門人材は正規職員の指導を行うことで正規職員の業務遂行能力の向上に寄与していることから、所期の目標を達成していると考える。 （８）ＰＤＣＡサイクルの取組として、調査研究テーマの選定段階において、中期計画に定める「専ら被保険者の利益のためという目的」に沿った研究テーマであることを確認**するとともに**、調査研究の完了後に実施する実績評価においては、「研究成果の達成目標」が達成されたかを検証することにより、費用対効果の判断を行った。 また、経営委員会に対しては、適時のタイミングにて、調査研究業務の計画、進捗状況、実績評価等を報告している。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （９）委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価しており、所期の目標を達成していると考える。

	調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。	人材育成の一層の推進に留意するとともに、法人外部のリソースを活用した調査研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する。 さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目標の設定、評価、業務への活用等の調査研究業務に係るＰＤＣＡサイクルの取組を強化する。その際、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。	えい対策を徹底しているか。	わが国においては、平成 11 年２月に無担保コール翌日物金利を 0.15%に誘導することを決定して以来、平成 12 年と平成 18 年に二度解除されたことがあるものの、すっかりゼロ金利が定着している。導入当初は一時的な措置と考えられていたことが常態化し 20 年以上が経過した。長期金利についても平成 28 年に導入された長短金利操作によりゼロ%程度で推移するようコントロールされており、今般、1918 年のスペイン風邪の流行以来、約 100 年ぶりに感染症が全世界で流行したことで、令和２年３月、米国ＦＲＢは平成 27 年 12 月以来のゼロ金利政策に復し、史上初めて米国においても長期金利が１%を割り込んだ。 以上を踏まえ、世界のエコノミスト等にヒアリングし、なぜ超低金利となり、そして定着しているのか、今後、どれほどの時間軸で超低金利が継続するか等につきまとめ、あわせて、債券の期待リターン推計に関する知見を蓄積することとしており、令和２年度は当該分野に係る広範な情報を収集するための情報提供依頼を実施し、令和３年度において、令和２年度に実施した情報提供依頼を基に、「日米欧における低金利定着のメカニズム」として論考をまとめた。 【令和４年度】 ④　「産業構造の長期的な見通しに関する情報提供依頼」 数世代にわたる長期投資家として、年金積立金を安定的かつ効率的に運用していくためには、長期的なリターンの源泉である資本市場に変化をもたらす要因や、社会及び産業構造に変化をもたらす要因に目をこらすことが重要である。そのため、産業構造の長期的な見通しに関する情報提供依頼を実施し、運用機関等から 17 社の情報提供を得た。当該情報から、将来の産業構造に関する３つの主要な潮流（①人口動態、②気候変動、③技術革新）を抽出し、要点をまとめた上で、当法人ホームページに公表 【令和４年度・５年度】 ⑤　「基本ポートフォリオに関する海外年金調査」 基本ポートフォリオ検証等ＰＴにおける議論を多面的かつ効果的に実施する観点から、令和４年度は、約 20 の主要な海外年金基金に対して、基本ポートフォリオ策定に関するヒアリングを実施した。令和５年度は、基本ポートフォリオ検証等ＰＴにおける議論を多面的かつ効果的に実施する観点から、アジア・オセアニアの７の主要な年金基金等に対して、基本ポートフォリオ策定に関するヒアリングを実施した。 【令和５年度・６年度】 ⑥　インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究 非上場インフラ資産については、時価評価手法、評価頻度、リスク・リターン特性、パフォーマンス測定方法等において上場資産に比べて特殊であり、公正価値評価のために適切な市場データを取得することが難しい。しかしながら、非上場インフラ資産についても、当法人のポートフォリオ全体の運用にかかるリスク管理の更なる高度化を図る観点から、より適切にインフラのデータを入手・分析・蓄積していくことが求められている。 そのため、非上場インフラ資産への投資に関する適切な財務データ等に基づく	

				公正価値の算出方法や、収集すべきデータ等を明らかにすることを目的に委託先が開発した公正価値算出手法の詳細な情報開示を依頼したほか、当法人が現在投資を行っているインフラ事案の中から、20 件をケーススタディとして選定し、公正価値を算出した。その結果、公正価値算出に関するプロセス、非上場インフラ資産のリスクに影響を与える要素、投資先企業の収入に影響を与えるマクロ指標を一定程度整理することができた。 ⑦　有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究 　厚生労働大臣から指示される第５期中期目標を踏まえ、同目標の達成に向けた第５期中期計画を策定した。「専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする」当法人においては、第５期中期計画の策定にあたって、長期的な観点から考えることが重要である。そのため、有識者等の当法人に対する客観的な見方や期待等を把握するために、有識者等に対するアンケート調査やヒアリングを実施するとともに、当法人について言及された新聞記事等を収集してテキスト解析を実施し、中期計画の策定に向けた検討に参考となる情報をとりまとめた。 【令和６年度】 ⑧　低流動性資産等に関する調査研究 　低流動性資産等については、伝統的資産とは異なる特性のため、正確なリスク・リターンの把握は難しいと言われており、低流動性資産等をポートフォリオに組み入れる効果について今一度明らかにしておく必要がある。また、運用対象資産として、不動産、インフラストラクチャー、PE のほかに、森林、農地、金（鉱物）、暗号資産などが挙げられる。こうした一般には投資されていない近年の新しい低流動性資産等について実態を把握し、基礎的な知見を深めるための調査研究を実施した。具体的には、上記の内容に関連する情報提供依頼を行い、多数の情報を収集した。提供された情報を整理した上で、法人内において活用することとし、経営委員会に報告した。 （２）運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究として、管理運用法人の業務課題を踏まえ、（１）の①～③、⑥～⑧並びに（３）の①に加え、以下の調査研究取り組んだ。 【令和２年度】 ①　「人工知能（ＡＩ）によるファンド行動学習についての委託調査業務」 　平成 29 年度より継続している「人工知能（ＡＩ）が運用に与える影響について」の調査研究において、これまでの研究ではＧＰＩＦが委託する国内外の株式アクティブ運用会社の取引データを機械学習によって分析することで、投資スタイルの類型化やスタイルドリフトの発見等が可能であることが示された。	

				令和元年度から令和２年度にかけては、当該研究を発展させ、「ユニークさ」や「クセ」といった定量的に捕捉することが難しい情報の定量化を試み、取引行動からアクティブ運用者の過去と足元の投資行動の一貫性を捉える研究に加え、運用者間の類似度を捉える研究等に取り組んだ。 この結果、運用者の運用スタイルといった従来の指標だけでは捕捉し得ない運用行動の変化・運用者間の違い等を検知できる可能性が示された。 ②　「プライベートデットに関する調査研究業務」 被保険者の利益に資することを前提に、運用対象の多様化に取り組んでおり、これまでの取り組みの例として、伝統的資産とリスク・リターン特性が異なるオルタナティブ資産への投資を行ってきた。本調査では投資の多様化を進めることを目的に、プライベートデット（私募債、バンクローン、ダイレクトレンディング、不動産ノンリコースローン、インフラストラクチャーデット等）が新たな運用対象となり得るかについて検討を行うため、調査研究を行った。 本研究により、プライベートデット資産でも様々な運用戦略が可能であることや、市場規模も主要な資産クラスの１つに成長していることが確認された。 ③　「上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究業務」 オルタナティブ資産は、伝統的資産と比較して一般的に流動性が低く、運用手数料が高いといった傾向があるため、オルタナティブ資産の運用に取り組んでいく場面においては、年金給付に必要な流動性を確保するとともに、運用手数料とパフォーマンスについて妥当な評価を行うことが課題であると認識している。 そのため、（ｉ）オルタナティブ資産のパフォーマンスデータや指数に係る基本的事項に関する情報収集、（ii）伝統的資産・上場資産によるオルタナティブ資産の複製手法に関する情報収集、及び（iii）運用手数料とパフォーマンスの評価方法に関する情報収集を行い、上記の複製手法及び評価方法について、導入に向けた検討を行う際の課題等を整理した。 評価結果では、プライベート・エクイティの市場平均パフォーマンスについて複製可能性が一定程度支持され、複製技術を用いることで流動性を懸念せず、速やかにエクスポージャーがとれる利点等が存在することが分かった。一方で、複製パフォーマンスの不安定性や、投資家が望む高リターンのファンドのパフォーマンス複製はまだ難しいことから、実物資産を保有する意義も改めて確認できた。また、プライベート・エクイティの運用手数料水準については一見高いものの、リターン対比では伝統的資産と比較して割高とは言えず、妥当な水準であるとの分析結果が得られた一方で、ヒアリングでは手数料体系への課題も指摘された。 本調査研究の結果を受け、今後も実物資産への投資を拡大させながら、引き続き複製技術の精度向上に向けて積極的な取り組みを行っていく。 ④　「機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究業務」 資産配分について機動的な運用を行うにあたっては、昨今、変動の激しい傾向にある経済環境や市場環境に係る分析について高度化を図っていく必要があ	

				る。そこで、機動的な運用のためのリスク管理について多角化を図るべく、新たなリスク管理指標の調査研究（共同研究）を開始した。当該研究については、これまでのトラッキングエラーやVaRといった現在のリスク状況を示す指標というよりは、フォワードルッキングな先行指標を想定しており、最新の理論研究（既存の枠組みを超えた新規の手法・研究等）を取り入れた新規のリスク管理指標を研究の対象としている。 しかしながら、令和２年度において、有用な管理指標の開発が見通せないため、令和２年12月より当研究業務は取りやめることとなった。 【令和２、３年度】 ⑤ 「ＥＳＧ投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」 当法人では、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。このような取組を行う上で、ＥＳＧ投資の分散投資効果やポートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果的なＥＳＧの取組を可能にするとともに、有効性に関しても客観的に評価する必要がある。 そうした検証を行うために、時間的な変遷や国別の差異の観点を含めた定量的な分析を行うとともに、市場の状況が変化したことによる影響についても、市場の状態を反映できるモデルを設定して分析した。 この結果、ＥＳＧ指数の組入れによりリスク・相関が低下し、ポートフォリオの効率性が上昇する可能性があること、ＷＩＮ指数は市場状態によって親指数よりパフォーマンスが良くなる可能性があること、ＰＲＩ署名数が増加するにつれてＥＳＧスコアが高いほど企業価値も高まる傾向が強まっていること、企業の高ＥＳＧ評価が信用スプレッドを有意に低下させること等といった、ＥＳＧ投資の有効性についての客観的な評価が得られた。 【令和４年度】 ⑥ 「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究」 当法人は、経営委員会における複数回にわたる議論を踏まえ、令和元年12月に外国株式のレンディングの停止を行ったが、その際、株式レンディングを停止したことの市場への影響についてデータに基づき定量的に検証することとした。 このため、株式レンディングの停止による市場への影響に係る定量的な分析及び株式レンディング停止や株式レンディングとＥＳＧに係る定性的な分析について調査研究を実施した。 定量面である市場への影響に関しては、レンディング市場に対する一般的な分析及び差分の差分分析（DID法）といった統計的な手法を用いて分析した。定性面である株式レンディングと市場への影響に関しては、文献調査や株式レンディングに関連するステークホルダーに対するヒアリングを中心に調査を実施した。 （３）サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるＥＳＧを考慮するための調査研究として、（１）の①、②及び⑦並びに（２）の⑤の調査研究に加え、以下の調査研究に取り組んだ。	

【令和４年度】

①　「投資におけるＥＳＧ及びＳＤＧｓの考慮に係る調査研究」

当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。

他方で、ＥＳＧやＳＤＧｓを含むサステナビリティに関連する分野については、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、また、情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であった非財務情報を定量化する試みなども活発に行われてきている。

そのため、当法人としてもＥＳＧ等に関する調査研究を継続的に実施していく必要があると考えており、令和４年度は、「投資におけるＥＳＧ 及びＳＤＧｓの考慮に係る俯瞰研究（文献調査）」を実施した。これは、ＥＳＧ及びＳＤＧｓを含むサステナビリティ分野における投資のパフォーマンスに関する既存の学術研究について、国内外の代表的論文としてどのようなものがあるか、その概要を広範に調査し、分析手法等のトレンドを把握するとともに、当法人がＥＳＧを考慮した投資やスチュワードシップ活動を推進する上で、特に重要だと考える以下のテーマ①～③に関連する学術研究について、国内外の代表的論文を調査し、分析手法や研究結果等、詳細について把握することを目的とした。

①　ＥＳＧ投資が超過収益を生み出すかどうかについての検証

②　ＥＳＧ投資によるリスク低減効果の検証

③　エンゲージメントの効果の検証

（４）運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成 28 年度に GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けている。

令和２年度及び３年度において、それぞれ第４回及び第５回 GPIF Finance Awards 表彰式及び受賞記念講演会を開催した。

過去５回における GPIF Finance Awards の実施状況を踏まえた振り返りや効果検証等を目的として、令和４年度に本事業の総括を実施したところ、本取組は貴重かつ有意義であるが、業務負担の軽減の観点から、毎年度ではなく、適時適切に実施することが望ましいとの結論を得た。これを踏まえて、令和５年度においては、第６回 GPIF Finance Awards を実施し、２名の研究者を表彰し、表彰式及び受賞記念講演会を開催した。さらに、過去の受賞者からの知見の共有及び受賞者同士の交流を目的とした勉強会を実施した。

また、令和５年度には新たな試みとして、将来的に年金積立金の運用に関す

る研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象としたGPIF Finance Awards for Studentsを実施し、５名の学生を表彰した。

令和６年度には、過去６回におけるGPIF Finance Awardsの受賞者同士の交流および受賞者によるさらなる知見の共有を目的とした勉強会を実施した。また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象としたGPIF Finance Awards for Students 2024-2025を実施し、４件６名の学生を表彰した。

（第１～６回 GPIF Finance Awards 受賞者）

	氏　　名	役　職（受賞時点）
第１回	沖本 竜義	オーストラリア国立大学准教授 一橋大学准教授
第２回	野澤 良雄	香港科技大学ビジネススクール Assistant Professor
第３回	輿語 基裕	プリンストン大学教授
第４回	戸田 アレクシ 哲	カリフォルニア大学サンディエゴ校准教授
第５回	仲田　泰祐	東京大学准教授
第６回	柳瀬　典由 鈴木　健嗣	慶應義塾大学教授 一橋大学 教授

（５）ＰＤＣＡサイクルの取組を強化すべく、外部コンサルタントからも意見を聴取したうえで、令和３年度の調査研究計画より、「専ら被保険者の利益のためという目的」と「研究成果の達成目標」を明確化し、研究テーマと中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認した。また、調査研究の事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行うというＰＤＣＡサイクルの取組を継続した。令和６年度においては、特にＰＤＣＡサイクルのうちのＡの観点で、以下の活用が見られる。

① インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究では、調査研究手法に基づき、非上場インフラ投資に関するデータ整備、分析における参考情報として活用した。
② 有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究では、第５期中期計画を策定する際の参考情報として活用した。

（６）調査研究業務の統括を担う調査数理部が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のＰＤＣＡサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置

済みの専門人材を活用し実施した。

	研究テーマ
２年度	人工知能（ＡＩ）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成 29 年度より継続）
	プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）
	上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）
	機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）
	ＥＳＧ投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）
	投資におけるＥＳＧ及びＳＤＧｓの考慮に係る調査研究
	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務
	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム
３年度	ＥＳＧ投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）
	投資におけるＥＳＧ及びＳＤＧｓの考慮に係る調査研究（令和２年度より継続）
	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務（令和２年度より継続）
	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム（令和２年度より継続）
４年度	株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究
	投資におけるＥＳＧ及びＳＤＧｓの考慮に係る調査研究（令和２年度より継続）
５年度	有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究
	インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究
６年度	有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究
	インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究
	低流動性資産等に関する調査研究

（７）情報収集・意見交換等

国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収

集や意見交換を積極的に行った。

	内容	回数	参加延べ人数
２年度	専門調査機関等主催会議	38 回	38 名
３年度	専門調査機関等主催会議	30 回	30 名
４年度	専門調査機関等主催会議	32 回	32 名
５年度	専門調査機関等主催会議	32 回	32 名
６年度	専門調査機関等主催会議	32 回	32 名

その他、年金基金の国際的な団体であるＰＰＩ（Pacific Pension & Investment Institute）の総会やＰＲＩ（Principles for Responsible Investment）、インフラストラクチャー関連では、Infrastructure Investor Global Summit、不動産関連ではPERE Tokyo Forumなどに参加することで、年金基金運用にかかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。

（８）調査研究業務に関する情報管理

管理運用法人外部のリソースを活用して管理運用法人の業務上の機密情報を提供する必要のある調査研究を実施する場合には、選定候補先に対して情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とすることとした。

また、選定先と守秘義務契約を締結するとともに、選定先の自己診断等の結果を情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会において確認した。

３．内部統制の一層の強化に向けた体制強化

（１）「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。

（２）内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。

①　理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。

また、法令等遵守の推進を目的として以下の取組を行ったほか、令和５年度においては、法人業務の効率性向上と業務リスク等の低減を目的とした取組みとして、全部室を対象に業務マニュアルの点検及び整備を行い、令和６年度においては、運用の多様化・高度化に伴い、運用部門の業務内容が拡大していることから、コンプライアンス機能の一層の強化を目的に令和６年10月に法務室

３．内部統制の一層の強化に向けた体制強化 法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理	３．内部統制の一層の強化に向けた体制強化 経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。具体的には、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。そのた	（10）経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図っているか。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施しているか。さらに、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の		（10）内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行っている。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項については、内部統制委員会による議決や、モニタリングの下適切に実施した。 また、行動規範・投資原則の実施状況の点検等を行うことで、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守が徹底されていることを確認している。 運用受託機関等に対して、ガイドラインで法令遵守を求めるとともに、定期ミーティング等において遵守状況を確認している。内部統制の保証報告書について、提出を求め、その監査内容を確認した。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。

さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。

め、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部体制の点検を行い、早急に必要な改善策を講ずる。

年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。

コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を

運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。
その際、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求めているか。

（11）内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制の一層の強化を行っているか。また、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を含む内部統制体制の一層の強化を行っているか。

内にコンプライアンス体制強化準備室を設置し、令和７年３月にコンプライアンスチームを立ち上げた。

ア　幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を毎年開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、監査委員会において、役職員の行動規範の順守状況について報告した。

イ　被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。

コンプライアンスハンドブックの改定	
２年度	令和２年５月・令和３年３月
３年度	令和３年 10 月
４年度	令和４年６月・10 月
５年度	令和５年４月・８月
６年度	令和６年４月・７月

ウ　毎年１月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するｅラーニング研修を実施した。

エ　倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的として、コンプライアンス集合研修を毎年実施した。

オ　毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員の意識向上を図った。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月１回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。

また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。

③　理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。

また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について

（11）内部統制に実績と経験を有するシニアな弁護士を令和２年９月に職員として１名新たに採用するとともに、法務及びコンプライアンスを専門的に担当する部署として法務室を設置した。また、内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。加えて、運用の多様化・高度化に伴い、運用部門の業務内容が拡大していることから、コンプライアンス機能の一層の強化を目的に令和６年 10 月に法務室内にコンプライアンス体制強化準備室を設置し、令和７年３月にコンプライアンスチームを立ち上げた。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

		活用し、法務体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。		月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 （３）運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、各年度において、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ①　契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア　運用手法、運用体制等 イ　資産管理の方法 ウ　資産管理体制の変更についての事前連絡 エ　重大な変更についての事前協議 オ　法令遵守体制の確立 カ　外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ　リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク　売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ　株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任･株主議決権行使への取組 コ　資産管理上の留意点 ②　コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 ＜運用受託機関＞ ア　投資対象 イ　投資対象国 ウ　銘柄格付 エ　禁止取引 オ　利益相反行為の回避 カ　自社又は関連会社の有価証券への投資 キ　政策投資 ク　クロス取引 ケ　最良執行に関する事項 コ　外部監査状況 サ　問題発生時の対応 シ　受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。 ＜資産管理機関＞ ア　実績・遵守状況・担当部署 イ　利益相反行為の回避 ウ　外部クロス取引 エ　内部監査状況 オ　外部監査状況 カ　問題発生時の対応	

キ　日本公認会計士協会　監査・保証実務委員会実務指針第８６号（８６号報告書）等内部統制監査の項目等

なお、８６号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。

（４）内部監査

【令和２年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のＰＤＣＡサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況、資金配分・回収に関する意思決定等のプロセスに係る統制活動の実施状況の確認、規程等の整備等に関する内部監査として内外の通報に関する規程等の整備状況、内外通報事案の処理に関する規程等の運用状況の確認、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、令和２年４月１日施行改正労働法の対応状況の確認、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として業務リスク等の総括管理状況の確認、運用受託機関等の管理の実施状況に関する内部監査として外部運用委託先の管理の適正性・有効性、選定プロセスの適正性の確認、法人文書に関する内部監査とし規程に基づく報告のとりまとめ状況、法人文書関連規程等遵守状況の確認、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

①　令和２年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。

②　内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施期間	対象者及び部室	備　考
R2.5 ～ R2.9	総務部	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む）
	企画部	・【第１回】定期内部監査
	調査数理室	・【第１回】定期内部監査
	運用リスク管理室	・【第１回】定期内部監査
	情報管理部	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む）
	投資戦略部	・【第１回】定期内部監査
	運用管理部	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む）
	市場運用部	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む）
	オルタナティブ投資室	・【第１回】定期内部監査

					インハウス運用室	・【第１回】定期内部監査	
					経営委員会事務室	・【第１回】定期内部監査	
					監査委員会事務室	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む）	
					監査室	・【第１回】定期内部監査	
				R2.10 ～ R3.3	総務部	・【第２回】定期内部監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					企画部	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査 （フォロー監査を含む）	
					調査数理室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					運用リスク管理室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					情報管理部	・【第２回】定期内部監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ内部監査 （フォロー監査を含む）	
					投資戦略部	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					運用管理部	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					市場運用部	・【第２回】定期内部監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					オルタナティブ投資室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					インハウス運用室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					経営委員会事務室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					監査委員会事務室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	
					監査室	・【第２回】定期内部監査 ・【第１回】情報セキュリティ内部監査	

【令和３年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のＰＤＣＡサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況及び内部統制の情報と伝達に係る統制環境の整備状況の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及

び収入・支出に関する事務処理状況のほか、令和３年４月１日施行改正労働法の対応状況の確認を、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として業務リスク等の総括管理状況の確認を、運用受託機関等の管理の実施状況に関する内部監査として外部運用委託先の管理の適正性・有効性及び運用受託機関・資産管理機関に係る事務過誤の管理状況の確認を、法人文書に関する内部監査として規程に基づく報告の取りまとめ状況及び法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

① 令和３年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。

② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施期間	対象部室	備　考
R3.5 ～ R3.9	総務部 企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 経営委員会事務室 監査委員会事務室 監査室	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む。）
R3.10 ～ R4.3	総務部 企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室	・【第２回】定期内部監査 （フォロー監査を含む） ・情報セキュリティ内部監査

	法務室	
	経営委員会事務室	
	監査委員会事務室	
	監査室	

【令和４年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のＰＤＣＡサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制等の整備状況等に関する内部監査としてマニュアルの整備状況等の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置義務化に係る対応状況の確認を、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として顕在化した業務リスク等に係る対応状況の確認を、その他の内部監査としてマネジャー・ストラクチャーに係る方針策定、ベンチマークの選定に係る対応状況の確認及び超過収益管理に伴う運用リスク管理に係る対応状況の確認を、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査としてホームページ等での公開状況の確認を行うなど、業務の適切かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

① 令和４年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。

② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施期間	対象部室	備　考
R4.4 ～ R4.9	総務部	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む。）
	企画部	
	調査数理室	
	運用リスク管理室	
	情報管理部	
	投資戦略部	
	運用管理部	
	市場運用部	
	オルタナティブ投資室	
	インハウス運用室	
	法務室	
	経営委員会事務室	
	監査委員会事務室	
R4.10 ～	総務部	・【第２回】定期内部監査 （フォロー監査を含む。）
	企画部	

R5.3	調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 経営委員会事務室 監査委員会事務室 監査室	・情報セキュリティ内部監査

【令和５年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のＰＤＣＡサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として、組織変更に伴う業務移管及び引継状況の確認、顕在化した業務リスク等に係る対応状況の確認を、その他の内部監査として、リバランス提案、配分・回収業務の実施プロセスの確認、自家運用の運用高度化に係る対応状況の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況の確認を、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査としてホームページ等での公開状況の確認を、情報公開に関する内部監査として情報公開法に基づく、情報開示対応状況の確認を行うなど、業務の適切かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

① 令和５年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。

② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施期間	対象部室	備　考
R5.4 ～ R5.9	総務部 経理部 企画部 調査数理部 運用リスク管理部 情報管理部 投資運用部 ESG・スチュワードシッ	・【第１回】定期内部監査 （フォロー監査を含む。）

	プ推進部	
	オルタナティブ投資部	
	運用管理部	
	法務室	
	経営委員会事務室	
	監査委員会事務室	
R5.10 ～ R6.3	総務部	・【第２回】定期内部監査 （フォロー監査を含む。） ・情報セキュリティ内部監査
	経理部	
	企画部	
	調査数理部	
	運用リスク管理部	
	情報管理部	
	投資運用部	
	ESG・スチュワードシップ推進部	
	オルタナティブ投資部	
	運用管理部	
	法務室	
	経営委員会事務室	
	監査委員会事務室	
	監査室	

③　年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

【令和６年度】

①　内部監査の実施

令和６年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。

第１回定期内部監査（令和６年４月～令和６年９月）

監査事項	監査内容
重点内部監査事項	資産運用に係るリスクの管理に関する内部監査
共通内部監査事項	内部統制体制等の整備状況等に関する内部監査
	法令順守等に関する内部監査
	業務実施の障害等となるリスク管理に関する内部監査

	広報等に関する内部監査
フォロー内部監査事項	指摘・着眼事項に関する内部監査

第２回定期内部監査（令和６年１０月～令和７年３月）

監査事項	監査内容
重点内部監査事項	自家運用の実施状況に関する内部監査
共通内部監査事項	法令順守等に関する内部監査
	法人文書に関する内部監査
フォロー内部監査事項	指摘・着眼事項に関する内部監査

情報セキュリティ内部監査（令和６年１０月～令和７年３月）

監査事項	監査内容
重点内部監査事項	情報セキュリティ対策に関する内部監査
共通内部監査事項	個人情報に関する内部監査

内部監査結果については、理事長及び監査委員会に報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。また、情報セキュリティ内部監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者に報告を行った。

② 関係者とのコミュニケーションの強化

ア． 監査委員会との連携

年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

イ． 各部室長とのコミュニケーション

各部室の各種リスクに係る課題認識や対応策等を把握するために、各部室長とのリスクコミュニケーションヒアリングを実施し、四半期に一度、理事長に報告した。

③ 内部監査高度化の推進

内部統制のＰＤＣＡサイクルにおける独立したモニタリング機能を強化するため、民間金融機関で監査経験のある人材の知識・ノウハウ等を活用し、リスクベースによる内部監査を引き続き推進した。

				（５）監査委員会監査 ①　各年度の監査委員会による監査については、2019 年度監査委員会監査計画（令和元年６月 24 日通知）、2020 年度監査委員会監査計画（令和２年６月 26 日通知）、2021 年度監査委員会監査計画（令和３年６月 24 日通知）、2022 年度監査委員会監査計画（令和４年６月 23 日通知）、2023 年度監査委員会監査計画（令和５年６月 23 日通知）、2024 年度監査委員会監査計画（令和６年６月 27 日通知）に基づき、に基づき、下表のとおり実施した。	

2年度			3年度		
年　月	対象部室等	実施内容等	年　月	対象部室等	実施内容等
R2.6	総務部	令和元年度決算(会計)監査	R3.6	総務部	令和２年度決算(会計)監査
R2.6	理事長	令和元年度監査報告(内部統制を含む。)	R3.6	理事長	令和２年度監査報告(内部統制を含む。)
R2.12 ～ R3.4	経営委員(監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、審議役（併）コンプライアンス・オフィサー、法務室）に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)	R4.2 ～ R4.4	経営委員(監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室）に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)
通年	全部室	理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等	通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等

４年度			５年度		
年　月	対象部室等	実施内容等	年　月	対象部室等	実施内容等
R4.6	総務部	令和３年度決算(会計)監査	R5.6	経理部	令和４年度決算(会計)監査
R4.6	理事長	令和３年度監査報告(内部統制を含む。)	R5.6	理事長	令和４年度監査報告(内部統制を含む。)
R5.1 ～ R5.5	経営委員(監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、企画部、調査数理室、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室、シニアＩＴアドバイザー）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)	R6.1 ～ R6.5	経営委員(監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、運用管理部、オルタナティブ投資部、務室、監査室、シニアＩＴアドバイザー）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等	通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等

６年度		
年　月	対象部室等	実施内容等
R6.6	経理部	令和５年度決算(会計)監査
R6.6	理事長	令和５年度監査報告(内部統制を含む。)
R7.2 ～ R7.5	経営委員(監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、運用管理部、オルタナティブ投資部、法務室、監査室、シニアＩＴアドバイザー）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等

② 監査委員会監査の充実・強化の取組実績

ア 毎年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。

ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。

エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的ＰＤＣＡサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。

オ 監査委員会監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c）監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。

カ 令和６年度においては、自家（インハウス）運用における取引先選定に関し、その職務執行の公平性・透明性について検証した。

（６）会計監査人の監査

会計監査人による監査については、前年度決算に係る会計監査及び当年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、前年度決算に係る監査報告書については、６月開催の監査委員会及び

経営委員会に報告した。

２年度		３年度	
年　月	実施内容等	年　月	実施内容等
R2.4～5	令和元年度の会計監査（期中監査）	R3.4～5	令和２年度の会計監査（期中監査）
R2.5～6	令和元年度の会計監査（期末監査）	R3.5～6	令和２年度の会計監査（期末監査）
R2.6	令和元年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R3.6	令和２年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R2.11～R3.3	令和２年度の会計監査（期中監査）	R3.11～R4.3	令和３年度の会計監査（期中監査）

４年度		５年度	
年　月	実施内容等	年　月	実施内容等
R4.4～5	令和３年度の会計監査（期中監査）	R5.4～5	令和４年度の会計監査（期中監査）
R4.5～6	令和３年度の会計監査（期末監査）	R5.5～6	令和４年度の会計監査（期末監査）
R4.6	令和３年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R5.6	令和４年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R4.11～R5.3	令和４年度の会計監査（期中監査）	R5.11～R6.3	令和５年度の会計監査（期中監査）

６年度	
年　月	実施内容等
R6.4～5	令和５年度の会計監査（期中監査）
R6.5～6	令和５年度の会計監査（期末監査）
R6.6	令和５年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R6.11～R7.3	令和６年度の会計監査（期中監査）

（７）第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

【令和２年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人（令和２年度から令和６年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。令和２年度においては、次年度以降に実施するマネジメント監査の本監査の方針や監査事項等を設定するためにリスク分析・評価を行った。

また、令和元年度マネジメント監査のフォロー監査においては、いずれの事項においても適切に改善されていることが確認されたとの報告を受けた。

なお、監査結果については、２月４日付で理事長に報告した。

年　月	実施内容等
R2.10	令和２年度の監査実施計画の承認
R2.10 ～ R3.1	令和２年度マネジメント監査及び平成 31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査

	次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）
R3.2	報告書作成
R3.2	監査報告会

【令和３年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人により、下表のとおり実施した。令和３年度においては、令和２年度に実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を実施した。

なお、監査結果については、10 月 20 日に CISO へ、10 月 21 日に理事長へ報告した。

年　月	実施内容等
R3.8	令和３年度の監査実施計画の承認
R3.8　～ R3.10	・基幹システムの管理部門に対する基幹システムの情報資産の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部） ・基幹システムの利用部門に対する基幹システムの情報資産の導入 ・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（総務部、運用リスク管理室、調査数理室、運用管理部、インハウス運用室） ・ＲＰＡ/ＥＵＣに関する管理部門に対するＲＰＡ/ＥＵＣの導入･利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部、運用管理部）
R3.10	報告書作成
R3.10	監査報告会

【令和４年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人により、下表のとおり実施した。令和４年度においては、令和２年度に実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を実施した。

なお、監査結果については、10 月 19 日に CISO へ、10 月 20 日に理事長へ報告した。

年　月	実施内容等
R4.8	令和４年度の監査実施計画の承認
R4.8　～ R4.10	・基幹システムの開発、運用、保守のシステム管理業務のマネジメント監査（情報管理部） ・基幹システムの情報資産の利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（企画部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、法務室） ・ＲＰＡ/ＥＵＣ の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部）
R4.10	報告書作成
R4.10	監査報告会

【令和５年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人により、下表のとおり実施した。令和５年度においては、部門独自のシステムを対象とし、監査チェックリストは最近の脅威をベースとしたリスクを分析できるようなものとした。

なお、監査結果については、10 月 26 日に CISO 及び理事長へ報告した。

年　月	実施内容等
R5.8	令和５度の監査実施計画の承認
R5.9	監査実施 ・人事情報等管理サービス（総務部） ・給与計算及び個人番号収集・保管等業務（総務部） ・会計システム運用保守業務（経理部） ・ウェブサイト及びCMS等に係る運用・保守等業務（企画部） ・運用資産管理のためのデータウェアハウスサービス業務（情報管理部）
R5.10	報告書作成
R5.10	監査報告会

【令和６年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人（令和２年度から令和６年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。令和６年度においては、令和５年７月に改定された政府統一基準群に対する情報セキュリティ管理規程等の準拠性監査を行った。

なお、監査結果については、10月28日にCISOへ、10月31日に理事長へ報告した。

年　月	実施内容等
R6.7	令和６年度の監査実施計画の承認
R6.8	監査実施 ・基幹システムの利用部門監査 （調査数理部・運用リスク管理部・投資運用部・運用管理部） ・基幹システムの管理部門監査 （情報管理部） ・RPA/EUCの管理部門監査 （情報管理部）
R6.10	報告書作成
R6.10	監査報告会

（８）コンプライアンス・オフィサーや法務室等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施するために、以下の取組みを行った。

①令和２年度において、内部統制に実績と経験を有するシニアな弁護士を令和２年９月に職員として１名新たに採用し、内部統制リスクの検証を行った。当該検証の結果を踏まえて令和３年３月に法務室を設置した。

②法務室が外部弁護士ネットワークを構築して、法務リスクに適切に対応するための内部統制体制を整備した。

③コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し的確に実施した。

④コンプライアンス・オフィサーと法務室が連携して、法務室が構築した外部弁護士ネットワークの活用（具体的な事例はア～オのとおり。）を含めた内部統制体制を整備した。

ア　複数寄せられた内部・外部からの通報や情報提供、相談については、法務室及び外部弁護士の専門的知見を活用しつつ調査を行う等、適切に対応した。また、通報事案に係る調査結果を踏まえて所要の業務改善を図った。

イ　内部通報制度に関する昨今の情勢を踏まえ、令和３年10月に内部通報制度の透明性を高めることを目的として、法人外部に設置する内部通報窓口を顧

				問弁護士から外部の弁護士に変更した。 ウ　令和４年６月に当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とした通報制度に関する研修会を実施し、制度の適切な利用促進に取り組んだほか、令和５年３月に外部弁護士を講師とした管理職向けハラスメント研修を実施し、ハラスメントの予防に取り組んだ。 エ　外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士等より、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見を得た。 オ　内部通報・外部通報制度を適切に運用することを目的として、外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士の知見を活用しながら、担当者向け通報処理マニュアルの整備を進めた。 ⑤内部統制やコンプライアンス等に関する知見を有する外部講師やコンプライアンス・オフィサーが、倫理規程や公的機関におけるコンプライアンス等について講義を行うコンプライアンス集合研修を毎年実施し、役職員の一層の理解を促した。	
			（12）法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講じているか。	（９）令和２年度から令和４年度において、金融事業者へ再就職をした元役員から、法律で義務付けられている離職後２年間の再就職の届出を受けたことから、速やかに経営委員会に報告した。 また、令和３年度から令和６年度において、役職員の再就職に関するルールを適切に管理し、再就職を決めた職員から在職中の再就職に関する届出及び退職後の金融事業者への再就職に関する届出を受領し、その内容について問題がないことを確認した。	（12）金融事業者へ再就職をした元役員から、適切に再就職の届出を受け、速やかに経営委員会に報告していること及び再就職をした職員から再就職の届出を受け、その内容について問題のないことを確認していることから、所期の目標を達成していると考える。
	第３　２．国民から一層信頼される組織体制の確立 平成28年の法改正により、平成29年10月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。 経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事	第１　２．国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務	(13)平成29年10月のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めているか。 （14）経営委員会	２．国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、以下のとおり開催し、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。 監査委員会は、以下のとおり開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。	(13) ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、監査委員会、理事長等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら運営しており、所期の目標を達成していると考える。 (14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、経営委

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
経営委員会開催回数	14回	13回	13回	14回	13回

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度

	長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏ま	の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切	の判断事例の蓄積を活用して、ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行っているか。 （15）役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年１回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築を行っているか。	<table><tr><td>監査委員会 開催回数</td><td>15 回</td><td>14 回</td><td>15 回</td><td>14 回</td><td>15 回</td></tr></table> また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、各年度において、年度内に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行った。 なお、第５期中期目標期間における基本ポートフォリオに関する情報が公表前に一部報道されたことに対し、関係者に対して事実確認を行うとともに、基本ポートフォリオ公表までの間の厳正な情報管理について法人内で改めて周知徹底を行った。 また、職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すとともに働きがいのある職場づくりに活かすため、業務運営に係る意見等を聴取している。 さらに、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。	員会において、経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行っており、所期の目標を達成していると考える。 （15）業務運営に係る意見を新たに調査項目に加えた職員現況調査を開始するとともに、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目とし、職員の能動的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成していると考える。

	え、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。 また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。	に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年１回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。			
	４．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行	４．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 （１）監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化 管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとと	（16）監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。	４．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 （１）監査委員会は、運用の高度化、多様化を進める中での内部統制の状況や法務機能の活用状況及び監査機能の強化の状況等について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。 （２）令和３年度において、監査委員会は、業務監査を通じてテレワークによる業務運営の状況について検証し、就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定によりテレワーク取得の条件等が明確化され公正性が確保されたこと、及び各部署の業務特性に応じた業務の効率化の向上が図られていることを確認した。 令和４年度及び令和５年度において、監査委員会は、テレワークの導入の目	（16）監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期及び随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考える。

	う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。	もに、監査委員会による監査に必要な費用を手当てするなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。 （２）監査及び監視の方針 監査委員会は、監査委員会規程、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。 なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も随時改正する。 （３）監査計画の策定と計画に基づく監査の実施 監査委員会は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づ		的である、柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率化の向上について、業務監査を通じて検証し、各部署の業務特性に応じた生産性の向上や業務の効率化の向上の促進状況について確認した。 令和６年度において、監査委員会は、生産性の向上や業務の効率化の向上について、業務監査を通じて検証し、各部署の業務特性に応じた生産性の向上や業務の効率化の向上の促進状況について確認した。 （３）令和２年度において、監査委員会は、一般競争入札（総合評価落札方式）による調達を実施し、令和２～６事業年度の会計監査人候補者を選定した。会計監査人及び監査室とは随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。 （４）監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性について検討した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を２回開催し、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。 （５）令和４年度、令和５年度及び令和６年度において、監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人について、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室と随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。 （６）令和５年度及び令和６年度において、監査委員会は、業務監査、執行部が主催する重要な会議・委員会への陪席及び監査委員会へ執行部を適宜招聘すること等により、運用の高度化・多様化に見合った業務プロセスの適正性等について監視し、内部統制の取組状況について検討した。	

		き当該年度の監査報告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。 監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のＰＤＣＡサイクルを回すことによって監査の実効性を向上させる。 （４）内部諸規定に基づく業務運営の点検			

		監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。			
	５．情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。	５．情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず管理	（17）情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認しているか。また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。	５．情報セキュリティ対策 ①　情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を令和２年度、令和４年度及び令和６年度に実施した。 ・令和３年７月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を令和３年度内に実施した。また、令和５年７月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を令和５年度から令和６年度にかけ実施した。 ②　法人のネットワークシステムにＣＡＳＢ（Cloud Access Security Broker：クラウド監視サービス）を令和３年３月に構築・導入し、役職員のクラウドサービス利用のモニタリングを継続的に実施した。また、令和５年度及び令和６年度には新たなクラウドサービス環境の利用時における情報セキュリティ対策の実装に向けた検討のための情報収集を行った。 ③　情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検	（17）情報セキュリティ対策等については、各年度において、以下の対応を行っており、所期の目標を達成していると考える。 【令和２年度】 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてｅラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（5回）。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、98.6%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 【令和３年度】 令和３年７月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を年度内に実施した。 また、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてｅラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（４回）。さらに、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.5%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施す

		運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。			２年度	・セキュリティに係わる最新の状況をテーマにｅラーニングを実施した。 ・テレワーク業務におけるリスクやWeb会議時のリスク等に関して集合研修を実施し全役職員が受講した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を１回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施するとともに、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化した。	る観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 【令和４年度】 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてｅラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（合計６回）。その内２回は事前に予告し、セキュリティインシデントの報告に重点を置いたものを行っている。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.6%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 令和４年７月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 【令和５年度】 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてｅラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（合計４回）。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.4%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、一部の外部サービスに関する設定に軽微な不適合が認められたが、即時対応を完了している。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を引き続き調達し、セキュ
					３年度	・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにｅラーニングを実施した。 ・役職員を対象に、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための政府統一基準群について解説した研修を実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を１回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施するとともに、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化した。	
					４年度・５年度	・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにｅラーニングを実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を１回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施した。また、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化するため、新たにセキュリティインシデントの報告に重点を置いた訓練も追加した。	

						リティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 【令和６年度】 法人のネットワークシステム及び統合文書管理システムに対して脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施し、発見された緊急度の高い脆弱性について、即時対応を行った。 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてｅラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（合計５回）。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.6%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、手順書の一部に軽微な不適合が認められたが、対応を完了している。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 共通業務基盤の調達においてモバイルデバイスの利用を踏まえた情報セキュリティ対策を検討した。 情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を活用し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 以上により、所期の目標を達成していると考える。
		６．施設及び設備に関する計画 なし		６．施設及び設備に関する計画 なし		〈課題と対応〉 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（Ⅰ－２再掲） ● 業務運営を支える人材の確保・育成・定着を戦略的に進めるための機能強化（Ⅱ-1 再掲） ● 業務執行プロセスの公正性及び透明性を確保するため、引き続き内部統制体制を強化
		７．中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実		７．中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。		

６年度	・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにｅラーニングを実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を１回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施した。

④　運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築
・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（令和２年度：延べ 223 社、令和３年度：延べ 202 社、令和４年度：延べ 202 社、令和５年度：延べ 114 社、令和６年度：延べ 125 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。
・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。
⑤　令和４年７月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。
⑥　令和５年度において、法人の文書管理システムについて、大規模災害が発生した場合に備えた災害対策環境の構築を完了した。
⑦　令和６年度には、共通業務基盤の調達におけるモバイルデバイスの利用を踏まえた情報セキュリティ対策を検討した。

		施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。			